

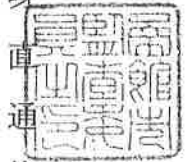


函館市監査公表第28号

函館市長から「平成25年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知」があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年10月28日

函館市監査委員	渡	辺	宏	身
函館市監査委員	植	松		直
函館市監査委員	北	原	善	通
函館市監査委員	茂	木		修





函 企 画

平成26年9月30日

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置の通知について

平成26年3月31日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

企画部企画管理課

TEL:21-3620

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置  
(特定の事件名 小規模事業の有効性の検証)

1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
<p>企画部 広報広聴 課</p>	<p><b>No.1 市政要覧発行費</b>  <b>2 事業の目的について</b>  <b>事業の目的が複数混在</b>  「市勢要覧」は、「市の現状と将来の展望など、市勢の動向を内外に把握してもらうための資料である」とともに、「国際観光都市としての函館を「訪れてみたい街」また「住んでみたい街」としてアピールできる街のイメージアップに繋がる資料」であるとしている。つまり、「市勢」把握のための資料提供目的と、観光用アピール目的の2つの目的を設定している。  <b>実際、成果物である「市勢要覧」は、前半の写真部分と後半の資料部分の2部構成となっており、目的の二重性を反映したものとなっていた。</b>  <b>複数の目的を設定するのは、選択すべき手段を曖昧にし、いずれの目的も達成できない結果を招く恐れがある。目的の定義は明確なものとしなければならない。</b>   <b>事業の目的が抽象的である</b>  <b>事業の目的として、「市勢の動向を内外に把握してもらうための資料」、「アピールできる街のイメージアップに繋がる資料」と記載している。</b>  <b>自治体の事業は、市民や地域のために、良い影響を及ぼすために実施するものである。事業の目的は、働きかける「対象」と、どのような変化を及ぼすことを意図しているのか「意図する変化」の2点を明確にしなければならない。</b>  <b>働きかける「対象」は、特定の人や集団であったり、河川の水質や渋滞状況などの物質または状況である。「意図する変化」は、「学力を高める」や「水質を改善する」などである。</b>  <b>ところが本事業の目的においては、上記のように「内外に把握」とあるが、サービスの提供相手である「内外」が具体的に誰を指すのか明確でなく、「把握」が具体的にどうなることを示すのか明確でない。</b>  <b>また、「イメージアップに繋がる」という記載も抽象的であり、茫漠としている。</b>  <b>事業の目的は、「対象」と「意図する変化」を明確に定義しなければならない。</b></p>	<p>47～ 48</p>	<p>市勢要覧は、市勢の動向を内外に紹介する資料として作成してきたものであり、当市の現況を写真や図表、イラストなど視覚に訴えかける素材を多く使用し、分かりやすく紹介することにより、市政への理解を深めるとともに、具体的なデータに裏打ちされたイメージを持っていただき本市について理解してもらうための資料として、さらには、国際観光都市函館をPRし、イメージアップを図るための資料として活用されてきたものと考えております。  <b>本事業は、こうした複合的効果を得ることを目的に、これまで実施してきたところではありますが、時代が変化する中で、市民等の関心領域が多様化し、市民等が必要とする情報の深度の違いに対応することは、冊子の形式では限界が出てきたことから、今日のインターネット社会においては、市のウェブサイトを充実することにより的確な情報発信を行っていけるものと判断し、市勢要覧の発行は平成24年度をもって廃止したところであります。</b></p>

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
企画部 広報広聴 課	<p><b>3 成果物とその配布先について</b>  <b>市庁舎内各部局への配布について</b>  毎年、約500部を市庁舎内の各部局に配布している。  平成24年度は、「2012年版市勢要覧の配布および報道依頼について」によれば、502部を、市の全部局の「課長職以上の全員に1部と、各課に備え付けとして1部を配布しています。（企画部を除く）」とされている。あらかじめ配布先が決定されていた1,096部のうち、約半数がこの庁舎内配布であった。  1冊の作成に約1,658円を要する。庁内の部課長等へ配布する分だけで832千円のコストを要する。庁内配布が有益であるとは考えられない。</p> <p><b>随時配布の配布先の記録について</b>  随時配布3,500部の配布先が記録されていなかった。どのようなニーズで誰に利用されたかが把握されていない。  安価な観光用パンフレットであれば、配布先を記録する必要はない。しかし、「市勢要覧」は、1冊当たり1,658円のコストを要する冊子である。配布先が記録されていなければ、1冊1,658円の成果物が、有効に使われたのか否か測定・評価できない。  これも、目的が曖昧なままに不相応に高価な冊子を作ったことが要因であり、目的と成果物、およびその活用方法に整合性がない結果となっている。</p> <p><b>記載内容と配布先の整合性</b>  「市勢要覧」の前半約40ページは、観光スポット等のカラー写真を多用した、いわば函館の観光案内である。観光用としては、市が作成する他の観光用パンフレットと重複していた。  後半の約20ページは、人口・行政組織・市財政・産業経済等の市の基礎的なデータであり、単色刷りの数字とグラフの羅列である。ホームページや他の統計から持取可能なデータである。  函館の街をアピールするのであれば、前半で用が足りる。後半は不要であろう。公用など調査目的の者向けであるならば、製作コストの高い前半は不要であろう。  どのようなサービスの受給者を想定しても、この「市勢要覧」は、不要な部分を含んでおり、作製コストを勘案すれば、目的に適合しないものであった。</p>	48～ 49	<p>市勢要覧の庁内配付は、業務便覧としての用途に加え、各課に備付されていることで各種大会や視察の対応にあたり、市勢要覧の活用を検討してもらう「見本版」としての用途にも使用されていたところであり、一定の有用性があったものと考えております。</p> <p>また、随時配布先の記録については、ニーズを把握するために必要であったと認識しております。</p> <p>いずれにいたしましても、事業の実施にあたっては、目的、成果を明確にすることはもとより、コストをより意識しながら取り組んでまいります。</p>

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
企画部 広報広聴 課	<p><b>4 事業の業績指標について</b>  <b>アウトカム指標が設定されていない</b>  業績指標としては、担当課においては、上述の配布先態様別の配布合計数が記録されているのみである。配布先態様別の配布合計数では、アウトプット指標としても不適切である。  アウトカム指標を明確に定めるようにすべきであった。アウトカムとしては、後述するアンケート結果が考えられる。</p> <p><b>アンケートによる受益者の受ける効用の測定</b>  アンケートを実施していない。  上述の通り、「市勢要覧」は、どの受益者にとっても中途半端な内容であった。  受益者にアンケートをして、章ごとへの関心度を分析していれば、それが判明したであろう。  1冊1,658円のコストを要する冊子である。アンケート葉書を同封するなどにより、受益者の効用を測定すべきであった。</p>	49	<p>業績指標については、これまで一定の配布実績があったことにより、事業に対する必要があるとの判断をしてきたものです。今後の広報活動においては、アンケートなどでニーズを把握しながら、より効果的な事業実施に努めてまいります。</p>

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
企画部 広報広聴 課	<p><b>5 事業に要するコストについて</b> <b>人件費の効率化について</b></p> <p>「市勢要覧」の作成・配布に要する業務量は、0.4人工とされている。正職員の勤務日数が年間250日とすると、0.4人工×250日=100日を要していたことになる。</p> <p>しかし、原稿作成段階での実際の作業は、前半の写真部分はほとんど変更なく、後半の資料部分の数値の改定をするだけであろう。100日を要する作業とは考えられない。</p> <p><b>正職員が直接作業する必要があったか</b></p> <p>毎年の作業自体は、時点修正程度であり、正職員が担当する必要はなかった。担当部局も、正職員に限らず、嘱託職員でも臨時職員でも実施可能な業務であったとしている。</p> <p>正職員の人工を0.3人工削減することが可能であった。</p> <p><b>委託金額の妥当性について</b></p> <p>平成24年度の印刷部数は、前年度以降の6,000冊に比べ、5,000冊と約2割カットされたにも拘らず、平成24年度の契約額5,292千円（税込）は、平成23年度の契約額5,040千円（税込）に比べ、5%増加した。その結果、平成24年度の委託単価は1冊当たり1,008円となった。平成23年度の委託単価800円より大幅に上昇している。</p> <p>平成23年度、平成24年度ともに時点修正だけの作業である。委託単価が1.26倍になったのは、合理的でない。</p>	49～ 50	<p>市勢要覧の発行にあたっては、一定の責任および業務量が必要であるとの判断のもとに人工数を計上したものでありますが、今後の業務遂行にあたっては、作業内容や業務量を精査し、効率的な執行に努めてまいります。</p> <p>また、平成24年度における単価上昇については、東日本大震災に伴う印刷用紙等の値上げがあったこと、さらに印刷費においては版の出力や印刷機のセットアップなど固定費の割合が高く、部数の減が契約金額の減に直結しなかったところですが、今後においても適切な積算と予算の執行に努めてまいります。</p>
	<p><b>6 費用対効果について</b> <b>1冊当りのコストが高い</b></p> <p>平成24年度の1冊当りのコストは1,658円である。前述のように、前半は、雑誌のカラーページなどより、厚手の用紙を用いており、長期保存できる製本となっている。イメージアップを図るだけなら過剰な仕様であり、1冊当りのコストが過大である。</p>	50	<p>市勢要覧は、表紙や本文にカラー写真を多用することから、厚手のコート紙を使用しておりましたが、今後発行する印刷物については、十分に仕様を検討してまいります。</p>

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
企画部 広報広聴 課	<p><b>7 廃止の際の意思決定について</b>  <b>事業の廃止時期について</b>  本事業については、その成果が疑わしいものであり、このような事業が昭和31年度から平成24年度に至るまで廃止されずに継続されてきたことは大きな問題である。一般に、「選択と集中」といえば聞こえは良いが、人員も資金も乏しい中で「選択」するとは、実際に何かを廃止することである。もっと早くに廃止すべきであった。</p> <p><b>予算策定段階における意思決定について</b>  予算所管部門は財政課である。予算要求に当り、担当部局は、各事業について次の資料を財政課に提出する。  A. 「平成〇〇年度 当初 歳出予算要求書」  予算システムの出力帳票 A4 2枚  B. 「予算要求資料」各担当作成のもの A4 1枚であることがほとんど  本事業の予算要求資料としては、「市勢要覧」発行費」A4が1枚添付されている。  平成22年度は更新年であり、コンペを実施している。平成24年度は中間年である。発行費に関する記載は、更新年か中間年かにかかる記載を除けば、全く同一の記載内容である。平成23年度は、金額・数値を除き、平成24年度と同じ記載内容である。  本事業は、平成25年度で廃止となったが、この予算要求資料でみる限り、平成22年度、平成23年度、平成24年度において、予算要求に先立って、担当課内で事業の有益性について検討した形跡が見受けられない。</p> <p><b>廃止の際の意思決定について</b>  本事業が廃止とされた事務の流れをみると次の通りである。  本事業は、平成24年度の外部委員による事業仕分けで廃止と提言され、それを受けて、平成24年度8月付の企画部企画管理課長から総務部行政改革課長宛ての「事業仕分けの判定結果に対する所管部局の考え方について」で、本事業について「平成25年度から廃止する」とされた。  担当者へのヒアリングによれば、事業の成果に対する測定や評価、費用対効果に対する評価は、特段、実施せず、予算要求をしなかつただけとのことである。  しかし、外部委員による事業仕分けで廃止とされた事業を、担当部局がすべて廃止としたわけではない。  本事業についても、何らかの評価を下したからこそ、廃止の決断をしたはずである。ところが、その評価・判断をした経緯が文書化されていない。  評価・判断の経緯を明確にする必要がある。</p>	51～ 52	<p>予算要求にあたっては、目的や効果、必要性など、部内においてこれまで以上に十分に検討してまいります。</p> <p>また、今後、廃止する事業については、重要度等を勘案し、必要に応じてその判断の経緯や理由が明確となり、記録として残る手法等を検討したい。</p>

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
企画部 国際・地 域交流課	<p><b>No.2 国際交流施設整備関係経費</b>  <b>3 費用対効果について</b>  <b>貸室の稼働率が低い</b>            平成23年度と平成24年度では、貸室の時間設定が異なっているが、いずれにしても、利用人数から見た稼働率は3.0%、5.3%と低い。市自ら施設利用団体が非常に限定的と認めている状況に加えて、稼働率が著しく低い。利用者1人当たりコストを測定評価していない。費用対効果の観点から、事業の見直しが必要である。</p>	54～ 55	<p>当該施設の稼働率が著しく低いことや、施設利用者として想定している市内国際交流団体の活動実態も変化してきていること、さらには施設自体の老朽化の問題もありますことから、今後、関係団体とも協議しながら、施設の廃止も含めた検討を進めてまいります。</p>
	<p><b>4 施設維持・運営の目的について</b>  <b>施設維持・運営の目的が不明確である</b>            平成24年度末において、市は、他の貸館整備の進捗・利用者の限定を理由に、公共施設としては、国際交流プラザ（以下、「旧プラザ」という）の役割が終わったものとし、翌年度から、廃止することとした。この前後で、国際交流施設、国際交流プラザの各名称は変わらない。            要綱では、1階を「函館市国際交流プラザ」（以下、「新プラザ」という）と呼び、函館市企画部国際・地域交流課の執務スペースとしながら、実際に職員は常駐していない。            本個別サンプル「国際交流施設整備関係経費」とは別に、「函館市多文化共生・国際化推進業務」も「センター」が受注している。いずれの業務も一者随意契約による。また、1階床面積の大半は会議室3室が占め、依然として、貸室として使用されている。限定的な利用団体が「センター」であることも含め、名称のみならず「新プラザ」「旧プラザ」の利用実態は新旧で変わりはない。「センター」に独占的な利益を供与しているのか、本来、市が実施すべきことの肩代わりを「センター」に依存しているのかが曖昧な状況である。財産区分の変更、要綱の制定、契約の締結等、一見複雑な変更を実施しているが、これらは、いわば外形的な変更である。施設維持・運営の目的を明確にすべきである。</p>	56～ 57	



監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
企画部 国際・地 域交流課	<p><b>No.3 国際交流事業活動補助金</b>  <b>2 予算編成時の意志決定について</b>  <b>予算要求資料における事業の目的が記載されていない</b></p> <p>平成22～25年度の予算要求資料に事業の目的が記載されていない。予算要求に当って、事業の目的、すなわち、事業の対象は誰（何）であるか、その対象に対してどのような変化を意図しているのかを明記しなければならない。  <b>予算要求資料における事業の成果の記載がされていない</b></p> <p>平成22～25年度の予算要求資料に補助金の支給実績の記載はあるが、この事業でどのような成果が達成できたのかについて全く記載されていない。成果を明確に記載し、拡充すべき事業であるのか、見直し・廃止すべき事業であるのか判断できるようにしなければならない。</p> <p><b>平成22～24年度の予算要求資料について</b></p> <p>平成22～24年度の予算要求資料が、年月日・数量・金額等の数値が異なることを除けば、その記載内容が一字一句全く同一である。一方では、平成25年度に留学生補助を廃止する際の予算要求資料には、廃止の背景や理由が記載されていない。事業を拡充するにしても、縮小・廃止するにしても、予算要求資料は、事業の見直しの根拠と、その意思決定過程が明確になるように作成すべきである。</p>	59～ 60	<p>今後における予算要求時の資料につきましては、ご指摘の点を踏まえ、事業内容に応じ適切に作成してまいります。</p> <p>また、制度の拡充・縮小・廃止等を検討する際には、費用対効果の測定等に努めるとともに、予算要求にあたっては、資料等において明確にしてまいります。</p>
	<p><b>3 事業の成果と費用対効果, 達成目標について</b>  <b>アウトカム指標が定義されていない</b></p> <p>業績指標としては、補助件数と金額が記載されているのみである。アウトカム指標を明確に定義すべきである。</p> <p><b>費用対効果が測定されていない</b></p> <p>費用対効果が測定されていない。事業を拡充すべきか、縮小・廃止すべきかを意思決定するためには、費用対効果の測定が必要である。</p> <p><b>達成目標が設定されていない</b></p> <p>達成目標が設定されていない。執行管理と動機付けのために、達成目標を設定すべきである。</p>	60	
	<p><b>4 留学生補助の廃止の際の意志決定過程について</b>  <b>留学生補助の廃止の理由に関する予算要求資料の記載について</b></p> <p>廃止に当って、その事業が成果が乏しいから廃止するのか、費用対効果が低いから廃止するのかなど、廃止する理由が記載されていない。</p>	61	

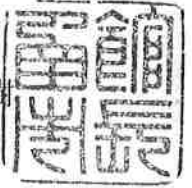
監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
企画部 国際・地 域交流課	<p><b>5 留学生補助の廃止について</b>  <b>過大な事業設計と、その事業の全部廃止について</b></p> <p>全国の市・区の事例に較べても、市の財政状況に照らしても、市の留学生補助総額は過大であり、選別せずに支給してきたことも考えれば、ばらまきである。財政に過大な負担となるのは当然であり、もっと早くに見直しすべきものであった。しかし、以下に述べる状況を考慮すれば、全廃とすべきであったかどうかは疑問である。</p> <p>上述のように留学生は、年々大幅に増加している。また、函館市のアンケート調査の結果によれば、経済的に苦しいとする者が11名いた。函館市の主要産業は観光であり、近年は海外からの観光客が増加している。留学生は、将来、函館市の海外交流の増進に役立つ可能性がある。また、国際交流基金の残高は2億円ある。仮に、留学生補助金の規模を半分に縮小すれば、年間の所要額は5百万円であり、40年間制度を維持できる残高である。留学生補助金の廃止は、事業創設時に自己の財政状況に照らして過大な事業設計をした結果、後年において、その財政負担が大きいことを理由に、その事業を全廃してしまったものと言える。</p> <p>事業の見直しは、事業の成果、費用対効果の測定・評価に基づいて行われるべきである。</p>	63～ 64	<p>当該制度の廃止にあたっては、「行財政改革プラン 2012」に係る検討を踏まえ、留学生へのアンケート調査を行ったなか、本市への留学にあたり、留学生への補助制度を見込んで留学先を決めているわけではないこと、また、留学生の多くが生活情報の提供や市民との交流の充実などを望んでいることなどが判明したことから、留学生のニーズに沿った新たな支援事業を立ち上げるとともに、留学生への補助制度については廃止することが妥当と判断したものであります。</p> <p>ご指摘にもありますとおり、制度設計時における財政負担の将来予測の必要性や、当該制度に係る事務処理を行う際の人件費コストについては、当然に考慮すべき事項であると認識しておりますので、今後の制度設計にあたっては十分に配慮してまいります。</p>
	<p><b>6 事業のコストについて</b>  <b>人件費コストについて</b></p> <p>補助金の支給事務のすべてを正職員が実施している。留学生補助金は、件数は多いが、支給事務自体は単純作業である。嘱託職員・臨時職員でも実施可能であろう。</p> <p>1人当たり平均コストは、概ね正職員は7.5百万円、嘱託職員は2.5百万円、臨時職員は2百万円である。嘱託職員・臨時職員でも実施可能な作業は、それら職員を活用して、人件費の低減を図るべきである。</p>	64	



函 総 務  
平成 26 年 9 月 26 日

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



平成 25 年度包括外部監査の結果に基づく措置の通知について

平成 26 年 3 月 31 日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置  
(特定の事件名 小規模事業の有効性の検証)

## 1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
総務部 人事課	<p>退職給付費用の把握について</p> <p>職員の退職コストについて、退職金の実際発生額は把握されているが、発生ベースの退職給付費用の額が把握されていない。</p> <p>事業ごとのフルコストを把握するためには、人件費は重要な原価要素である。</p> <p>中途退職等にさほど大きな変動はないのであるから、数年に一度把握するだけでも大きな効用がある。</p> <p>発生ベースの退職給付費用の額を把握すべきである。</p>	43	<p>将来発生する潜在的な人件費、いわゆる発生ベースの退職給付費用の額を定期的に把握することについては、現在、国において地方公会計制度の見直しも検討されていることから、その状況を踏まえ、判断することとしたい。</p>
総務部 文書 法制課 行政 改革課	<p>官報、図書購入、その他諸経費 予算編成時の意思決定について</p> <p>予算要求資料に事業の目的が記載されていない。</p> <p>平成22年度、平成23年度、平成24年度の予算要求資料に事業の目的が記載されていない。</p> <p>予算要求に当って、事業の目的、すなわち、事業の対象は誰（何）であるか、その対象に対してどのような変化を意図しているのかを明記しなければならない。</p>	65	<p>今後の予算要求にあたっては、事業の対象や目的などが資料等において明確となるよう努めてまいりたい。</p>
総務部 文書 法制課	<p>官報、図書購入、その他諸経費 予算編成時の意思決定について</p> <p>平成22年度、平成23年度、平成24年度の予算要求資料について</p> <p>平成22年度、平成23年度、平成24年度の予算要求資料が、年月日・数量・金額等の数値が異なることを除けば、その記載が一字一句全く同一である。</p> <p>予算要求資料が形骸化している。</p>	66	<p>事業の実施に当たっては、毎年度その内容を精査した上で予算要求資料を作成しており、今後においてもそのように対応したい。</p> <p>本事業の平成22年度、平成23年度、平成24年度の予算要求資料は、旅費、需用費、役務費の要求となっているが、旅費以外の科目はほぼ毎年度同じ支出内容となったことから、結果として、年度・数量・金額等の数値が異なることを除き、その記載内容がほぼ同一となったものである。</p>

<p>総務部 文書 法制課</p>	<p>官報、図書購入、その他諸経費 目的の定義について チェックリストに記載の目的について</p> <p>チェックリストの回答では、事業の目的を「例規整備等の法制事務の適正な執行を図る」としている。 本事業自体は間接業務であり、他の直接業務部隊へのサービス提供が目的である。 間接業務でも成果の測定は可能であり、目的を明確にすることも可能である 事業の目的、すなわち、サービスを提供した結果、どのような変化を意図しているのか、より明瞭に記載すべきである。</p>	<p>66</p>	<p>指摘を踏まえ、事業の目的をより明確に記載したい。</p>
<p>総務部 文書 法制課</p>	<p>官報、図書購入、その他諸経費 事業の費用対効果、達成目標について 費用対効果の測定、達成目標の設定がされていない 費用対効果が測定されていない</p> <p>本事業自体は間接業務であり、サービス内容は通常の購買・維持管理業務である。このような業務については、購入・維持管理をいかに安価に実行できたかが重要である。 業務の効率を向上させるためには、費用対効果、例えば、購入・維持1単位当りのコストを測定することが必要であり、また、費用対効果の指標に対前年比の削減目標など目標値を設定することも重要である。</p>	<p>66</p>	<p>本事業の事項名であるところの「官報、図書購入、その他諸経費」の内容は、法令実務研修等に伴う旅費の支出、官報、加除式図書、各種書籍購入に伴う需用費の支出、官報検索サービス、判例検索システム利用に伴う役務費の支出であるが、これまでも内容の見直しや費用の削減を行ってきたところであり、今後においても可能な範囲で不断の見直しを行ってまいりたい。 本事業は、そのアウトカム指標が「職員の資質の向上度」、「法的問題の発生の防止数」「事務が誤りなく処理されている状態」であることから、客観的な費用対効果の測定や数値化された達成目標の設定は困難であると考えるが、アウトカム指標の達成に必要な最小限の支出となるように行ってまいりたい。</p>
<p>総務部 行政改革 課</p>	<p>5-6-4 非予算化事業について</p> <p>現状の業務プロセスでは、非予算化事業は識別されていない。予算査定の対象にはならず、後述するように、事業仕分けにおいても対象とされていない。 そのため非予算化事業にどれだけの人件費コストを要しているか、全く不明である。それ以前に、非予算化事業とされるべきものがどれだけあるかも不明である。 事業として識別されていなければ、</p>	<p>69</p>	<p>非予算化事業については、予算査定の対象とはなっていないものの、毎年度「事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し」の過程において、職員数や事業の成果等について検証・評価を行っているところである。 なお、人件費コストの把握方法については、今年度から実施している事業評価制度における人工の考え方などを検証することにより、精度を高めていく必要があり、今後の課題であると考えている。</p>

	<p>成果を把握することも、人件費コストを集計することもできない。</p> <p>人件費は、自治体の最大のコストのひとつである。事業別にどれだけの人件費コストを投じているかを測定しなければ、それらの事業の費用対効果は全くわからない。費用対効果がわからなければ、拡大すべき事業であるか、縮小・廃止を検討すべき事業であるか、評価のしようがない。</p> <p>各課の非予算化事業をリストアップし、明確に識別した上で、予算措置されている他の事業と同じように、事業の成果・人件費コスト・費用対効果を測定・評価・見直しをすることが必要である。</p> <p>現状では、各課の事務分担表を基に、リストアップしていくのが便宜であろう。</p>		
総務部 行政 改革課	<p>5-6-4 事業仕分けと非予算化事業について</p> <p>平成23年度事業仕分けにおいては、非予算化事業が事業仕分けの対象とされていない。人件費は最重要のコストである。事業仕分けにおいては、非予算化事業も評価の対象とする必要がある。</p>	70	
総務部 職員 厚生課	<p>本庁舎地階の売店・食堂の収支について</p> <p>本庁舎地階の売店・食堂・クリーニング取次所は、厚生会のその他事業とされているが会計区分で収支が明示されていない。</p> <p>また、収益事業で相当の利益を出しているのであれば、使用料を無料としていることの妥当性について検討すべきである。そのためにも収支を明快にする必要がある。</p>	73	<p>市が厚生会に依頼している職員の福利厚生に関する業務のうち、売店・食堂・クリーニング取次所については、厚生会が民間会社や福祉団体に業務を無償委託していることから、厚生会の会計区分上、収支が発生していないものである。</p> <p>また、契約において、委託先には会員に良質かつ低廉な商品を提供するため、販売価格は一般市価より低廉とすることを義務付けており、運営上、相当の利益は出ていないものである。</p>
総務部 職員 厚生課	<p>厚生会の収支状況について</p> <p>実質的には、会員給付事業の赤字を他の会計で補てんしており、特に会員収入と市の交付金が充てられている。給付事業の支出が妥当であるか検証する必要がある。</p>	74	<p>従来から会員給付事業は会費収入と厚生会の収益事業等で賄われており、市の交付金は充てられていない。</p> <p>厚生会においては、平成26年度から会計区分を見直し、交付金事業を特別会計として明確化したところである。</p>

<p>総務部 職員 厚生課</p>	<p>予算資料における事業の内容の記載について</p> <p>予算要求資料に厚生会の事業の内容が記載されていない。目的と同様、予算要求に当っては、交付金がどのように使用されるか検討すべき。</p>	<p>75</p>	<p>市の交付金を充てる事業は、厚生会において限定されており、今後は予算要求資料に、交付金事業の内容を記載してまいりたい。</p>
<p>総務部 職員 厚生課</p>	<p>交付金支給業務と厚生会業務の明確化について</p> <p>主査以下6名が厚生会の事務局員を兼務しているが、市の業務である交付金の支給業務が事務分担表に記載がない。市の交付金支給業務と厚生会の事務局員業務が混同しており、区分されなければならない。</p>	<p>76</p>	<p>市の業務である交付金の支給業務は、事務分担表の課の庶務に関することであり予算決算を担当する職員が行っている。なお、事務分担表の作成にあたっては詳細に記載してまいりたい。</p>
<p>総務部 職員 厚生課</p>	<p>人件費コストについて</p> <p>本事業に投じている人工数は0.5人工である。交付金の支給に125人日を投じていることになり、過大である。業務時間の効率化が求められる。</p>	<p>76</p>	<p>0.5人工については、交付金の支給を含む交付金に係る業務の人工数であるが、今後とも業務時間の効率化を図ってまいりたい。</p>
<p>総務部 職員 厚生課</p>	<p>職務内容・目的の明示</p> <p>職員厚生課の課長等7名が「職務に専念する義務の免除に関する規則」に基づく決裁がなされているが、厚生会長からの依頼書や決裁書には具体的な事業目的、事業内容並びに従事時間・日数の記載がない。決裁権者の適切な判断を阻害する恐れがあるため、職務内容・目的を明記しておく必要がある。</p>	<p>76</p>	<p>厚生会の業務には、予算・決算業務や会計経理業務など各担当者が通年従事するもの、電話や窓口対応等、担当によらず兼務職員全体で通年対応しているものや、港まつりやスポーツ大会のスタッフとして一定の期間に多数の人員を要するものがあるため、課長以下7名を「職務に専念する義務の免除に関する規則」に基づき、当該年度を通して業務に従事させているものである。</p> <p>「職務に専念する義務の免除に関する規則」に基づく決裁書には目的が記載されているが、今後は職務内容についても事業計画を添付することとしたい。</p>
<p>総務部 職員 厚生課</p>	<p>従事時間・日数の明記</p> <p>従事時間・日数を明確にしなければ、その兼務にどれだけのコストを要するのか、兼務者の人数の妥当性も判断できないため、依頼書や決裁書に従事時間・日数を明示する必要がある。</p>	<p>76</p>	
<p>総務部 行政 改革課</p>	<p>6-3 3E上の問題点の類型別集計</p> <p>サンプル77件中、何らかの3E上の問題があった事業が70件あった。フルコストベースでの合計は795百万円あった。これらは、件数ベースでサンプル全体の91%、フルコストベースでは94%を占める。</p>	<p>303</p>	<p>各サンプルの問題点等分析の結果を踏まえ、今後の事業の見直しにおける参考としたい。</p>

<p>総務部 行政 改革課</p>	<p>6-4 事業の廃止や抜本の見直しをすべき、または検討すべき事業について</p> <p>サンプル77件中、事業の廃止、または抜本の見直しをすべきだという指摘・意見を付した事業が32件あった。フルコストベースでの合計は284百万円である。これらは、件数ベースでサンプル全体の42%、フルコストベースで34%を占める。</p>	<p>310</p>	
<p>総務部 行政 改革課</p>	<p>6-5 廃止・抜本の見直しをすべき事業の問題発生率</p> <p>廃止・抜本の見直しをすべき事業（<math>\alpha</math>群）とその他の事業（<math>\beta</math>群）とで、発生率の差異が20%以上であった問題類型は、成果に関しては、「受益者(利用者)が少ない」、「受益者(利用者)が逡減または激減している」、「受益者(利用者)が偏っている」、「受益者にとって効用が低い」の各類型であった。</p> <p>人件費コストについては、「成果1件当たり人件費コストが高い(恐れがある)」、「単純作業や嘱託・臨時職員でも可能な作業を正職員が実施」の問題類型であった。</p> <p>人件費以外のコストについては、「民間委託・指定管理・民営化してコストを削減すべき」であった。</p> <p>「費用対効果が低い」についても、差異が大きかった。</p> <p>以上によると、廃止または抜本的な見直しをすべき事業を抽出し、改善を図るためには、これらの各項目を改善することが重要となる。</p>	<p>312</p>	
<p>総務部 行政 改革課</p>	<p>7-3 業務プロセス上の問題点の類型別集計</p> <p>個別テストにおいて検出された業務プロセス上の問題点について、件数ベースおよびフルコストベースで、問題発生率が40%以上であったのは、「a. 成果の測定に問題がある」、「b. コスト管理に問題がある」、「c. 費用対効果の測定・評価に問題がある」の3類型であった。</p>	<p>318</p>	<p>今年度から実施している事業評価制度において、事業の目的・必要性のほか、人件費コストを含めた総事業費や活動実績、事業の成果等について検証し、これらに基づき各事務事業を点検・評価することとしている。</p> <p>また、一部事業については、外部委員による評価も行ったうえで、評価を行ったすべての事業について結果を公表することとしている。</p>



<p>総務部 行政 改革課</p>	<p>7-5-2-(1) 集計結果の分析による改善策</p> <p>「成果に問題がある」という問題類型に該当する事業が 52 件あった。</p> <p>最も多く関連付けられたのが「アウトカム・アウトプットを測定する」という業務プロセス上の改善策であった。52件中30件が関連づけられた。</p> <p>また、29件が、「アウトカム指標を定義する」という業務プロセスの改善策に関連付けられ、26件が、「事業の目的の定義」に関する業務プロセスの改善策に関連付けられ、19件が、「達成目標の設定」という業務プロセスの改善策に関連付けられた。</p> <p>人件費コストが高い事業44件のうち、40件が「人件費を含めたフルコストでコスト管理する」という業務プロセスの改善策に関連付けられた。</p> <p>「費用対効果に問題がある」事業35件について、27件が、「費用対効果を測定・評価する」という業務プロセスの改善策に関連付けられ、20件が、「1人当たりコスト・成果1件当たりコストを測定する」という業務プロセスの改善策に関連付けられ、25件が、「人件費を含めたフルコストでコスト管理する」という業務プロセスの改善策に関連付けられた。</p> <p>「廃止または抜本的見直しをすべき」事業32件のうち、27件が、「予算編成に事業の成果を反映」という業務プロセスの改善策に関連付けられた。</p>	<p>337</p>
<p>総務部 行政 改革課</p>	<p>7-5-2-(3) PDCAサイクルについて</p> <p>市においては、成果を測定 (Check) し、改善を推し進める (Action) という業務プロセスが機能していなかった。PDCAに沿った一連の業務プロセスを、意識して整備・運用する必要がある。</p>	<p>339</p>
<p>総務部 行政 改革課</p>	<p>7-6 改善の制度化と情報開示について</p> <p>(1) 業務プロセスの改善を制度化・組</p>	<p>340</p>

織化する

単に個々の事業について成果・費用対効果などの測定をするだけでなく、市として、事業の成果や費用対効果を測定・評価するための統一的な枠組みを構築し、全庁的に導入する必要がある。

例えば、統一的な様式として、成果や費用対効果の評価シートや、フルコストベースでのコスト管理表を制定することが必要である。また、それを予算編成上の必須資料とするなどの工夫が必要である。

(2) 事業の評価結果を開示する

全庁的な枠組みを構築した上で、事業ごとの、成果や費用対効果などの測定・評価の結果を開示する。

自治体の事業には様々のステークホルダーが存在する。測定・評価の結果を開示し、ステークホルダーと問題意識を共有することが改善の実現につながる。

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置  
(特定の事件名 小規模事業の有効性の検証)

## 2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
総務部 行政 改革課	<p>5-6-4 非予算化事業の検証プロセスについて</p> <p>非予算化事業は、予算措置を伴わないため、予算査定の対象になっていない。</p> <p>現状の自治体実務において、予算査定は、事業の成果や費用対効果を検証できる数少ない業務プロセスである。</p> <p>非予算化事業も人件費という予算を要していることに変わりはない。予算査定など、何らかの検証プロセスで検証がなされるようにする必要がある。</p>	70	<p>非予算化事業については、予算査定の対象とはなっていないものの、毎年度「事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し」の過程において、職員数や事業の成果等について検証・評価を行っているところである。</p> <p>なお、人件費コストの把握方法については、今年度から実施している事業評価制度における人工の考え方などを検証することにより、精度を高めていく必要があり、今後の課題であると考えている。</p>
総務部 職員 厚生課	<p>厚生会の収支状況と市の計画について</p> <p>貸付事業特別会計の純資産を毎年15百万円ずつ取り崩していくと、4年で残高は0円になる。それ以降は給付事業への補填は不可能となるため、給付事業の赤字改善、会費増額や市の交付金増額が必要となる。</p> <p>国の通知でも福利厚生事業の見直しや事業の実施状況の公表、職員互助会への補助の見直しを図ることとされており、市は厚生会と収支の改善策を検討すべきである。</p>	74	<p>従来から会員給付事業は会員収入と厚生会の収益事業等で賄われており、市の交付金は充てられていないことから、交付金から会員給付事業への赤字補填や交付金増額は無いものである。</p> <p>厚生会では平成26年度に事業の見直しを行っているが、今後においても収支改善が図られるよう、厚生会に求めてまいりたい。</p>
総務部 行政 改革課	<p>5-7-③ 事業の必要性の検討について</p> <p>予算要求資料の中で、事業の成果を測定・評価し、その結果に基づく合理的な根拠をもって、事業のあるべき規模等を検討した経緯が記載されている事業はなかった。</p>	296	<p>今年度から実施している事業評価制度においては成果等の測定も行っていることから、予算要求の基礎資料として活用することとしている。</p>
総務部 行政 改革課	<p>5-7-④ 事業が廃止に至った経緯について</p> <p>個別サンプルとした事業のうち、平成24年度以前に廃止されている事業が2件あった。いずれも、廃止の前年度</p>	296	<p>廃止する事業については、重要度等を勘案し、必要に応じてその判断の経緯や理由が明確となり記録として残る手法等を検討したい。</p>

	<p>の予算要求資料には、事業の見直しに関する記載はなかった。廃止年度には予算要求資料は作成されない。</p> <p>したがって、何を根拠に廃止したのかは、担当課が把握するのみである。判断の根拠が内外に理解できるように文書化しておくべきである。</p>		
<p>総務部 行政 改革課</p>	<p>8-1～11 改善するための制度設計</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の目的を明確にする</li> <li>2 事業の成果を測定する</li> <li>3 成果指標を定める</li> <li>4 達成目標を設定する</li> <li>5 フルコストベースでのコスト管理</li> <li>6 人件費の測定と管理</li> <li>7 費用対効果の測定と評価</li> <li>(8 非予算化事業を予算査定・成果評価の対象とする)</li> <li>9 事業の成果評価, 予算管理, 定員管理を連動させる</li> <li>(10 予算編成プロセスを改善する)</li> <li>11 情報開示・モニタリングの推進</li> </ol>	343	<p>今年度から実施している事業評価制度において、事業の目的、成果指標の設定および測定、人件費コストを調書に記載することとしている。</p> <p>今後、事業評価制度の検証の中で、事業の成果・評価と予算管理、定員管理との連動、モニタリングの実施などについて検討したい。</p>

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置  
(特定の事件名 小規模事業の有効性の検証)

## 3 提言

監査対象 部局等	提言の概要	報告書 ページ	措置の内容
総務部 行政改革 課	<p>8-12 改善の全体像</p> <p>a. 成果の測定と評価 アウトカム指標を設定し、事業の成果を測定・評価する。そのために事業の目的を明確に定義することが必要である。また、達成目標を設定することが有益である。</p> <p>b. フルコストによるコスト管理 コスト管理は、直接人件費・減価償却費を含むフルコストベースで実施する。直接人件費は、実際作業時間に基づいて計算する。</p> <p>c. 費用対効果の測定・評価 事業の費用対効果を測定・評価する。費用対効果は、<math>\text{成果} \div \text{フルコスト}</math>、<math>\text{成果の増減} \div \text{フルコスト}</math>で測定される。</p> <p>d. 非予算化事業と間接業務の識別 人件費だけで実施されている非予算化事業も事業として識別する。 また、部内間接業務・間接部門のコストを測定し、そのコストを事業に配賦する。</p> <p>e. 予算編成プロセス 事業の現場に近い担当部の方がより適切かつ迅速な意思決定が可能だという考えに基づき、枠配分予算制度を採用し、各部において事業の成果の評価に基づく予算編成を実施する。また、インセンティブ予算を導入する。</p> <p>f. 情報開示と外部事業評価によるモニタリング事業評価の経過・結果を開示することで、ステークホルダーと問題意識を共有する。 外部事業評価を毎年など定期的を実施し、内部評価をモニタリングする。</p> <p>g. 実際時間の測定に基づく定員管理</p>	365	<p>今年度から実施している事業評価制度において、事業の目的、成果指標の設定および測定、人件費コストを調書に記載することとしているなど、改善に向けた仕組みについては、導入されたものと考えているが、今後、事業評価制度の検証の中で、事業の成果・評価と予算管理、定員管理との連動、モニタリングの実施などについて検討したい。</p> <p>なお、現行、経常的な経費の予算編成については、シーリング方式を導入し、各部局が自主性を発揮し、弾力的に予算を配分できるようにしており、インセンティブ予算の導入については考えていない。</p>

定期的または定常的に実際作業時間を測定し、これに基づき、部・課単位での人員配置を定期的に見直す。

#### 8-13 当面の改善策

366

「第3節 成果指標を定める」では、アウトカム指標によって事業の成果を測定・評価すべきであると記載した。しかし、個別テストの結果によれば、殆どの事業で、アウトカム指標は設定されていなかった。適切な指標を選択するには、試行錯誤に時間を要する場合が多く、すぐさま全事業に適用するのは困難である。

一方で、「第7章 第6節 改善の制度化と情報開示について」に記載したように、改善を実効あるものとするためには、制度として全庁統一的に実施することが必要である。アウトカム指標の選定にいたずらに時間をかけるよりも、市民にとってより有利な事業を比較・選択できる体制の構築を優先すべきである。

当面は、アウトカム指標に準じた、成果・費用対効果の簡便な測定方法を全庁統一的に導入すべきであろう。

アウトカム指標の設定が可能となるまでの間、アウトプット指標と、1単位当たりコスト指標を組み合わせて、事業の成果と費用対効果を測定評価する方法が考えられる。

第10節に記載した枠配分予算制度を採用するには、事業担当部局において、成果に基づく事業選択が適切に実施されなければならない。個別テストの結果をみる限り、現状はそれに至っていない。即座に導入するのは困難であろう。

当面は、代替的な改善策を実行するのが妥当である。

いきなり予算編成の権限を担当部門に移譲するのではなく、予算査定のノウハウを有する財政課が主体となり、成果に基づく予算査定を実施する制度とするのが、改善を着実に進める上では現実的であろう。

副次的な効果として、財政課には成

果や費用対効果の評価に関するノウハウが蓄積されることになり、将来、成果に基づく事業選択を各担当部門に展開するための基礎を築くことができる。

また、各担当部門は、財政課との討議を通じて、成果に基づく事業選択に習熟することができる。

その上で、市民や外部専門家がローテーションで成果の評価を実施し、担当部門・財政課による評価結果を検証する制度が現実的である。

#### 8-14 改善を段階的に実施する

369

当面の改善策を踏まえ、段階的な改善のプロセスを提案すると次の通りである。

##### 第1 フェーズ（当面の改善策）

- ・アウトプット指標
  - +1単位当りコスト指標
- ・フルコストによる管理
  - +人工の実績測定
- ・非予算化事業の把握
- ・成果に基づく予算査定
- ・実際時間に基づく定員管理
- ・情報開示とモニタリング

##### 第2 フェーズ

- ・アウトカム指標の試行
- ・アウトカム指標の導入
- ・アウトカム指標に基づく予算査定

##### 第3 フェーズ

- ・枠配分予算、インセンティブ予算制度の導入
- ・部局単位での成果評価と予算の連動



函 財 管

平成26年9月30日

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置の通知について

平成26年3月31日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知いたします。



平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置  
(特定の事件名 小規模事業の有効性の検証)

## 1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
財務部 管理課	<p>損害保険付保の費用対効果の検証について</p> <p>担当者によれば、市所有物件への損害保険の付保について、民間の損害保険会社から見積りを徴求したことはないとのことである。</p> <p>共済会への損害保険委託が、市にとって費用対効果が高いものであるか否かは検証してみなければわからない。</p> <p>民間の損害保険会社から見積りを徴求するなどして、現状の取引が費用対効果の高いものであるか否かを検証する必要がある。</p>	79	<p>ご指摘を受け、民間の損害保険会社に対し、費用の見積りについて調査したところ、加入物件数が多く、物件ごとの仕様書等の作成が煩雑であること、災害等により一度に多くの施設が損害を受けた場合に補償額が莫大になること等が想定されることから、共済会と同じ条件での見積りは難しいとの回答を得たことから、現時点においては、引き続き共済会へ委託することとなるが、費用対効果については今後においても、調査・研究してまいりたい。</p>
財務部 管理課	<p>作業の効率化について</p> <p>本共済では、毎年、損害保険掛金変動する。そのため担当者は、300件以上の付保物件について、多くは1物件当たり数千円の掛金の一覧表を毎年作成している。一覧表作成のデータ元として、共済会とのデータの授受を紙ベースで行っている。対象物件が毎年ほとんど変わらないデータのやり取りなのであるから、Excel等のデータでの授受をすれば、作業時間が格段に減少する。</p> <p>作業の効率化を図るべきである。</p>	80	<p>共済会とのデータの授受に関しては、現状、CSVデータの提供を受けており、次年度用のデータ更新もスムーズに行うことができる状態にある。</p> <p>今後においても、引き続き業務内容を検証し、業務の効率化に努めたい。</p>
財務部 管理課	<p>人件費コストについて</p> <p>本事業に投じている人工数は0.5人工である。年間稼働日数を250日とすると、125人日を投じていることになる。</p> <p>警備業務は外部委託である。共済業務は、市所有建物の付保業務である。作業内容は上述した。整備・共済合わせでも、125日を要しているのは過大である。業務時間の効率化が求められる。</p>	80	<p>本業務に係る人工数については、平成23年度には0.5人程度であったものを、現在では0.2人工（50人日）程度まで業務の効率化を図っている。</p> <p>今後においても、引き続き業務内容を検証し、業務の効率化に努めたい。</p>

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置  
 (特定の事件名 小規模事業の有効性の検証)

2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
<p>財務部 管理課</p>	<p>保険掛金を毎年見直す必要性について</p> <p>既述のように、市の担当者が毎年、保険掛金の一覧表を作成している。</p> <p>毎年、掛金を見直す必要があるか、共済会とも協議し、改善を図るべきである。</p>	<p>80</p>	<p>現状、保険掛金の算出にあたっては毎年度共済会から提供される建築費指数を使用しており、この建築費指数は、建築工業経営研究会の標準建築費指数並びに国土交通省の建設工事費デフレーターを基に検証を行い、建築物価の変動に合わせて、毎年度共済会が算定し、更新しているものである。</p> <p>保険掛金を毎年見直す必要性については、毎年度、加入物件の適正な価額を算出し、最小限度の保険掛金で行う必要があることから、毎年度見直すことは適正な事務手続きであると考えている。</p> <p>なお、この度の意見を受けて、共済会に対し、毎年、掛金を見直す必要性について確認したところ、現行の業務規定上では毎年見直す必要があるとの回答があった。</p> <p>今後においても、業務内容を検証し必要な改善については共済会と協議してまいりたい。</p>

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置  
(特定の事件名 小規模事業の有効性の検証)

## 2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
財務部 財政課	<p>5-7-① アウトカム指標の記載について</p> <p>平成24年度の予算要求資料に、アウトカム指標（効果、成果等）に相当する成果が記載されている件数は1件のみで、全体の1.4%であった。</p> <p>この1件を除いて、成果に関する記載はなかった。</p> <p>所管課が事業の改廃・拡張に関する意思決定を、財政課に伝達するにあたり、成果に関する所管課の自己評価は、公式な紙媒体の資料としては授受されおらず、アウトカムが重視されていないことが、予算要求資料にも反映している。</p>	295	<p>効果や成果等の指標は、事業の実施や必要性を判断するうえで、重要なものであることから、必要に応じて、予算編成時のヒアリングにおいて要求担当部局から聴取しているところである。</p> <p>また、今年度から実施している事業評価制度において、成果等の測定を行っており、予算要求の基礎資料として活用することとしている。</p> <p>なお、予算要求資料については、予算査定に活用できるよう、事業の目的・内容等が明確となるよう努めるとともに、多種多様な事業がある中で、予算要求資料の定型化についても検討したい。</p>
財務部 財政課	<p>5-7-② アウトプット指標の記載について</p> <p>平成24年度の予算要求資料に、アウトプット指標（利用実績数、実施回数等）に相当するものが記載されている件数は18件、全体の25.7%であった。</p>	296	
財務部 財政課	<p>5-7-⑤ 記載様式の年度間同一性について</p> <p>対象とした70件の事業のうち、予算要求資料の様式が3年間同一であった事業は39件で全体の55.7%を占めており、様式が2年間同一であった事業は、12件で全体の17.1%である。</p> <p>また、予算要求資料が作成されていない事業が7件あった。</p> <p>なお、補助金は、共通様式で作成されている。</p> <p>記載様式が毎年同一であることそのものが直ちに不適切とされるものではない。予算要求自体が市職員の重要な業務であるが、一方で、予算要求業務に係る時間・人件費コストも当然発生し、事業費が僅少な事業に毎年度、手を変え品を変え、様式を変更するのは</p>	296	

	<p>無益である。</p> <p>しかし、それは予算要求資料が、既に適切な表現・確実な伝達手段となっていることが前提である。</p>		
<p>財務部 財政課</p>	<p>5-7-⑥ 記載内容の年度間同一性について</p> <p>対象とした70件の事業のうち、予算要求資料の記載内容が概ね3年間同一のものは、46件で全体の65.7%、2年間同一のものは12件で17.1%である。</p> <p>前述した記載様式と同様に、記載内容についても毎年同一であることそのものを否定するものではないが、それは予算要求資料が、既に適切な表現・確実な伝達手段となっていることが前提である。</p>	297	
<p>財務部 財政課</p>	<p>5-7-(4) 予算要求資料の定型化について</p> <p>予算要求資料は、所管課ごとに様々な記載様式となっている。</p> <p>アウトカム・アウトプット指標、費用対効果などについて、記載様式と記載項目を定型化しなければ、1,000を超える小規模事業について、同一の方法論による取捨選択は困難である。</p> <p>補助金については、予算編成上、活用されている定型書式がある。</p> <p>小規模事業について、予算編成上、横断的に見ることができる仕組みを構築すべきである。</p>	298	
<p>財務部 財政課</p> <p>総務部 行政改革課</p>	<p>8-8 非予算化事業を予算査定・成果評価の対象とする</p> <p>1. 非予算化事業について          予算項目を伴わず人件費のみで執行される事業は、事業として識別されていないことから、成果・コスト・費用対効果の測定・評価がされていない。当然、予算査定の対象とされておらず、平成23年度事業仕分けの対象とされていなかった。</p> <p>2. 非予算化事業を把握する必要性          人件費は予算のうち約16%を占めており、とりわけ多額であり重要性が高い。非予算化事業についても、必要時間数（人工）や定員数の妥当性の検証</p>	358	<p>非予算化事業については、職員数に直接結びつくことから、これまでも「事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し」の過程において、事業の成果等について検証・評価を行い、業務量や内容により適切に職員数の管理に努めている。</p>

のためにも、事業として識別し、事業別に成果・コストを測定した上で、費用対効果の妥当性を検証できるようにする必要がある。

### 3. 非予算化事業を把握する方法

識別されていない非予算化事業を抽出・把握するためには、各人がどんな作業をしているのか抽出する必要があるが、この抽出には各課の職務分担表を活用するのが有効である。職務分担表に、実際に要した作業時間を記載することで、非予算化事業に要する人工を算定することが可能となる。

財務部  
財政課

## 8-10 予算編成プロセスを改善する

### 1 予算編成プロセスの重要性

どのような事業を実施するか、どのように経費を使うかは、予算(案)編成プロセスで決定されることから、予算編成(案)プロセスは自治体事務における最重要の意思決定プロセスである。

### 2 現状の問題点

個別テストの結果、成果の乏しい事業、費用対効果の低い事業が、見直し・廃止されずに継続されていた。

個別テストの対象としたほとんどの事業の予算要求資料に成果の記載がなく、予算編成プロセスにおいて、成果や費用対効果の良否が判断基準とされたとは言えない。

個別の事業の予算編成プロセスにおいて、人件費は予算査定の対象とされていない。人件費は金額的・質的にも重要なコストであり、予算編成プロセスにおいて、人件費もコストとして予算査定の対象とすべきである。

### 3. 本来あるべき姿

#### (1) 成果に基づく事業選択と予算編成プロセス

自治体の事務においては、予算を編成するプロセスを通じて、事業実施の可否とその内容が決まってくることから、成果に基づいた事業の見直しを有効に機能させるため、事業の成果や費用対効果の評価結果が、予算編成プロセスに反映されなければならない。

#### (2) 予算編成制度と事業選択主体

従来型の財政課の査定による予算編

361

今年度から実施している事業評価制度において、事業の目的、成果指標の設定および測定、人件費コストを調書に記載することとしている。

今後、この調書を予算編成において活用することで、人件費を含めたコストや事業の成果を適切に査定に反映するよう努める。

成と枠配分予算制度では、事業を実施するか否かについての意思決定主体が異なる。

従来型の財政課の査定による予算編成プロセスの場合、担当部が予算要求するが、予算案が決定されるのは財政課による予算査定においてであり、事業を実施するか否かの意思決定も、財政課による予算査定においてなされる。成果の評価に基づく事業選択を実効性あるものとするためには、財政課の予算査定において、事業の成果の評価が考慮される必要がある。

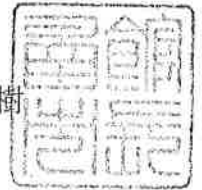
枠配分予算制度の場合、あらかじめ各部に予算枠を提示し、その枠内の予算編成は各部に委ねることから、事業を実施するか否かは、担当部で意思決定される。成果の評価に基づく事業選択を実効性あるものとするためには、担当部内でそれがなされる必要がある。

函 福 地

平成26年9月30日

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置の通知について

平成26年3月31日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置  
(特定の事件名 小規模事業の有効性の検証～選択と集中 持続可能な都市経営を目指して～)

## 1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
保健福祉部 地域福祉課	アウトプット指標について 当該事業のアウトプット指標について確認を求めたところ、過去の補助金支給実績額の回答であった。補助支給額は当該事業のインプット指標であり、不適切である。	94	予算額に対する出入口の改修や車椅子用トイレなどの整備件数を、アウトプット（活動）指標として設定する。
保健福祉部 地域福祉課	アウトカムの設定及び測定 事業を行うに当たって設定すべき達成目標やアウトカム指標として、例えば、工事後の車椅子利用者数などが考えられる。補助金支給の要件として、期限（1～2年程度）を定めて当該利用者数を把握してもらうなどすれば、事後的にアウトカムを測定できる。また、補助を実施する行政サイドとしても事例やノウハウの蓄積が可能となる。アウトカム指標を適切に設定すべきである。	94	アウトカム（成果）の設定及び測定については、施設整備後、施行主に協力してもらい、利用者にアンケート調査を行い、施設に関する満足度を調査するなどの方法について検討を行う。
保健福祉部 地域福祉課	達成目標の設定 達成目標が定められていない。当該事業は、後述するように実施件数が少なく、その結果、費用対効果が著しく低いものとなっている。あらかじめ達成目標を定めていれば、事業見直しのきっかけとなった。	94	補助の対象となる建築物については、個人・法人問わず、市内に所在する不特定多数の者が利用する店舗等の建築物の改修等であることや、あくまで事業主体が民間事業者であることから、全体の事業量の把握が困難であるため、前年度の交付実績や相談内容を踏まえ、当該年度の達成目標を設定している。
保健福祉部 地域福祉課	事業コストの削減 平成25年度の事業費予算要求額は 1,000千円である。一方、当該事業には正職員が0.5人工必要であり、正職員1人工当たり約7,500千円であるため、0.5人工では3,750千円の人件費がかかっている。補助金の額を上回る多額なコストがかかっていると言える。 また、当該事業に当たっては、工事金額の補助を受けたいと希望している事業者に対して、内容の問合せも含めた相談を受けている。 5年累計では、1件当たりの補助額が695千円であるのに対し、実施1件当たりの管理コストが4,938千円、相談1件当たりでも564千円である。 しかも、事業コストのほとんどが補助を実施するための人件費などの管理コストに過ぎない。コストの削減が必要である。 また、相談が多い割に実施件数が4件に留まっている状況をみれば、補助のあり方を再検討すべきであった。	94	当該事業は、本市のまちづくり条例や補助金交付要綱に基づき、公共的施設のバリアフリー化を進めようとするものである。 この事業に係わる職員は、 ・まちづくり条例の理念の普及、啓発・公共的新築届出や整備内容の相談 ・整備基準適合確認表のチェック ・まちづくり推進委員会の開催 などの業務にも従事しており、人工の算定にあたっては、これらの業務を含めてのものであり、当該予算事項のみでは、0.01人工である。 なお、平成25年度において、補助対象箇所の拡大や建築年数の規定を廃止するなど補助用件を緩和し、利用拡大に努めた。
保健福祉部 地域福祉課	事業の費用対効果について 将来、高齢者数や高齢者割合の増加が進むことが予想される中、建物のバリアフリー化が必要であることは理解できる。民間主導ではバリアフリー化が進まない現状で、行政が補助を実施する意義も首肯しうる。 しかしながら、事業開始後の状況をみると、その利用件数が少ない一方で、人件費も含めた事業コストが著しく高い。5年累計の補助額が計2,780千円であるのに対し、そのための管理コストは19,750千円である。費用対効果が著しく低い。当該事業を廃止するか、時代の要請があり、継続する必要がある場合にも、費用対効果の観点を見失うべきではない。	95	
保健福祉部 指導監査課	アウトカムの設定及び測定 指導監査課では、当該事業のアウトカム指標を設定しておらず、その成果も評価していない。 定期的なローテーションで実施している監査対象先であれば、そのエラーの是正件数や改善件数なども指標のひとつとして設定可能であると考えられる。	96	法人・施設の格付けについて、前年度に比較して、B（口頭指導事項の数が5つ以上のものなど）であるものを減らし、C（口頭指導事項が5つ未満のものなど）であるものを増やしていくことを指標のひとつとして設定し、当該事業の実施による成果について評価することとした。
保健福祉部 指導監査課	非予算化事業について 事業の定義の仕方が不適切であり、非予算化事業（事業予算として計上されない人件費のみからなる事業）も事業としてとらえた上で、諸経費に人件費を含めた総事業コストを把握すべきである。	97	非予算化事業については、毎年度「事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し」の過程において、職員数や事業の成果等について、検証・評価を行っているところである。 また、人件費コストの把握については、今年度から実施している事業評価制度によって行っているところである。
保健福祉部 指導監査課	費用対効果の測定と向上について 主要なコストである人件費の測定が必要である。	97	



監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
保健福祉部 地域福祉課	<p>目的と手段を混同している 市の定めた事業の目的に「福祉の事業概要を作成すること」「市の事業概要を作成し」とあるが、概要を作成すること自体は、広報という目的達成のための手段である。手段を目的化し、「概要」の作成を必要と断じている。 後述するように、本事業は成果の乏しい事業である。目的を明確にしていれば、冊子の作成も、もっと早くに廃止できた可能性がある。</p>	100	<p>事務事業の見直しの一環として、平成23年度版を配付する際、平成24年度版からは冊子での発行を取りやめ、インターネット上での提供のみとする旨周知したが、今後も事業概要を広報する必要はあると判断し、市ホームページ上での広報を継続している。</p>
保健福祉部 地域福祉課	<p>目的が抽象的 上述した手段の記載を除くと、市の定めた事業の目的は、「市民や事業者へ市の事業内容を広報する必要がある」だけとなる。対象と意図する変化を明示しておらず、抽象的である。</p>	101	<p>当該事業の目的は「保健福祉部の事業内容を広報し、市民や事業者に対し各種計画、施策、統計資料の周知を図り、福祉行政に対する市民の理解と関心を高める」ことであり、今後は明確化する。</p>
保健福祉部 地域福祉課	<p>在庫管理について 過去の製本物の配布先について確認したところ、どこに何部配布したかの記録は残っておらず、出入庫記録に基づく在庫管理はなされておらず、大量の在庫が残った年もあったようである。 1冊当り外注費だけで1,000円以上（平成23年度では、外注費410千円÷製本300部）のコストをかけて製作された印刷物について、コスト意識が希薄である。市製作の印刷物については、配付先の記録を含めた出入庫記録及び在庫管理を徹底する必要がある。</p>	101	<p>社会福祉の概要の法人等への配布先の記録については確認できるが、法人等へ配付した残りの在庫については、冊子を所望する市民へ配布しており、その配布先については、残数を確認するだけであった。 法人等への配布は取りやめたところであるが、市民等個人への配布については、今後在庫管理を徹底したい。</p>
保健福祉部 地域福祉課	<p>記載の矛盾について 平成24年度版として作成された「社会福祉の概要」においては、平成24年度から実施された機構改革の影響もあり、「児童・母子福祉に関することについては、子ども未来部が刊行する「子ども未来部の概要」に掲載しておりますので、それぞれご参照ください。」（目次参照）と記載されている。 しかしながら、平成25年10月25日現在、平成24年度の「子ども未来部の概要」は作成されておらず、記載内容に齟齬が生じていた。子ども未来部の担当者に確認したところ、平成24年度は作成しておらず、平成25年度分から作成する予定であるとのことである。各部門に記載の及ぶ箇所については相互に内容を確認し、矛盾ない記載となるようにする必要がある。</p>	101	<p>機構改革により保健福祉部と子ども未来部に再編された後の事業概要の作成については、子ども未来部の担当者と打ち合わせを行い、両部それぞれで所管する事業の概要を作成することで合意し、保健福祉部として作成したものである。 また、他部局に関係する記載箇所についても、関係部局に照会をして記載しているところであり、内容を確認して作成しているところである。 なお、今後の作成にあたっては、各部局との連携を密に図り、齟齬が生じないように努める。</p>
保健福祉部 地域福祉課	<p>閲覧件数の把握について 事業の達成目標、アウトカム・アウトプットの設定は、その有効性を図るうえで有効である。現状、当該事業においてはそのどちらも設定されていない。 アウトプットの一例として、社会福祉の概要データをホームページにアップロードしているのだから、その閲覧件数を把握して利用度を確認するというのも一手法として考えられる。このことについて担当者に確認したところ、閲覧件数をはじめ、アウトプットの把握はしていないとの回答であった。件数把握を実施すべきである。</p>	101	<p>平成26年度に市のホームページのシステムが更新され、件数把握を実施できるシステムになったため、今年度の事業概要をホームページに掲載する際から実施する。</p>
保健福祉部 地域福祉課	<p>ホームページ掲載の必要性について 函館市のホームページには、各部局のトップページへのリンクがあり、様々な情報が掲載されている。「社会福祉の概要」（平成25年からは「保健福祉部の概要」に名称変更）に記載の各内容について、市のホームページ及びそのリンク先の公開情報との重複の有無を確認したところ、概ね7割方重複していた。ホームページに同様の情報が既に公開されているのであれば、あらためて「社会福祉の概要」の形にまとめ直し、ホームページ上に公開するのは単なる反復作業である。 今後、同事業は予算化されない事になったとはいえ、その製作には市職員の人件費を要している。 ネット版原稿作成と概要のネット掲示は廃止すべきである。</p>	102	<p>保健福祉部の概要は市が行っている保健・医療・福祉の施策の状況を取りまとめたもので、保健福祉行政への理解と関心を高めることを目的に作成している。 また、福祉行政に係る情報は、子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象としていることから、より多くの手法により周知すべきものと考えている。時には情報提供が重複する場合もあるところであるが、福祉行政に係る情報を一覧で見ることが出来るものは必要であると考えており、今後とも効果的な情報提供に努めていきたい。</p>
保健福祉部 地域福祉課	<p>庶務担当の事務分担 庶務担当が分担している伝票の再チェック業務は廃止すべきであり、その結果、余剰となった職員の人工については、適正な業務分担を再検討し、必要であれば再配置も含めて抜本的に改めるべきである。</p>	102	<p>公金の執行にあたっては、過払い・誤払い等はあってはならないものであり、市民からの指摘があったら対応すれば良いという類いのものではなく、厳格を期すため、地方自治法や各種関係法令、会計規則等の規程のほか、細部にわたる様々な取扱いが定められているところであり、これらに熟知し、効率的かつ確実に処理するとともに、部全体の予算執行の調整の視点なども加え、庶務担当課が集中的に伝票の再チェックを行っている。</p>

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
保健福祉部 高齢福祉課	<p>目的が不明確である 市の定めた目的は「職員の質の向上」「公用車を配置し、迅速に対応」と複数の目的を挙げており、不明確である。 本事業は、他の本体事業の付随費用をより集め、ひとつの事業と擬製したものであり、本来、これだけでひとつの事業となるようなものではなく、本体事業と合体すべきものである。 本来、目的は、①どのような対象者に、②どのような変化を起こさせるかを明確にして定義しなければならず、明確な定義付けに努めれば、本事業が本体事業と合体すべきものであることに気づくことができたものである。</p>	104	
保健福祉部 高齢福祉課	<p>事業のくくりが不適切 事業コストの内訳は、公用車のリース料と研修参加費、事務用品等の需用費であり、金額的には年平均400千円ほどの予算である。 一方で窓口業務自体の人工は本事業に計上されておらず、本事業は、担当課である高齢福祉のその他の付随費用をより集めて、ひとつの事業と擬製したものである。 担当部局である高齢福祉課、亀田福祉課には、17名の正職員が在籍し、約50事業を実施している。全職員が窓口業務を担当しており、正職員の人件費は、年間約7.5百万円であるため、計1億2,750万円となるが、当該事業に要する業務割合がいかほどになるか工数管理をしていない。 17名もの正職員が関与し、多大な人件費を投入されている事業に必要な数十万円程度の付随費用である諸経費部分に事業予算として予算措置する一方で、メイン経費である職員の人件費そのものがコスト管理の対象外となり、事業仕分けや予算編成などの場面において精査の対象外となっている。事業の定義の仕方が不適切であり、人件費部分も事業としてとらえた上で、アウトカム指標、達成目標を設定し、諸経費に人件費を含めた総事業コストとして費用対効果の把握をすべきである。</p>	105	<p>このたびの監査は、予算事項に基づき行われたものであるが、今年度から実施している事業評価制度において、事業の目的等の設定・測定、人件費コストを調査に記載することとし、人件費コストを含めた総事業費や活動実績、事業の成果等について、点検・評価を行うこととしている。</p>
保健福祉部 地域福祉課	<p>青少年ホールについて 青少年ホールについては、2名の嘱託職員を施設維持管理のために配置している。住民が利用している。 平成23年度の外部事業仕分けにおいては、「青少年ホールは本来の施設の目的・理念から乖離し、専ら高齢者の卓球等のために供されている実情にある」としている。 また、青少年ホールについての維持コストをみても、嘱託職員2名で5,206千円（H25年度青少年ホール嘱託職員費当初予算）、その他諸経費に3,003千円（H24年度実績）であり、年間約800万円の維持管理コストを要している状況である。 現在の利用状況や毎年発生する維持コストを考えた場合、同施設を市で維持管理する必要性に乏しい。青少年ホールは閉鎖し、事業を廃止すべきである。</p>	114	<p>青少年ホールについては、昭和9年の函館大火による殉難者の弔慰を目的として建設された「慰霊堂」を施設の有効活用の観点から本来目的に支障が生じない範囲で青少年の健全育成の場として開放してきたものである。 こうした管理運営にかかる経費（人件費・維持管理費）は、単に青少年ホールを維持管理するためのものではなく、慰霊堂として、市民がいつでも参拝できるような状態を維持するためのものである。 なお、平成26年度からは、近年の利用実態を勘案し、青少年ホールは廃止し、高齢者を中心とした健康・体力づくり、福祉増進を図る場として位置付けの見直しを行ったところであるが、近年、慰霊堂への参拝者も減少している状況も踏まえ、今後の施設の管理運営の在り方について検討を進める。</p>
保健福祉部 健康増進課	<p>事業の対象（開催校）の偏りと成果の測定 5年連続で開催している小学校が1校、3回連続が2校ある。 担当課では、活動指標としてのアウトプットおよびアウトカムを把握しており、事業成果があると認識しているが、対象が少ない、年1回程度の開催、開催小学校の偏りなどから、アウトカム評価が適切になされているとは言い難い。</p>	155	<p>当事業については、市内の全小学生が高学年の間に一度受講する機会を設けることを目指し、中学および高校での学習で未成年飲酒予防行動が強化されることを期待して実施しているものである。 平成22年度から25年度の4ヶ年で開催した小学校数は全48校中実17校、延24校であり、内7校が2回開催している状況であるが、小学3～6年生を対象とし毎年受講者は異なっている。現状の年間開催回数では目標に満たないが、開催校の偏りがあるとは判断していない。また、少子化により学童数の減少を認めることから、受講者数の減少を持って評価はできない。 また、対象者に対し、受講者数が少ない状況にあるが、限られた人員と予算の範囲内での実施であることから、現在の事業規模による計画となったものである。 一方、養護教諭等により飲酒防止教育を実施している学校の把握を行い、開催していない小学校には、教室の目的および具体的な内容の周知および開催を働きかけ、全校での開催を目指したい。</p>
保健福祉部 健康増進課	<p>事業の成果がない 事業の成果について 1 教室の目的を、小学生の将来のアルコール危険度の認識を高める等の予防的な措置に主眼があるとのことであるが、小学校高学年において飲酒の常態化、依存症患者の急増等の特別かつ早急な措置が必要な状況ではない。 2 アルコールパッチテストが、成人の飲酒習慣形成にいかほど役に立つものなのか疑問である。 受講した小学生が中学生・高校生になった際に、アンケート調査を実施し、事業の有効性を検証しているわけではないため、当該事業は廃止すべきである。</p>	155	<p>平成23年に行った市民の健康意識・生活習慣アンケート調査結果では、未成年者（15～19歳）の飲酒は、32.2%と高く、平成25年度の当事業における小学5～6年生のアンケート結果では、既に27.9%が飲酒したことがあると答えており、アルコール分解能力が低い発達期にある小学生に対し、本事業を行う意義は大きい。 アルコールパッチテストは、アルコール分解酵素の働き方を簡便に調べ、体質を早期に把握できる検査法であり、自己の身体に関心を持ち、学習効果を高めるツールとして教室の導入で取り入れているものである。 健康増進法第7条に基づく国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針として、飲酒についての正しい知識の普及啓発を行うとされており、健康はこたて21（第2次）においても、未成年者の飲酒経験の目標値を0%に設定していることから、事業の評価検証を行い、効果的な対策を継続することとする。</p>

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
保健福祉部 健康増進課	アウトカム指標が不適切 複数のアウトカムを設定し、その後数年間測定を続けられ、その期間の指標数値の増加・減少が活動の成果を反映できるが、現状では事業の成果が不明確である。 ヘルスマイト育成事業、禁煙対策等、数値によるアウトカムを設定し、その効果の測定を継続することが必要である。	159	市民健康づくり推進事業については、平成25年12月に策定された健康づくり計画である「健康はこだて21（第2次）」に基づき事業を推進しており、各種の成果指標が明記されている。たばこ対策においても、「喫煙する人の割合」、「妊娠中の喫煙」、「未成年者の喫煙がなくなる」などについて目標値を定めている。 ヘルスマイト育成については、成果指標として、「講座修了者のうち、協議会に加入した者の割合」「協議会継続者の割合」「年一回以上ヘルスマイト自主活動に従事した者の割合」「ヘルスマイト主催の料理教室等の満足度」等を設定し、評価していきたい。
保健福祉部 健康増進課	達成目標の設定 達成目標が数値で表されていない。達成目標は、事業の目的をどこまで達成すべきかを示すものであり、数値で示す必要がある。	159	市民健康づくり推進事業は、市民の健康づくり計画である「健康はこだて21（第2次）」に基づき、事業を推進している。国や道の目標との整合性を図りながら、目標を数値化して明記しているが、『「おいしい空気の施設」の登録数』のように、数値化が適当でないものは、「増加」といった表現を用いている。 健康づくりの達成目標は、長期で考えなければならない。同計画では包括的な達成目標として「健康寿命の延伸」を掲げているが、当市は健康寿命（「日常生活動作が自立している期間の平均」を指標とする）は女性82.52歳、男性76.20歳となっており、全国および北海道と比較すると低い状況にあることから、数値の設定はできないが、市民健康づくり推進事業を推進して健康寿命の延伸を図ることを目標としている。
保健所 生活衛生課	事業の成果指標 浴場施設が存続できるか否かは、資金の保有状況、財務構造、損益状況など様々な要因に左右され、300万円程度の補助金で決まるものではない。したがって、所管課が存続する浴場数を当該事業のアウトカムの指標にするのは不適切である。 事業の成果を測定するための達成目標及びアウトカムを設定し、その結果を測定して事業の成果を把握する必要がある。	166	当該事業の成果指標については、浴場ごとの「当該各事業における入浴者数」「補助対象事業者の年間入浴者数」として、事業成果を適切に把握していきたい。
保健所 生活衛生課	事業の目的と補助金の目的 本事業の目的は、「公衆浴場の利用を喚起し利用者の増を図るため」としている一方で、当該事業については、「公衆浴場の廃業に歯止めを掛け、市民の入浴機会を確保するためにも、公衆浴場活性化事業に対し補助は必要である。」（平成23年度「函館市事業仕分け調書」より）としている。 事業の目的が、公衆浴場の利用増であるのか、公衆浴場の廃業に歯止めをかけるのかは大違いである。 年間300万円の補助金で、20以上の個々の事業者の収支構造や財政状態が抜本的に改善するとは考えにくい。なお、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」（昭和56年6月9日法律第56号）では、地方公共団体の任務として、「公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講ずることにより、住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならない」とするのみで、公衆浴場の廃止に歯止めをかける義務があるとしているわけではない。事業の目的を改め明確にする必要がある。	166 167	本事業の目的は、公衆浴場の利用の喚起を図り、利用者増につなげることで、公衆浴場の存続を図り、自家風呂をもたない、また、公共交通機関以外に移動手段を持たない市民にとって、少しでも自宅近くの公衆浴場に通うことができる機会の確保を図るためのものである。 事業の目的と補助金の目的とで、整合性が取れた説明をしていなかったことから、今後は、統一的な説明を心がけることとする。 なお、小規模公衆浴場の廃業が続いている現状を勘案し、当該補助金制度については、そのあり方について、検討を加える。
保健所 生活衛生課	事業の成果について 当該事業の協力浴場数は、普通浴場そのものが減少している影響があるというものの、協力事業者数は減少傾向にある。また、事業者が減少しているにも関わらず、予算はここ数年300万円程度で安定的に支出されている。組合加盟浴場のすべてが事業に参加しているわけでもない。 また、市民にとっての入浴機会というのであれば、組合員以外の入浴施設もある。事業目的にある「公衆浴場の利用を喚起し利用者の増を図る」ために有効な事業であるか疑問である。 事業成果が不明確なままに補助金を継続していくことは不合理である。本事業は廃止を含め、抜本的に再検討すべきである。	167	本事業の目的は、公衆浴場の利用の喚起を図り、利用者増につなげることで、公衆浴場の存続を図り、自家風呂をもたない、また、公共交通機関以外に移動手段を持たない市民にとって、少しでも自宅近くの公衆浴場に通うことができる機会の確保を図るためのものである。 したがって、当該事業については、入浴者数が減少している小規模浴場の維持確保を前提として実施しているものであり、浴場協同組合加盟以外の大規模浴場については、事業の対象外としている。また、浴場協同組合加盟の公衆浴場であっても、各個別浴場の意向により実施する、しないを決定している事業であることから、事業内容によって参加・不参加の浴場があることはやむを得ないものと考えている。 しかしながら、公衆浴場を取り巻く環境の変化により、小規模の公衆浴場は、その経営が厳しく、廃業が続いている現状にあることから、当該補助金制度については、そのあり方について、検討を加えることとしている。

2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
保健福祉部 指導監査課	<p>指導監査方法について            調査が求めているのは監査する側の判断の結果であり、監査対象の側が記載すべきものではない。            調査における確認事項の結果欄には回答があるものの、確認資料欄には何らチェックがなされておらず、当該調査以外、監査の根拠資料などは綴られていなかった。            監査実施先も徒に件数を実施することのみを最優先にするのではなく、実効性のある監査が実施できることからブレークダウンして必要な監査先を選定するといった方式も有効であると思われる。            新たに権限移譲された実地指導をするために増員された職員にしても、その人数については、道からの業務引継において前例を踏襲した人操りをしただけであり、その必要性や市として必要な監査を実施するための適正人員として深く吟味した結果ではないことに鑑みれば、指導監査課における監査の有効性、効率性、経済性を合わせて再考し、その配置の見直しも含めて検討すべきである。</p>	98	<p>北海道から権限移譲された指導監査に係る人員配置については、指導監査の継続性、公平性の観点から、対象法人・施設の選定や監査の実施時期等の基本事項を定めた実施要綱および監査項目等を定めた監査調書を北海道および同じく道から権限移譲された旭川市と概ね共通の内容としており、当市においても改めて当該監査の有効性、効率性、経済性を検証し、実地指導に係る人員配置を決定したものであり、現在の人員配置については適正であると考えているが、事務事業の状況を的確にとらえ、より実効性のある監査が実施できるよう、監査方法も含め、随時見直しを行っていきたい。</p>
保健福祉部 健康増進課	<p>事業のくくり            市民健康づくり推進事業の内容区分が年度毎に変化したり、同種啓発事業が複数の課で所管されておられるため、事業のくくりが不透明であり、明確な基準を設けるべきである。</p>	157	<p>市民健康づくり推進事業費に計上している事業は、健康増進法第7条に基づく国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針である「食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及啓発に関する事項」「その他の国民の健康の増進に関する重要事項」に基づき、推進しているところである。            未成年者飲酒防止講座については、平成25年度から健康増進課が所管しており、健康増進法に基づく事業は、すべて健康増進課所管としたところであり、学校の要望に応じ、未成年者喫煙防止講座と同時実施する等、効果的かつ効率的な実施方法とし、学校が把握しやすいように両講座を同時に周知するなど工夫を行っている。</p>

函 子 企  
平成 2 6 年 9 月 3 0 日

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



平成 2 5 年度包括外部監査の結果に基づく措置の通知について

平成 2 6 年 3 月 3 1 日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置

(特定の事件名 No.14 児童虐待防止事業費)

1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
子ども未来部 次世代育成課	達成目標とアウトカムの設定及び測定 事業の達成目標、アウトカムの設定、事業の成果の把握がない。	106	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待防止業務における達成目標は、「児童虐待発生件数＝ゼロ」であるが、現実的な目標値とは言い難い。また、事業の成果の把握については、実際に取り扱う事例が改善したと判断することは難しく、再発防止への取り組みや長期的支援が必要なケースがほとんどである。</li> <li>なお、国において、H24年1月の「児童虐待の防止等に関する政策評価」（総務省）において、「児童虐待相談対応件数」と「児童虐待による死亡数」が評価指標として用いられていることから、アウトカムとして相談件数を設定したものであり、児童虐待防止業務自体が数値で計られるものではないと考えている。</li> </ul>
	事業の効率性 相談1件あたりの総事業コストが増加している。	108	<ul style="list-style-type: none"> <li>H20年4月施行の児童福祉法の一部改正により、市が調整機関となっている要保護児童対策地域協議会の設置が努力義務化され、また、H21年4月施行の同法の一部改正により、要保護児童対策地域協議会の機能強化が示され、これ以降、市の児童虐待防止への取り組みが強化されたことから、相談件数はH21年の89件からH23年には137件と、約1.5倍に増加しており、H23までの人員配置では業務の遂行に支障をきたしていたため、H24に機構改革を行ったものである。</li> <li>児童虐待の相談業務においては、緊急対応や専門的な判断を要するケースが多く、また、関係機関との連絡調整に時間を要するケースが増加しており、正確でタイムリーな対応が求められ、その責務は年々重くなってきており、正職員での対応が望ましくなっている。また、勤務時間に制限がある嘱託職員が対応できない部分も多く、正職員が対応しなければならない場面も増加傾向にあることから、今後も継続して取り組んでいきたい。</li> </ul>

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置

(特定の事件名 No.14 児童虐待防止事業費)

2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
子ども未来部 次世代育成課	<p>相談1件当り所要日数について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談1件あたり、1.7～2.4日の工数は改善の余地があり、1件あたりのコストを測定評価すべき。</li> </ul>	108	<p>・人件費を含めたコストについては、今年度から実施している事業評価制度に基づき把握することは可能であると考えますが、児童虐待に関する相談業務は、単純に相談に応じることだけではなく、その子どもや保護者の状況によって、各関係機関への連絡、情報収集、会議の招集、親子の見守り等を行うほか、子どもが一時保護となった場合でも、家庭へ戻す際には、再度、関係機関と協議し、その後のフォローを行うなど多岐に渡っており、また、保護者が生活面、精神面で問題を抱えているケースも多くなってきている。このため、本業務は緊急度や重症度が高く、専門的な判断を要する場合が多く、関係機関との連絡調整が重要であることから、その対応に時間を要するケースが増加している。相談の所要日数やコストのみで本事業を評価すべきでないと考えており、子どもの生命を守るため、今後も丁寧に取り組んでいきたい。</p>

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置

(特定の事件名 No.15 子育てサロン運営経費)

1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
子ども未来部 子ども企画課	<p><b>事業の成果の把握</b> アウトカムを設定しておらず、事業成果も把握していない。</p>	109	<p>今後、子育てサロンにおけるアウトカムの設定や事業成果の把握に向けて、利用者に対する定期的な満足度等に関する調査の実施について検討したい。</p>
	<p><b>民営化によるコスト削減について</b> 外部委託した場合には事業費・管理費のコストが削減可能である。</p> <p><b>民営化による効率性について</b> 市営・民営の比較では1日あたりの利用人数に差異は認められないので、コストが低い民営が望ましい。</p>	110～111	<p>残る公立の子育てサロン3か所のうち、南かやべについては、平成28年4月に予定している尾札部・臼尻両保育園の統合民営化に合わせて、委託化を図ることとしており、本事業のコスト削減や効率性の観点から、花園およびつつじについても、保育園に併設している施設であることから、引き続き、公立保育園の民営化に合わせて委託化を進めていくこととしている。</p>



平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置

(特定の事件名 No.15 子育てサロン運営経費)

2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
子ども未来部 子ども企画課	<p><b>民営化の促進について</b> 事業仕分け後、花園サロン等の民営化が進んでいない。公立保育園の民営化と同時に行う必要性がない。</p>	111	<p>花園およびつつじの両子育てサロンは、保育園に併設しており、子育てサロンのみの委託化では、職員配置や施設運営上において、効率性の面で一定程度の期待はできるものの、保育園の民営化に係る移管先法人を選定するうえで支障を来す恐れがある。</p> <p>このようなことから、委託化による効果を最大限高めるためにも、残る公立の子育てサロンについては、公立保育園の民営化に合わせて、委託化する予定である。</p>

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置

(特定の事件名 No.16 児童館及び青少年ホール管理運営所要経費)

1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
子ども未来部 次世代育成課	<p><b>利用者1人あたりのコストについて</b> 稼働率の低い児童館などは統廃合を促進し、コスト削減を図るべきである。</p> <p><b>統廃合の促進について</b> 児童数減少に伴い、児童館設置過多であり、老朽化が進む施設の維持管理コストもかかる。統廃合は急務であり、速やかに実行すべきである。</p>	112～113	<p>少子化の進行に伴い利用児童数が減少傾向にあることを踏まえ、地域において必要な児童館機能を維持することに配慮しながら、小学校の再編も見据え、児童館施設の設置数や施設規模および管理運営体制について計画的な見直しを検討している。</p>

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置

(特定の事件名 No.16 児童館及び青少年ホール管理運営所要経費)

2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
子ども未来部 次世代育成課	指定管理者制度の導入推進について 指定管理者制度の導入を推進すべきである。	113～114	平成27年度から試験的に神山・昭和・美原の3 児童館に指定管理者制度を導入する。指定管理期 間の5年間に、地域との連携状況や利用者の意見 および利用者数の推移のほか施設管理や事業運営 面などを検証したうえで、更なる導入について検 討する。

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置

(特定の事件名 No.17 母子寡婦福祉資金貸付金)

1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
子ども未来部 子育て支援課	<p><b>滞留債権の回収向上</b> 滞留債権（滞納繰越分）の回収率は向上しているものの、対象債権額に対して一桁台に留まり、回収率は低い。当該滞留債権（滞納繰越分）が回収可能な債権と言えるのか、分析が必要である。</p>	116	<p>滞納繰越分の収納率については、支払督促の実施により効果を上げていることから、債権回収対策室や生活支援課など、関係部局と連携をとりながら、滞納者の状況を把握し、回収可能な債権について効果的な支払督促等を実施し、収納率の向上に努める。</p>
	<p><b>達成目標の設定</b> 現年分・滞納繰越分について、それぞれ明確な達成目標を設定すべきである。</p>	116	<p>目標収納率については、毎年度作成している「未収金対策プラン」において、設定しており、平成26年度の収納率については、現年分で74.4%、滞繰分7.5%で設定している。</p>
	<p><b>遅延損害金の徴収</b> 母子及び寡婦福祉法施行令において、年10.75%の遅延損害金をとらなければならない規定となっているが、徴収されていない。 遅延損害金の定めを設け、原則として徴収すべきであり、遅延損害金を徴収すべきではない事案については、適正な手続きに則り、免除等を行う必要がある。</p>	116	<p>遅延損害金の徴収実施に向けて、手法や要綱整備等について検討中である。</p>

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置

(特定の事件名 No.28 こんにちは赤ちゃん事業費)

1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
子ども未来部 母子保健課	<p><b>不適切なアウトカム指標について</b> 当該事業のアウトプット指標およびアウトカム指標について確認を求めたところ、いずれも訪問実施率（訪問実施数／訪問対象者数）の回答であった。 訪問実施率はアウトプット指標たり得るがアウトカム指標ではなく不適切である。</p> <p><b>達成目標とアウトカムの設定および測定について</b> 本事業の達成目標とアウトカム指標の設定に当たり、達成目標として「生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭を訪問する。訪問実施率100%」としている。しかしながら、こんにちは赤ちゃん事業自体が、乳児家庭全戸訪問事業（児童福祉法第21条の9）であり、「全戸」訪問を前提とする事業である。したがって、訪問実施率をその事業の成果（アウトカム）に着目した達成目標とするのは不適切である。 母子保健課においては、訪問後に訪問対象者に対して当事業についてのアンケートを実施し、その集計結果をまとめている。当アンケートはその内容が適切であれば4か月までの乳児を持つ家庭の当該事業に対する満足度を示すともいえるため、アウトカムたり得ると考えられる。 適切な達成目標およびアウトカムの設置と、その効果の測定を実施する必要がある。</p>	160～161	<p>今後は、現行のアンケートにおいて、回答の選択肢の設定のあり方など質問内容を精査したうえで、その満足度をアウトカム指標として設定し、測定していく予定である。</p>
	<p><b>アンケートの設問項目について</b> 当該アンケートの質問内容を確認したところ、例えば、こんにちは赤ちゃん事業への感想についての問いに対する回答の選択肢として、「満足した」「気持ちが悪くなった」「助かった」等の肯定的評価を示す選択肢と「その他」しか用意されていなかった。肯定的評価の選択肢と否定的評価の選択肢が対照的に設定されていなければ、実態を知りうることは不可能である。 例えば、当事業の感想を問うのであっても、その回答の選択肢に大いに満足から大いに不満まで段階的評価区分を設けて対照的に設定し、実態を把握しうるアンケートとすることが必要である。</p>	161	<p>今後は、指摘事項に沿って、回答の選択肢の設定のあり方など、正しい満足度の測定に向け、質問内容を精査していく予定である。</p>

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置

(特定の事件名 No.28 こんにちは赤ちゃん事業費)

1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
子ども未来部 母子保健課	<p><b>事業の効率性について</b></p> <p>厚生労働省が主導している子育て支援交付金（平成22年度までは次世代育成支援対策交付金）が支給される事業である。生後4か月までの乳児の家庭を全戸訪問する事業であり、平成24年度では対象家庭数が1,647世帯あり、全戸に訪問を実施した。</p> <p>このうち、市の正職員である保健師1名がこのうちの約1/4（保健指導等が必要なケースなど）を担当し、残りの3/4については訪問員（市が認定した子育てアドバイザー10名）が担当している。</p> <p>この乳児家庭全戸訪問事業について、他の中核市（42市中39市）のアンケート結果によれば、担当者を直営で実施している市は8市（20.5%）、委託のみは6市（15.3%）、雇上げのみは1市であった。残りの24市（61.5%）は直営、委託、雇上げのいずれかを組合せて実施している。</p> <p>この雇上げのみを実施している中核市では、登録した25名の赤ちゃん訪問員が1回当たり4,500円で全戸訪問を実施している。</p> <p>当市がすべての家庭訪問を訪問員に依頼し、上記の中核市並みの単価で実施した場合を、正職員が担当している分について試算すると以下の通りである。</p> <p>〔4,500円/回×399回（平成24年度実績） =1,795千円…①〕</p> <p>現在の正職員1人工は、訪問のみに従事した工数ではないにせよ、訪問に関する工数が仮に50%だとしても、</p> <p>〔7,500千円×50%=3,750千円…②〕</p> <p>となり、全戸に訪問員を依頼した方が、半額以下のコストで済む計算となる。</p> <p>また、保健師の訪問が必要と認められるケースでも、訪問後も継続して再訪問や対応が必要であるため、正職員の保健師が対応した方がより効率的であるケースを除いては、臨時職員である保健師で対応することも可能である。実際に正職員の保健師が産休などの際には、臨時職員で対応している事例もある。</p> <p>事業の効率性の観点から訪問員の活用の拡大及び臨時職員による保健師の活用を図るべきである。</p>	161～162	<p>正職員の保健師が担当しているのは、低出生体重児、多胎児、若年母等が出産した乳児のほか、産婦がシングルマザーや精神疾患でハイリスクであると病院が判断し連絡票が送られたケースであり、いずれも支援の必要性が非常に高く、高い専門性が求められることから、母児の健全育成やリスク管理等に鑑み、コスト削減を目的として訪問員の活用に替えることは困難である。（厚生労働省が示すガイドラインにおいても、可能な限り保健師等の専門職が訪問するよう規定している。）</p> <p>また、仮にそのようなケースを訪問員が訪問した場合、その後は、病院との連携、支援に向けた課内協議、さらには将来にわたる継続的な連絡・訪問等の支援を正職員が担うことになるので、正職員の人工の削減が可能となるものではない。</p> <p>（正職員0.5人工分の人件費3,750千円は削減できないまま、訪問員への委託料1,795千円も要するという事となる。）</p> <p>同様に、臨時職員の保健師活用ということについても、前述のとおり「399件は全て、訪問後の再訪問・継続支援が必要で、正職員の対応の方がより効率的なケース」であり、臨時職員による対応は難しいものと考え、</p>

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置

(特定の事件名 No.29 保健師訪問指導費)

1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
子ども未来部 子ども企画課	<p>「平成24年度当初歳出予算内訳書」によれば、本事業にかかる内訳として保健師産休・育児休業臨時職員費として5名分延579日、貸与被服費として制服（冬）上下16名分の記載がある。</p> <p>臨時職員の人件費は偶発的経費であり、定期的に購入される被服費や図書費は定期的に発生するものである。成果や費用対効果も測定が困難になる。予算と実績の差額も両者の間では大きく異なるものである。両者を別事業として予算実績管理すべきである。</p>	163～164	市では、従前より定期的や偶発的という区分ではなく、関連する事項ごとに経理をしている。
	<p>子ども企画課の庶務係事務分担表(2013.4.16)によれば、係長1名の下、正職員3名、臨時職員1名の合計5名体制になっており、正職員は係長を含めて4名である。そのうち、庶務係正職員3名で、当事業に関連するものも含め、子ども未来部において起票されるすべての伝票について原始資料をもとに再チェックを実施している。</p> <p>この事務は正職員3名にて分担していた。この3名の歳出科目にかかる大まかな人工について担当係長に回答してもらったところ、それぞれ0.27人工、0.4人工、0.3人工かかっているとのことであった。No.12「社会福祉の概要作成事業」のケース同様に、正職員1人当たり年250日の勤務日数と仮定すれば、3名で約0.97人工(約243日(全体の32%))が費やされていたことになる。これは、正職員1人工当たり平均7,500千円の人件費であることを考えれば、7,275千円をかけてこの伝票再チェック業務を実施していたことになる。</p> <p>しかし、この人件費は、個別の事業費には捉えられていない間接費である。</p> <p>伝票(「精算伺書」)をレビューしたところ、例えば、ひとり親家庭医療費助成金(歳出額9,481千円)については、起票した原課の担当者、原課の主査、原課の課長、子ども企画課庶務の担当者、庶務係長、子ども企画課長、子ども企画部長の押印があった(計7名)。</p> <p>No.12「社会福祉の概要作成事業」と同様に、これだけの人工と人件費をかけてまで、再チェックする意義が認められない。庶務担当が分担している伝票の再チェック業務は廃止すべきであり、その結果、余剰となった職員の人工については、適正な業務分担を再検討すべきである。</p>	164	公金の執行にあたっては、過払い・誤払い等はあつてはならないものであり、市民からの指摘があつたら対応すれば良いという類のものではなく、厳格を期すため、地方自治法や各種関係法令、会計規則等の規程のほか、細部にわたる様々な取扱いが定められているところであり、これらに熟知し、効率的かつ確実に処理するとともに、部全体の予算執行の調整の視点なども加え、庶務担当課が集中的に伝票の再チェックを行っている。

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置

(特定の事件名 No.61 函館市子ども会育成連絡協議会補助金)

1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
子ども未来部 次世代育成課	<p><b>成果の測定が不十分である</b> 時代に即した事業であるのか等も考慮し、達成すべき目標となる指標を設けた上で、事業効果を測定すべきである。</p>	259	<p>「補助金のあり方に関するガイドライン」に基づき、達成目標とする指標および事業効果の測定・検証手法等について検討したい。</p>



平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置

(特定の事件名 No.61 函館市子ども会育成連絡協議会補助金)

2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
子ども未来部 次世代育成課	補助金の最終的受給者が少ない 子ども1人に対し、育成者が0.4人と多い。また、地域ごとの偏りも大きい。小中学生の4.7%にすぎないため、補助金の最終的受給者が少ない。	258～259	少子化の進行等の影響により、当該団体の会員数は減少を続けているところであるが、当該団体へ会員増を図る取組等の強化を指導していきたい。

函 環 総

平成26年9月30日

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽 様



平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置の通知について

平成26年3月31日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置  
(特定の事件名 小規模事業の有効性の検証)

## 1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
環境部 環境対策 課	<p>実際の業務内容と事業名、目的の乖離</p> <p>本事業は「騒音・振動・悪臭調査費」として予算化されているものである。自動車及び航空機の騒音測定（外部委託）と、必要に応じた悪臭測定（平成23年度及び平成24年度は実績なし）、苦情対応や施設への立入り、届出書等の受理、審査等を行っており、毎年、正職員1.12人工の人件費を要している。</p> <p>これら正職員の人件費は1人年間7.5百万円であることから、7,500千円×1.12人工=8,400千円となる。しかし、その人工のほとんどが調査以外の苦情処理等の対応業務に要しているとのことである。</p> <p>事業名は「調査費」であり、事業の目的も調査・測定と記載している。事業名・事業の目的と実際の業務内容が乖離している。</p> <p>苦情処理は別事業にするなど、事業のくくりを改めるべきである。</p>	117	<p>苦情対応において、その内容により、騒音、振動および悪臭の調査測定を実施することがあることから、当該事項により予算計上をしておりますが、今後におきましては、指摘内容を踏まえ、より適切な区分について検討してまいりたいと考えております。</p>
環境部 環境対策 課	<p>アウトカム指標、達成目標の設定</p> <p>現状では、事業目的と実際の事業内容が乖離していたため、アウトカム指標、達成目標を定めることは困難である。事業を調査測定と苦情対応に分ければ、それぞれに明確な目的とアウトカム指標、達成目標を定めることが可能となる。アウトカム指標としては、例えば、調査・測定であれば、要改善箇所の検出件数や、域内カバー率が考えられる。苦情対応であれば、苦情対処改善率と苦情件数を併用することが考えられる。</p> <p>逆に言えば、アウトカム指標と達成目標を明確に定めることは、事業の内容を再検証する効果もある。</p> <p>事業のくくり方を改めた上で、明確なアウトカム指標、達成目標を定めるべきである。</p>	118	<p>調査測定につきましては、人の健康の保護および生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、国が定める環境基準の達成状況を常時監視するものであり、既に達成目標は定められております。</p> <p>また、苦情対応は市民などからの申し立てにより行うものであることから、明確なアウトカム指標や達成目標を定めることは困難であります。今後におきましても、適切に事業を実施してまいりたいと考えております。</p>

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置  
(特定の事件名 小規模事業の有効性の検証)

1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容																														
<p>環境部 環境総務課</p>	<p>達成目標とアウトカムの設定及び測定</p> <p>環境企画課においては、当該事業全体の達成目標として温室効果ガス削減短期目標（基準年比15%削減）、中期目標（基準年比25%削減）、長期目標（基準年比80%削減）、アウトカムの設定、事業の成果として同比率の実績（監査時点で平成21年度分まで把握可能）との回答であった。</p> <p>一方、上記1（2）に記載の通り、予算事項として複数の事業を実施しており、それぞれ以下の通り、活動指標としてアウトプットを把握している（平成24年度決算資料等より）。</p> <p>地球温暖化対策推進事業と温暖化防止普及啓発事業</p> <table border="1" data-bbox="308 1160 754 1496"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>時期・回数</th> <th>延べ参加者等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温暖化防止市民講座</td> <td>10月・1回</td> <td>60名</td> </tr> <tr> <td>出前講座</td> <td>6回</td> <td>201名</td> </tr> <tr> <td>エコワット体験モニター事業</td> <td>2回</td> <td>43世帯</td> </tr> <tr> <td>函館市地球温暖化対策地域推進協議会</td> <td>2回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エコドライブ実践講習会</td> <td>2回</td> <td>27人</td> </tr> <tr> <td>ノーマイカーデー実施</td> <td>10月の5日間</td> <td>309人</td> </tr> <tr> <td>はこだてエコライフII作成・配布</td> <td>11月</td> <td>10,000部作成</td> </tr> <tr> <td>市電液晶ディスプレイ広告</td> <td>12月</td> <td>15両</td> </tr> <tr> <td>街頭啓発（はこだてエコライフPRチラシ配布）</td> <td>6月1日</td> <td>500部</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のうち、ノーマイカーデー実施、エコワット体験モニター事業などについては、実施後のアンケート調査を実施し、回答を集計している。</p> <p>このように、多数の事業を一年を通して実施しているが、それぞれの細事業ごとに達成目標やアウトカムを具体的に設定し、その事業成果を測定する形にはなっていない。</p> <p>予算事項内で複数の細事業が設定され、行政サービスの提供量としてのアウトプットは算定されているものの、各事務事業の目的達成度を測定するためのアウトカムが設定・測定されていないため、具体的な細事業の有効性と費用対効果については</p>	事業名	時期・回数	延べ参加者等	温暖化防止市民講座	10月・1回	60名	出前講座	6回	201名	エコワット体験モニター事業	2回	43世帯	函館市地球温暖化対策地域推進協議会	2回		エコドライブ実践講習会	2回	27人	ノーマイカーデー実施	10月の5日間	309人	はこだてエコライフII作成・配布	11月	10,000部作成	市電液晶ディスプレイ広告	12月	15両	街頭啓発（はこだてエコライフPRチラシ配布）	6月1日	500部	<p>119</p>	<p>地球温暖化は、地球規模での環境問題であり、本市では、「函館市環境基本計画（第2次計画）」の中で重要課題の一つとして位置づけ、平成22年度に地域特性に応じた地球温暖化対策を総合的・効果的に推進するため策定した「函館市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、地球温暖化防止対策事業を実施しておりますが、目標値を設定している温室効果ガス排出量削減の状況について、毎年度、公表しており、概ね順調に推移しているところであります。</p> <p>当該対策の推進に当たっては、市民、事業者における温暖化防止に関する理解とともに省エネ行動等の定着が重要なため、市民等への啓発事業を基本に取り組んでいることから、細事業ごとの具体的な達成指標の設定は困難ではありますが、事業の有効性や経済性を検証しながら、目標達成に向け効果的・効率的な取り組みに努めてまいりたいと考えております。</p>
事業名	時期・回数	延べ参加者等																															
温暖化防止市民講座	10月・1回	60名																															
出前講座	6回	201名																															
エコワット体験モニター事業	2回	43世帯																															
函館市地球温暖化対策地域推進協議会	2回																																
エコドライブ実践講習会	2回	27人																															
ノーマイカーデー実施	10月の5日間	309人																															
はこだてエコライフII作成・配布	11月	10,000部作成																															
市電液晶ディスプレイ広告	12月	15両																															
街頭啓発（はこだてエコライフPRチラシ配布）	6月1日	500部																															

判断できない状態になっている。予算事項内に複数の細事業が展開されている場合には、それぞれにおいて達成目標及びアウトカムを設定し、事業の成果を測定する必要がある。

環境部  
環境総務課

冊子「はこだてエコライフのすすめⅡ」の作成について

アウトプット指標にある「はこだてエコライフのすすめ」普及キャンペーンの一環として、市民や事業者に対し「はこだてエコライフ」に関する意識啓発を行うために、「はこだてエコライフのすすめⅡ」の作成・配布を実施している。作成数と配布数、配布先については以下の通りであった。

- (1) 作成部数 10,000部
- (2) 平成24年度配布実績 2,500部
- (3) 配布先

はこだてエコライフのすすめⅡ配布先 (単位:部)

配布先	部数
庁内関係課	294
市議会(事務局含む)	30
広報(報道機関)	19
環境審議会委員	25
地球温暖化対策地域推進協議会委員	29
関係団体	56
町会	382
教育機関(小、中、高、大)	101
本庁舎・各支所	550
市電液晶ディスプレイ設置車	500
講演会・出前講座等	514
計	2,500

(出所:平成24年度決算資料)

監査時点(平成25年11月)においても、約5,000部の在庫があるとのことである。

平成24年度配布実績をみると、今後、新規に配布する機会は、講演会や出前講座などであろうが、年間500部(平成24年度実績)の配布では、配布完了までに10年を要する。

発注・作成してから1年を経過した現在、約半数が在庫として残っている現状も併せて考えれば、必要数の見積りが不正確である。改善が必要である。

120

「はこだてエコライフのすすめⅡ」につきましては、温暖化防止のための省エネ行動の定着を目的に、講演会や出前講座等において参加者などへ配布しておりますが、掲載内容が普遍的なものであり、作成から一定期間の使用が可能でありますことから、経費節減のため、複数年度分をまとめて作成したものであり、平成25・26年度については、予算計上していないところであります。

また、平成25年度の配布実績が約1,800部であることなどから、現在の保有分について、今後約3年で配布を完了する見込みであります。

今後におきまして、効果、経済性を十分検討し、より適正かつ効率的な事業実施に努めてまいりたいと考えております。

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置  
(特定の事件名 小規模事業の有効性の検証)

## 1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
環境部 環境推進 課	<p>達成目標とアウトカムの設定及び測定</p> <p>環境対策課においては、当該事業の達成目標、アウトカムの設定、事業の成果の把握をしていない。</p> <p>アウトカムとして考えられる指標として、</p> <p>①「街にごみのポイ捨てが目につく割合」(函館市環境白書平成24年度版環境モニターアンケート調査による)</p> <p>②構成団体数</p> <p>③賛助金協力事業所数</p> <p>などの回答を得た。</p> <p>②、③については、当該補助の結果、協議会が実施する事業の目的達成度たる成果指標とはなりえない。</p> <p>①は、平成24年8月1日現在、93名いるモニター委員の見解である。環境美化とごみの減量化の一指標たり得るとは考えられるものの、当協議会が実施している環境美化実践活動や環境美化啓発活動の様々な事業に対する直接的な成果指標としては不適切である。</p> <p>予算事業は予算を編成するためのくくりであって、実施している業務の「目的」ごとに設定されたものではなく、その事務事業の達成目標の設定やアウトカムの設定、測定においては評価単位ごとに行うことが必要である。</p> <p>例えば、環境美化実践活動の一環として実施される「クリーン作戦」や「函館港まつり関連美化活動」については、その参加団体や参加者数を把握することのみならず、回収されたゴミの種別・重量等を把握して、時系列でポイ捨てゴミの減量化達成率を算出し、アウトカムとすることもひとつの方法である。</p> <p>また、環境美化啓発活動の一環として実施される「レジ袋削減及びご</p>	122	<p>街をきれいにするためには、行政、市民、市民団体、事業者等の連携が必要であります。当協議会は、行政と連携しながら、市民自らが街の美化等に取り組むという考え方の下、ボランティア活動を根幹とし精力的に清掃活動等を実践しており、特に、春・秋の全市一斉清掃や市最大のイベントであります函館港まつり開催時の翌朝清掃は、当協議会が中心となり実施してきており、街の美化において、大きな貢献があり、不可欠なものと考えております。</p> <p>このため、当協議会への加盟団体および賛助金協力事業所数の増加は、意識啓発、清掃活動等への取り組みに対して評価、賛同を得たものであり、連携拡大等における成果指標の一つとなるものと考えており、また、大規模な清掃活動での収集量等についても把握しておりますが、今後におきましては、事業の適切な達成目標、評価方法について、検討してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、補助事業につきましては、平成25年4月に策定した「補助金のあり方に関するガイドライン」、「各種補助金の見直し方針」に基づき、公益性などの基本的視点や積算基準の妥当性等の財政的視点から、総合的に検証・評価することとしております。</p>

みのポイ捨て防止キャンペーン」後の効果として、実際のレジ袋の利用率や利用数の削減率をアウトカムとすることも考えられる。

具体的数値目標として適切な達成目標を設定し、そのアウトカムの設定と把握を行うことにより事業の成果を評価する必要がある。

環境部  
環境推進課

人件費の削減について

当補助金受給団体である「協議会」は、環境対策課に置かれている。環境対策課の平成25年度業務分担表によれば、協議会が実施する事業のサポート(事業のための資料作り、会議手配、構成員への連絡調整)や予算編成、決算など会計関連事務等を実施している。

上記の職員以外に、毎年4月から9月の繁忙期には、協議会側で6カ月任期の臨時職員を採用し、事務作業の補助に当たらせている。

平成24年度収支予算書から当該臨時職員の給与(いずれも予算額)として支給される額と本事業の補助金の額を比較すれば以下のようなになる。

補助金と給与の関係 <単位：千円>

	給与費	補助金	差引
平成23年度	553	400	153
平成24年度	564	360	204

また、8名の正職員及び課長(事務局局長を兼務)が当該事業のために要した人工を試算すると、概ね1人工程度は必要であるとのことであった。協議会事務局において担当する事務の特殊性について確認したところ、予算や決算など正職員でなければ担当することができない業務を除き、その他は概ね臨時職員でも対応可能であり、仮に臨時職員を通年採用して事務を担当させた場合を想定すれば、少なくとも正職員0.5人工以上は軽減可能であるとのことであった。

正職員1名当り年間約7,500千円の人件費と臨時職員の半年分の給与(平成23年実績ベース)を比較すると以下のようなになる。

123

函館の街をきれいにする市民運動協議会事務局につきましても、基本的に他業務を兼任している職員1名において、運営しているところではありますが、年間を通して業務量が一定ではなく、効率的・経済的な事業運営を図るため、各種事業等が重なる繁忙期には半年間臨時職員を雇用しているほか、他業務の合間を見て、複数職員により対応していることから、臨時職員の通年雇用は難しいものと考えております。

今後におきましても、業務の効率的・効果的なあり方を検討し、費用対効果の向上に努めてまいりたいと考えております。

正職員人件費軽減額：7,500千円/年×0.5人工=3,750千円	
臨時職員給与増加額：(半年分)	564千円
差引	3,186千円

総事業コストの試算からも、臨時職員を同年採用してその事務分担の促進を図ることが総事業コスト削減の観点からも効率的である。



平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置  
(特定の事件名 小規模事業の有効性の検証)

1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容																																				
環境部 清掃事業 課	<p>達成目標とアウトカムの設定及び測定</p> <p>清掃事業課においては、当該事業における達成目標を設定しておらず、アウトカムの指標として、ごみ組成分析調査分別基準適合物重量比やプラ容器組成分析調査分別基準、適合物重量比を設定していると回答している。</p> <p>このうち、ごみ組成分析調査分別基準適合物重量比の集計結果を示せば以下ようになる。</p> <table border="1" data-bbox="292 981 754 1205"> <caption>ごみ組成分析調査分別基準適合物重量比の集計結果 (単位:%)</caption> <thead> <tr> <th>成果指標名</th> <th>平成20年度 決算</th> <th>平成21年度 決算</th> <th>平成22年度 決算</th> <th>平成23年度 決算</th> <th>平成24年度 決算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ組成分析 (燃やせるごみ)</td> <td>96.58</td> <td>93.73</td> <td>94.92</td> <td>90.68</td> <td>91.95</td> </tr> <tr> <td>ごみ組成分析 (燃やせないごみ)</td> <td>87.65</td> <td>87.60</td> <td>79.19</td> <td>69.36</td> <td>69.55</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所:「ごみ組成分析調査11ヵ年推移」適正分類比率)</p> <p>また、これとは別に、アウトプット指標としてごみ排出指導件数や不適正排出ごみ警告件数を回答しており、この推移を示せば以下ようになる。</p> <table border="1" data-bbox="292 1440 754 1608"> <caption>ごみ排出指導件数及び不適正排出ごみ警告件数 (単位:件)</caption> <thead> <tr> <th>活動指標名</th> <th>平成20年度 決算</th> <th>平成21年度 決算</th> <th>平成22年度 決算</th> <th>平成23年度 決算</th> <th>平成24年度 決算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ排出指導件数</td> <td>1,276</td> <td>792</td> <td>816</td> <td>972</td> <td>975</td> </tr> <tr> <td>不適正排出ごみ警告件数</td> <td>107,179</td> <td>92,381</td> <td>97,385</td> <td>101,137</td> <td>73,894</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所:「アウトプット指標および実績」(分別推進対策費) 清掃事業課作成)</p> <p>ごみ排出指導件数は、一戸建て住宅及び集合住宅の居住者及び事業所への一般廃棄物にかかる排出指導の件数であり、不適正排出ごみ警告件数は、ごみ収集時に不適格なため収集しなかったごみに対して貼付される「警告シール」の使用枚数と一致している。</p> <p>目的が一般廃棄物の分別促進にあるならば、行政サービスの提供量を示すアウトプット指標として指導件数やシール枚数を利用することは首</p>	成果指標名	平成20年度 決算	平成21年度 決算	平成22年度 決算	平成23年度 決算	平成24年度 決算	ごみ組成分析 (燃やせるごみ)	96.58	93.73	94.92	90.68	91.95	ごみ組成分析 (燃やせないごみ)	87.65	87.60	79.19	69.36	69.55	活動指標名	平成20年度 決算	平成21年度 決算	平成22年度 決算	平成23年度 決算	平成24年度 決算	ごみ排出指導件数	1,276	792	816	972	975	不適正排出ごみ警告件数	107,179	92,381	97,385	101,137	73,894	125	<p>ごみの減量化・資源化および適正処理のための適正排出の推進を目的に、警告シール貼付などのごみの分別・排出指導を行っており、一般廃棄物の分別変更を行った平成17年度当時と比較すると、適正排出が促進され、個別指導件数が減少している状況にあります。</p> <p>アウトカム指標とした組成分析調査結果につきましては、重量ベースでの算定のため、件数等を反映しておらず、ごみ適正排出状況を示す一つの指標であります。全容を示すものではないこと、また、排出指導が、直ちに結果につながるものばかりではなく、複数回粘り強く行っていかなければならないものもあります。</p> <p>このため、ごみの分別・排出指導業務量と適正排出状況との相関性の検証は難しいものでありますが、今後におきましては、達成目標や適正なアウトカムの設定・測定について検討し、効果的な事業の実施につなげてまいりたいと考えております。</p>
成果指標名	平成20年度 決算	平成21年度 決算	平成22年度 決算	平成23年度 決算	平成24年度 決算																																		
ごみ組成分析 (燃やせるごみ)	96.58	93.73	94.92	90.68	91.95																																		
ごみ組成分析 (燃やせないごみ)	87.65	87.60	79.19	69.36	69.55																																		
活動指標名	平成20年度 決算	平成21年度 決算	平成22年度 決算	平成23年度 決算	平成24年度 決算																																		
ごみ排出指導件数	1,276	792	816	972	975																																		
不適正排出ごみ警告件数	107,179	92,381	97,385	101,137	73,894																																		

肯しうる。また、その件数はいずれもごみ分別促進の結果として、成果指標とみることもできる。

これら2つのアウトプット指標と、前述したごみ組成分析結果をアウトカムとして比較すると、平成21年度から平成23年度の期間のごみ排出指導件数及び不適正排出ごみ警告件数はいずれも増加（指導・警告を強化）しているにもかかわらず、アウトカムは悪化の一途を辿っていることになる。当該事業の有効性について疑問が残る結果となる。

アウトプット指標は行政が行ったことを数値化する指標であり、アウトカム指標がその行政の働きかけによる対象の状態の変化を数値測定する指標であることに鑑みれば、ごみ排出指導件数と不適正排出ごみ警告件数をアウトプットとして利用する場合、例えば、前者であれば指導地域ごとの指導件数に対する改善率（警告件数の減少率など）や、後者であれば警告地域ごとの再警告率などをアウトカムとして設定することも考えられる。

いずれにしても、予算事項の中で複数の細事業がある場合、それぞれに達成目標を設定し、その目標の事業成果を測るためのアウトカムの設定及び測定が必要である。

環境部  
清掃事業  
課

費用対効果が低い

清掃事業課には、ごみ適正排出指導担当業務に携わる正職員が8名在籍している。清掃事業課作成（平成25年4月18日調整）の業務人工表によれば、家庭系ごみ関連業務のうち、「一戸建て住宅および集合住宅の居住者への排出指導業務」に4.41人工、事業系ごみ関連業務として「事業所の一般廃棄物に係る排出指導業務」に0.71人工を要するとされており、合計すると排出指導業務だけで5.12人工となっている。

正職員1名当たり年間約7,500千円の人件費をもとに試算すると、当該業務に38,400千円の人件費を要しており、これを平成24年度の訪問指導回数(975回)で割

126

ごみ排出指導業務につきましては、ごみの減量化・資源化および適正処理を推進するため不可欠なものであり、直接、排出者への指導を行うほか、電話などによる市民からの分別区分確認の問い合わせや排出状況についての苦情に対する対応、排出者の特定が困難な集合住宅等におけるごみ集積箇所の調査および排出状況確認パトロール等を行っており、指導対応や移動に要する時間を合わせますと5.12人工となるものであります。

今後におきましても、業務の効率的・効果的なあり方を検討し、費用対効果の向上に努めてまいりたいと考えております。

り、単位当たり人件費を試算すると、訪問1回当たり39,385円の行政コストをかけていることになる。

清掃事業課によれば、排出指導業務を行うに当たり、担当エリアを約130箇所に分けて、正職員5名で1人当たり約26エリアを担当している。

正職員1人当たり250日の稼働日数で試算すれば、1日当たり指導件数は $975 \text{回} \div (250 \text{日/年} \times 5 \text{名}) = 0.78 \text{回/日}$ となり、1日当たり1回にも満たない。

単位当たりコスト(人件費のみ)が多額であり、担当者1人当たりの稼働率は低いという状況に鑑み、担当業務の見直しや1人当たりの担当エリアの見直しなどにより、費用対効果の向上を図るべきである。

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置  
(特定の事件名 小規模事業の有効性の検証)

## 1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
環境部 環境推進 課	<p>事業のくぐりと予算上の事業区分について</p> <p>前述したように、本事業に関する平成24年度の予算要求資料は、「ポイ捨て防止美化キャンペーン経費」と「家庭ごみ適正排出の促進（ネット・かごの購入費補助金）」の2部からなっている。</p> <p>「ポイ捨て防止美化キャンペーン経費」は、「B1レジ袋削減およびごみのポイ捨て防止キャンペーン」と「B3クリーン・ウォーキング大作戦」について記載している。</p> <p>「家庭ごみ適正排出の促進（ネット・かごの購入費補助金）」は、「Dごみ散乱防止ネット等の購入費補助」について記載している。</p> <p>チェックリストに記載された「A1ボランティア清掃」、「A2函館港まつり翌朝清掃等」、「B2ドライバー啓発運動」、「B4夏休みきれいな街づくり運動等」、「C自動販売機設置届出等の管理・指導」については、予算要求資料に記載がない。</p> <p>一方で、予算要求資料「ポイ捨て防止美化キャンペーン経費」には、「環境美化協力校の表彰および啓発活動の実施」と記載されているが、チェックリストや平成23年度の事業仕分け調書には、この行事の記載はない。</p> <p>自治体事務において、予算編成プロセスは、重要かつ最終的な意思決定プロセスである。</p> <p>担当部局が識別している事業区分と、予算編成プロセスにおける事業区分とが一致していないと、事業の成果や費用対効果の評価結果を予算編成プロセスにおいて適切に検証することが困難となる。</p> <p>いずれも、さしたる予算額や人工を要する細事業・行事ではないが、</p>	129	<p>予算要求資料につきましては、直接的な事業費を要しない事業について作成しておりませんが、チェックリストにつきましては、直接的な事業費を要しない事業を含め、全ての事業について作成したものであり、「環境美化協力校の表彰および啓発活動の実施」については、一連の事業である「クリーン・ウォーキング大作戦」に含めて作成したものであります。</p> <p>今後につきましては、重要性に応じ予算要求資料において、事業全体を把握できるよう努めてまいりたいと考えております。</p>

その重要性に応じて、項目程度は予算要求資料に記載しなければならない。

環境部  
環境推進  
課

チラシ等の印刷・作成について  
本事業では、様々な啓発チラシや案内文を配布している。その作成状況は次の通りである。表中「内製」と記したものは環境部職員が自作している。

市庁舎作成					
事業名	作成・配布物				
A1ボランティア清掃(春のクリーングリーン作戦・秋のクリーン作戦)	参加協力依頼	依頼文等	上質紙	3,500枚	内製
		回覧チラシ	上質紙	26,500枚	内製
B1レジ袋削減およびごみのポイ捨て防止キャンペーン	協力依頼	依頼文等	上質紙	700枚	内製
	啓発配付物	啓発チラシ	色上質紙	150枚	内製
B2ドライブ啓発運動	協力依頼	依頼文	上質紙	5枚	内製
		啓発チラシ	上質紙	250枚	内製
B3クリーン・ウォーキング大作戦	啓発配付物	啓発チラシ	上質紙	100枚	内製
	参加図書	折り下げ名札	カード用紙	100枚	内製
	配付物	啓発うちわ用紙	カバー用紙	100枚	内製
	伝票紹介	写真	写真写真用紙	20枚	内製
	パネル展示	台紙	ハレハレ	20枚	
B4夏休みきれいな街づくり運動	協力依頼	依頼文	上質紙	600枚	内製
		回覧チラシ	上質紙	14,000枚	内製
C 自動販売機の設置に係る届出	届出依頼	依頼文等	上質紙	200枚	内製
D ごみ散乱防止ネット・折りたたみ式購入費補助	申請書関係	交付申請ハガキ	上質厚紙	1,000枚	内製
		交付決定通知文等	上質紙	1,100枚	内製
		依頼書交付関係	依頼決定通知文等	上質紙	100枚
商館の街をきれいにする市民運動協議会					
事業名	作成・配布物				
A2商館集まつり堂習習等	参加協力依頼	依頼文等	上質紙	500枚	内製
B1レジ袋削減およびごみのポイ捨て防止キャンペーン	啓発配付物	花の種		150個	
		マイバッグ		150枚	
B3クリーン・ウォーキング大作戦	啓発配付物	花の種2種類	各	100個	
		シャープペンシル		100本	
	参加図書	メモ帳		80冊	
	記念品	サインセット		80セット	
		カラー筆手		80双	

「内製」としたものは、いずれも紙やインクなどの資材を本事業の予算で購入した上で、市の正職員が印刷・作成している。

協力依頼文やチラシの印刷・作成は単純作業である。単純作業を1人当たり人件費が7,500千円の職員が実施するのでは、作成コストが割高となる。民間事業者に外部委託に出せば、人件費単価が安い分だけ市全体の支出は圧縮できる。また、民間事業者にとっても利益となる。

特に、上表のうち、「A1ボランティア清掃(春のクリーングリーン作戦・秋のクリーン作戦)」の依頼文等3,500枚と回覧チラシ26,500枚、「B4夏休みきれいな街づくり運動」の回覧チラシ14,000枚、「Dごみ散乱防止ネット・折りたたみ式

130

チラシ等の印刷物につきましては、保存版のように外部委託すべきものがありますが、ごみ散乱防止対策の各種事業に係る啓発チラシ等については、比較的軽易なものであり、備え付けの印刷機で自動印刷しているため、ごくわずかな人工で作成でき、外部発注に比べ経済的であると考えております。

今後におきましても、業務の効率的・効果的なあり方を検討し、費用対効果の向上に努めてまいりたいと考えております。

	<p>収納かご購入費補助」の交付申請ハガキ1,000枚、交付決定通知文等1,100枚は、1,000枚以上を印刷している。</p> <p>市職員が印刷・作成するのは、「その事務を処理するに当って」、「最少の経費で最大の効果を上げるように」（地方自治法第2条第14項）しているとは言えない。</p> <p>外部委託すべきである。</p>		
環境部 環境推進課	<p>人件費コストについて</p> <p>作業のすべてを正職員が実施している。啓発物品の購入・配布等の作業自体は単純作業であり、嘱託職員でも実施可能である。</p> <p>1人当たり平均コストは、概ね正職員は7.5百万円、嘱託職員は2.5百万円、臨時職員は2百万円である。嘱託職員・臨時職員でも実施可能な作業は、それら職員を活用して、人件費の低減を図るべきである。</p>	131	<p>啓発物品の購入や配布等の作業につきましては、業務量や実施時期にばらつきがあるため、職員が他業務の合間を見て行っていることから、専属の嘱託職員等を雇用することは難しいものと考えております。</p> <p>今後におきましても、業務の効率的・効果的なあり方を検討し、費用対効果の向上に努めてまいりたいと考えております。</p>
環境部 環境推進課	<p>事業の廃止時期について</p> <p>市では、平成24年10月に、ごみの直出し率（ネット・かご・ポリ容器等で覆いをせずにごみ出しをしている率）を調査した。直出し率が2.0%であったことから、ごみ有料化が浸透し、補助の役割を終えたとして、平成25年度から本補助金を廃止することにした。</p> <p>しかし、上記、補助の実施状況が低水準で推移していたことから、直出し率の測定を早期に実施するなどして、廃止を前倒しできた可能性が高い。</p>	135	<p>排出されたごみにつきましては、収集されるまでの間、排出者の責任の下、散乱防止など適正に管理していただくことを基本としておりますが、ごみの散乱等については、生ごみが多く、衛生面、景観上の問題およびそれに伴う排出指導や苦情処理等の対応が生じること、さらにはごみ収集業務に支障が生じることから、その対策として散乱防止用ネット・かごの普及を促進するため、購入費補助を実施していたものであります。</p> <p>事業廃止までの過去5年間においては、年平均約280件の補助実績があり、また、ごみ散乱の対応状況などを考慮し、補助事業を継続していたものであります。</p> <p>しかしながら、近年、申請数の減少傾向が続いていたため、平成24年度に排出状況調査を実施し、事業の検証をしたところ、90%以上の世帯等が散乱防止対策を行っていたことから、事業目的が一定程度達成されたものと判断し、同年度をもって事業を廃止したものであります。今後におきましては、事業のあり方について、適正かつより迅速性をもって判断してまいりたいと考えております。</p>
環境部 環境推進課	<p>事業の必要性と目的の見直し</p> <p>他市・区のごみ散乱防止のネット購入補助に関する事例をみると、福島市・近江八幡市・世田谷区・静岡市・長久手市など、補助の対象者を「町内会」、「自治会」とする事例が多く、また、ごみステーション（ごみ集積所）で使用することを前提または条件としているものが多い。</p> <p>全国的にほとんどの自治体では、ステーション方式（拠点方式）によ</p>	135	

るごみ収集が多いことを反映したもののといえる。

一方、函館市では、世帯ごとの戸別収集である。

町会等が運営するごみステーションであれば、多数の住民が共同で使用するものであり、補助の意義がある。

しかし、函館市のように戸別に収集している場合、ごみを出すのは各々の個人である。各個人が適切なごみの出し方をするか否かは、もっぱら自己の責任である。

他市・区が実施している、一見同様の事業と較べると、補助の意味が異なっている。

また事業開始以来の補助件数の累計は7, 879枚であり、函館市の世帯数126, 180世帯の6.24%である。補助すること自体の公平性にも問題がある。

ごみ有料化に当たっての経過的措置的・啓発的な意義があったというのが担当課の自己評価であるが、そのような事業であれば、期限を定めて事業を開始する「サンセット方式」とすることも考えるべきである。ごみ有料化以来、すでに相当の年数が経過しているのであり、時代の変遷に合わせて事業の目的を見直すべきであった。

環境部  
環境推進  
課

事業の廃止と予算要求資料について平成22年度、平成23年度の予算要求資料には、「事業実施の問題点」の欄に、「破損が見受けられることから、事業全般の見直しを検討する必要がある」と記載している。

平成24年度の予算要求資料の同じ欄には、「補助制度の導入から年数が経過し、劣化や破損などが見受けられることから、補助金交付の数量(1世帯1回)について、制度見直しを検討する必要がある。」と記載している。

何れの記載も、事業の拡大を示唆する記載であり、平成25年度に事業を廃止したと整合しない。

136

ごみ散乱防止ネットおよび折りたたみ式収納かごの購入費補助事業につきましては、限られた予算の中で、広く市民利用を図るため、1世帯1回限りとの条件を付しておりました。

こうしたなか、補助開始後、早い時期に補助を受けた市民から、ネット等の破損による買い換え時にも、再度、補助を受けたいとの要望が寄せられておりました。

このため、予算要求資料には、補助制度の見直し等を課題として記載していたものがありますが、一方で、本事業を検証するため、排出状況調査を実施しており、その結果を踏まえ、平成24年度をもって事業を廃止したところであります。

今後におきましては、事業のあり方について、適正かつより迅速性をもって判断してまいりたいと考えております。

<p>環境部 環境推進 課</p>	<p>費用対効果の測定・評価について 事業の費用対効果を測定・評価していない。その結果、事業の実施状況が非効率なまま放置されてきた。 人件費を含め、費用対効果を測定・評価すべきであった。</p>	<p>137</p>	<p>ごみ散乱防止ネットおよび折りたたみ式収納かごの購入費補助事業につきましては、ネットまたは収納かごの購入前に補助金交付申請を行い、交付決定後にネット等を購入した場合に補助金を交付する制度としておりました。 市では、市民が早期にネット等を購入できるよう、申請受付の締切りを月3回に設定し、市民サービスの向上を図っていたものであります。 今後におきましては、今年度から実施している事業評価制度を踏まえ、各事業の評価等を進めてまいりたいと考えております。</p>
<p>環境部 環境推進 課</p>	<p>奨励金の支給対象者を協議会会員に限定している 「函館市資源回収推進奨励金支給要綱」では、奨励金の支給対象者について、次のように規定している。</p> <div data-bbox="293 904 758 1032" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>(支給の対象) 第2条 奨励金を支給する団体は、函館の街をきれいにする市民運動協議会に加入している団体であって、その年の1月から12月までの間に資源物(別表に掲げる品目をいう。以下同じ。)の回収実績があるもの(以下「資源回収団体」という。)とする。</p> </div> <p>奨励金の支給対象者を、協議会の会員に限定している。協議会は、市と共催で、様々な細事業・行事を実施している。 しかし、協議会は民間の任意団体であり、また、様々な事業を実施する以上、それらの事業における利害が、資源回収奨励金の受給者の利害と、常に一致するとは限らない。 また、資源回収の奨励金の受給希望はあるが、協議会の活動のすべてに賛同する訳ではない者に、協議会の会員となることを条件とするのは公正でない。 奨励金の支給対象者を協議会の会員に限定するのは、弊害が生じる恐れがある。 八王子市・川西市・大阪市など他市の事例では、支給の対象者となるためには、市の担当部局に、事前に登録すればよいとされている。 奨励金の支給対象者を、協議会の会員に限定するのは改め、市の担当部局に事前に登録すればよいとすべきである。</p>	<p>138</p>	<p>本市では、循環型社会の形成に向け、ごみの排出抑制や再使用、再生利用を促進するため、集団資源回収運動を実施している団体に対し、資源回収推進奨励金を支給しており、奨励金の支給対象者は、「函館の街をきれいにする市民運動協議会」の会員としております。 同協議会は、市民自らが街の美化等に取り組むという考え方の下、行政、市民、市民団体、事業者等が連携しながら、より効率的な街の美化や集団資源回収など各種事業を実施している団体であります。 市では、集団資源回収を市民総ぐるみ運動として捉え、町会やPTA等の自主的な市民活動を支援するという趣旨で、資源回収推進奨励金の支給対象者を同協議会の会員としたものであります。 同協議会では、構成団体に各種啓発活動や環境美化活動を周知し、参加を強要することなく、自主的な活動範囲での協力を呼びかけています。 新たに集団資源回収活動に取り組む団体に対しては、こうした協議会の活動目的や事業内容を説明のうえ、協議会へ加入いただいております。これまで、異論や意見などは特になく、状況にあります。 今後におきましては、ご指摘を踏まえ、集団資源回収の促進に向けて、望ましい奨励金の支給対象要件について検討してまいりたいと考えております。</p>



平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置  
(特定の事件名 小規模事業の有効性の検証)

## 2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
環境部 環境推進 課	<p>「B2ドライバー啓発運動」の実施方法について</p> <p>本行事では、250枚のチラシを作成しているが、そのチラシは、函館運転免許試験場と4校の自動車教習所に50枚ずつ配布し、受付に置いてもらっているだけである。</p> <p>各施設への依頼文でも「貴施設における配置および配布につきましてご協力いただきますようお願いいたします」とある。</p> <p>チラシを受付に置くだけでは成果に疑問が残る。チラシを作成する費用対効果が低い。</p> <p>各施設に協力を求め、短時間でも講習で取り上げることを依頼する、出前講習をするなどの工夫が望まれる。また、条例を改正し、罰則規定を設ければ、講習の効果はより期待できる。</p>	131	<p>「ドライバー啓発運動」の実施に当たっては、事前に函館運転免許試験場および市内4校の自動車教習所と協議しておりますが、各施設とも、講習における啓発活動は難しいものの、施設内に啓発物を配置し、配布することについては、協力いただけることになったものであります。</p> <p>今後におきましては、このたびのご意見を踏まえ、より効果的な啓発活動を展開するため、活動手法の検討を進めるとともに、再度、各施設とも協議・相談してまいりたいと考えております。</p> <p>また、「函館市ごみの散乱防止に関する条例」に罰則規定を設けた場合、実効性をもたせるための巡回指導体制経費の確保などの課題がありますことから、当面は、各種啓発事業を展開し、ドライバーのモラルやマナーの向上を図ることにより、当該条例の目的である「美しく快適な生活環境の保全および良好な都市環境の形成」が図られるよう、努めてまいりたいと考えております。</p>
環境部 環境推進 課	<p>「函館市ごみの散乱防止に関する条例」について</p> <p>函館市ごみの散乱防止に関する条例には罰則規定がない。他市では、たばこの吸い殻や空き缶等をポイ捨てした場合、また、動物のふんを放置した場合など、過料等の罰則を定めている事例がある。</p> <p>例えば、札幌市の「札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例」では、「美化推進重点区域」、「喫煙制限区域」の両区域を定義した上で、次のように定めている。</p>	131	<p>ごみのポイ捨て防止に係る条例に罰則規定を設けている自治体では、札幌市のように、周知に係る広告費や取り締まりに係る人件費等に多額の経費を計上し、効果を上げている自治体がある一方で、罰則規定を設けていても、取り締まりなどにあまり多くの経費をかけていない自治体では、その効果を検証できていないという事例もあります。</p> <p>当該条例に罰則規定を設けた場合、実効性をもたせるための巡回指導体制経費の確保などの課題がありますことから、当面は、各種啓発事業を展開し、市民のモラルやマナーの向上を図ることにより、当該条例の目的である「美しく快適な生活環境の保全および良好</p>

(たばこの吸い殻及び空き缶等の投げ捨て禁止)  
 第7条 何人も、たばこの吸い殻及び空き缶等をみだりに捨ててはならない。  
 (公共の場所における飼い犬のふんの回収)  
 第10条 飼い犬を連れてくる者は、公共の場所において、当該飼い犬がふんをしたときは、そのふんを回収しなければならない。  
 (喫煙制限区域内における喫煙の制限)  
 第13条 何人も、喫煙制限区域内の公共の場所において、歩行中であるとき、又は吸い殻入れがそばに設置されていないときは、喫煙をしてはならない。

その上で、次のように罰則規定を設けている。

(罰則)  
 第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の過料に処する。  
 (1) 重点区域内において、第7条又は第10条の規定に違反した者  
 (2) 第13条の規定に違反した者  
 第19条 第7条又は第10条の規定に違反した者(前条第1号に該当する者を除く。)は、2万円以下の過料に処する。

札幌市の資料によれば、この条例による過料の適用状況は次の通りである。

札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例適用状況(平成25年度)

月	違反者数	ポイ捨て	飼い犬のふんの放置	喫煙行為		条例認識	
				歩行喫煙	灰皿設置場所以外での喫煙	有	無
4	31	11	0	9	11	25	6
5	29	3	0	10	16	24	5
6	25	8	0	7	10	23	2
7	30	4	0	8	18	29	1
8	21	4	0	7	10	18	3
9	27	7	0	10	10	23	4
10	30	5	0	13	12	25	5
11	43	6	0	23	14	33	10
12	25	6	0	13	6	18	7
計	261	54	0	100	107	218	43

(出所:札幌市ホームページより)

相当数の過料適用の実績がある。  
 函館市の主要産業のひとつは観光である。街の美化は市の責務である。条例を改正し、罰則規定を盛り込むべきである。

なお、後述する、「みよし市ポイ捨て等の防止に関する条例」も参考となる。

な都市環境の形成」が図られるよう、努めてまいりたいと考えております。

環境部  
環境推進課

「函館市ごみの散乱防止に関する条例」について

前述のように、「函館市ごみの散乱防止に関する条例」には罰則規定がない。

他市事例の中でも、みよし市では、市民の義務と事業者の義務を別々に規定し、事業者については、より重い罰則を定めている。

みよし市の「みよし市ポイ捨て等の防止に関する条例」は、次の通り

133

「函館市ごみの散乱防止に関する条例」には、市民等には、ごみの持ち帰りや清掃活動への参加等の責務を、また、自動販売機で飲料を販売する事業者には、設置に係る届出や空き缶等の回収容器の設置等の責務を定めておりますが、罰則規定については定めておりません。

当該条例に罰則規定を設けた場合、実効性をもたせるための巡回指導体制経費の確保などの課題がありますことから、当面は、自動販売機で飲料を販売する事業者に対し設置に

である。

(ポイ捨て及びふんの放置の禁止)

第6条 市民等は、公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する土地若しくは建築物その他の工作物(以下「他人の土地等」という。)にポイ捨てをしてはならない。  
2 飼い主は、飼い犬等が公共の場所又は他人の土地等でふんを排泄したときは、これを放置してはならない。

このように市民等の義務を定めた上で、別途、事業者の義務を定め、罰金にも差異を設けている。

(回収容器の設置及び管理)

第7条 自動販売機(規則で定めるものを除く。)により飲食物を販売する者は、規則の定めるところによりその販売する場所に空き缶等を回収する容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

(印刷物の回収)

第8条 公共の場所において印刷物を市民等に配布した者は、その配布した場所及びその周辺に散乱している当該印刷物を回収しなければならない。

(空き缶等及び吸い殻等の回収)

第9条 公共の場所において催物を行った者は、その行った場所に散乱している空き缶等及び吸い殻等を回収しなければならない。

その上で、次のように罰則規定を設けている。

(罰則)

第14条 第12条の規定による命令を受けた者(第7条、第8条又は第9条の規定に違反した者に限る。)が、正当な理由がなくその命令に従わないときは、5万円以下の罰金に処する。

2 第12条の規定による命令を受けた者(第6条の規定に違反した者に限る。)が、正当な理由がなくその命令に従わないときは、2万円以下の罰金に処する。

なお、第12条は市による命令の手続を規定した条文である。

函館市条例においても、罰則規定を設けることが望ましい

係る届出や空き缶等の回収容器の設置等を要請するとともに、各種啓発事業を展開し、市民のモラルやマナーの向上を図ることにより、当該条例の目的である「美しく快適な生活環境の保全および良好な都市環境の形成」が図られるよう、努めてまいりたいと考えております。

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置  
(特定の事件名 小規模事業の有効性の検証)

1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
<p>環境部 環境推進課</p>	<p>事業廃止の意思決定について 本補助は、申請すれば、初回であれば誰でも受けることができる。 電動生ごみ処理機の補助を開始した平成14年度は、金額ベースでも台数ベースでも補助が急伸したが、平成19年度以降は補助総額が200万円を切り、低迷が続いている。特に、平成23年度以降は、電動生ごみ処理機の補助件数が20台を切り、補助総額は60万円台となった。平成24年度の補助総額は、平成16年度の約1/8である。 補助に対する需要が低迷していることは、平成19年度以降、特に平成23年度以降は明白であった。廃止したこと自体は、もっと早くに廃止すべきであったかもしれない点を除けば、妥当な意思決定であったといえる。 しかし、予算要求資料をみると、廃止の直前年度および直前々年度である平成24年度、平成23年度に、次のように記載されている。抜粋であり、下線・太字、改行は監査人による。</p>	<p>141</p>	<p>家庭ごみの多くを占める生ごみの減量化・堆肥化の促進を図るため、電動生ごみ処理機等購入費補助を実施していましたが、近年、補助実績が低いこと、市民等から堆肥化方法の教示の依頼が増加してきたことなどから、平成24年度をもって補助事業を廃止し、生ごみ堆肥化を普及させるための講習会の開催などに事業を見直したものであります。 今後におきましては、事業のあり方について、適正かつより迅速性をもって判断してまいりたいと考えております。</p>
<p>平成23年度 予算要求資料</p>	<p>平成24年度 予算要求資料</p>		
<p>事業実施の基本的な考え方</p>	<p>事業実施の基本的な考え方</p>		
<p>(略) 今後においても、 <u>これら補助制度を継続することにより、 処理機等の普及拡大を図り、</u> 生ごみの減量化・再資源化を促進し、 ごみ処理費用の削減および 循環型社会を確立していくための 施策として実施する。</p>	<p>(略) 今後においても、 <u>これら補助制度を継続することにより、 処理機等の普及拡大を図り、</u> ごみ処理費用の削減および 循環型社会の確立のための 施策として実施する。</p>		
<p>問題点</p>	<p>問題点</p>		
<p>電動生ごみ処理機については、 メーカー等からの聞き取り調査では、 耐用年数が5年～10年とのこと あることから、故障などが生じた場合の <u>再補助について検討する必要がある。</u></p>	<p>電動生ごみ処理機については、 メーカー等からの聞き取り調査では、 耐用年数が5年～10年とのこと あることから、故障などが生じた場合の <u>再補助について検討する必要がある。</u></p>		
<p>平成24年度事業の概要 2 今後の普及促進の啓発について</p>	<p>平成24年度事業の概要 3 今後の普及促進の啓発について</p>		

補助数は、 電動生ごみ処理機はほぼ横ばい状態で、 生ごみ堆肥化容器のばかし肥容器は減少傾向 であるが、コンポスト容器については、「市 政はこだて4月号」に掲載されたことにより、 掲載直後の申請数が大幅に増加し、平成22 年度見込みは、前年比62%増となっている ことから、	補助数は、 ばかし肥容器はほぼ横ばい状態で、 電動生ごみ処理機およびコンポスト容器は 減少傾向にあることから、
平成23年度についても 「市政はこだて」「環境部ニュース」等を活用 した広報活動に引き続き力を入れ、	「市政はこだて」「環境部ニュース」およ び市広報ラジオ番組の広報活動を活用し、 継続して広く市民へ周知することにより、 処理機等の普及拡大を図り、 更なるごみの減量化・再資源化を促進する こととする。
更なるごみの減量化・再資源化を促進する こととする。	更なるごみの減量化・再資源化を促進する こととする。

両年度とも、「事業実施の基本的な考え方」において、「処理機等の普及拡大を図」としている。しかも、平成24年度は、「「市政はこだて」「環境部ニュース」および市広報ラジオ番組の広報活動を活用し、(略)処理機等の普及拡大を図」とし、さらにコストを投じることを意図している。

補助の低迷については、平成24年度に「減少傾向にある」と記載しているのみである。

前述したように、補助に対する需要の低迷は、平成22年度以前から生じていた。平成23年度には、さらにそれが明白になっていたのであり、予算要求資料の上記の記載は、補助の明白な低迷に関して、客観的な分析しているものとは言い難い。

また、長期間にわたり補助の低迷が続いた後に、さらにコストを投じて補助の拡大を意図するのは、合理的な判断とは言い難い。

環境部  
環境推進  
課

費用対効果の測定・評価について  
担当課では、補助の申込受付、交付決定通知書の発送を、ほぼ毎月3回締切りを設け、年間24回実施していた。

近年の補助額は、年間合計で84件600千円程度である。平均的に申請があったとすると、1回当りの平均申請額は25千円、平均件数は3.5件程度となる。

年数回程度で、まとめて処理し、費用対効果を向上させるべきであった。

143

生ごみ堆肥化容器および電動生ごみ処理機の購入費補助事業につきましては、機器等の購入前に補助金交付申請を行い、補助金交付決定後に機器等を購入した場合に補助金を交付する制度としておりました。

市では、市民が早期に機器を購入できるよう、申請受付の締切りを月3回に設定し、市民サービスの向上を図っていたものであります。

今後におきましては、今年度から実施している事業評価制度を踏まえ、各事業の評価等を進めてまいりたいと考えております。

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置  
(特定の事件名 小規模事業の有効性の検証)

## 2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
環境部 環境推進 課	<p>予算要求資料の記載の背景            予算要求資料が、このような記載となった背景としては、以下の3つが考えられる。</p> <p>①平成24年度時点では、補助に対する需要の明白な低迷に気が付いていなかった。</p> <p>②平成24年度時点で、補助に対する需要の明白な低迷に気が付いていたが、成果があった、または成果を拡大することが可能であると考えていた。</p> <p>③平成24年度時点で、補助に対する需要の明白な低迷に気が付いており、成果があった、または成果が拡大できるとは、考えていなかったが、事業を廃止には踏み切れず、予算要求資料の上では普及拡大路線を記載した。</p> <p>①が背景であったとすれば、成果の測定がされていなかったということになる。しかし、本事業については、補助金支給業務であり、補助実施額の低下をみれば、需要が乏しいのは明らかであり、①とは考えられない。</p> <p>②が背景であったとすれば、事業の目的とその達成度の評価が適切でなかったということになる。</p> <p>しかし、補助が長期間低迷しており、主要な補助対象である電動生ごみ処理機の補助件数が17件に落ち込んでいたことに鑑みれば、成果があった、または成果を向上できると判断していたとは考えにくく、②であった可能性は低い。</p> <p>③が背景であったとすれば、事業の見直し・廃止に関する意思決定のあり方の問題に帰着する。</p> <p>補助の需要の明白な低迷には気が付き、成果が乏しいことも認識していたが、廃止には踏み切れなかった。しかし、平成24年度も事業を実施</p>	142	<p>家庭ごみの多くを占める生ごみの減量化・堆肥化の促進を図るため、電動生ごみ処理機等購入費補助を実施していましたが、近年、補助実績が低いこと、市民等から堆肥化方法の教示の依頼が増加してきたことなどから、平成24年度をもって補助事業を廃止し、生ごみ堆肥化を普及させるための講習会の開催などに事業を見直したものであります。</p> <p>今後におきましては、事業のあり方について、適正かつより迅速性をもって判断してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、補助事業につきましては、平成25年4月に策定した「補助金のあり方に関するガイドライン」、「各種補助金の見直し方針」に基づき、公益性などの基本的視点や積算基準の妥当性等の財政的視点から、総合的に検証・評価することとしております。</p>

する以上は、予算要求資料には、実施することが妥当であると記載しなければならない。成果が乏しいことは否定できないので、普及拡大路線を記載せざるをえなかったものと推定される。

事業の見直し・廃止に関する意思決定のあり方の問題である。成果を測定するだけでなく、成果の測定結果を、事業の見直し・廃止の意思決定につなげる仕組みが必要である。

また、このような仕組みを、組織として構築し、運用することが必要である。

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置  
(特定の事件名 小規模事業の有効性の検証)

## 1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
環境部 環境総務課 清掃事業課	<p>予算要求資料について</p> <p>本事業に関する予算要求資料は、A「家庭ごみ分別マニュアル作成・配布(視覚障がい者用点字版・録音版含む)」、B「ごみ収集日カレンダー作成・配布(視覚障がい者用点字版・録音版含む)」、C「臨時収集チラシ作成・配布(視覚障がい者用点字版・録音版含む)」の3部からなっている。</p> <p>D「市政はこだて集約」、E「環境部ニュース作成・配布」、F「ホームページ管理・運営」については、予算要求資料は作成されていない。</p> <p>いずれも、市職員の作業時間を要するものである。特に、E「環境部ニュース作成・配布」は、全戸配布したのももあり、相当の作成・配布コストを要している。</p> <p>自治体事務において、予算編成プロセスは、重要かつ最終的な意思決定プロセスである。予算要求資料に記載がないと、事業の成果や費用対効果の評価結果を予算編成プロセスにおいて適切に検証することが困難となる。</p> <p>その重要性に応じて、予算要求資料を作成するか、項目の一覧程度は予算要求資料に記載するようにしなければならない。</p>	145	<p>予算要求資料につきましては、直接的な事業費を要しない「市政はこだて集約」、「ホームページの管理・運営」について、作成してありませんが、今後は、ご指摘を踏まえ、重要性に応じた資料を作成してまいります。</p>
環境部 清掃事業課	<p>予算要求と細事業の実施について</p> <p>C「臨時収集チラシ作成・配布(視覚障がい者用点字版・録音版含む)」は、最後に実施したのが平成23年4月であり、それ以降は監査日まで実施していない。</p> <p>しかし、平成24年度以降も予算要求資料を作成し、予算要求している。平成24年度の予算要求額は83千円である。</p> <p>実施しない事業の予算を要求する</p>	146	<p>家庭ごみの定期収集日については、効率的なごみ処理体制の維持のため、地域ごとに異なった設定としていることから、地域ごとの収集日カレンダーを作成・配布し、周知を図っておりますが、毎年度、ごみ排出量等に応じた収集体制の見直しに伴い、4月分からの新たなカレンダーを作成しております。</p> <p>このことから、地域によって、3月末から4月初めにかけて通常より収集間隔が長くなるが生じた場合に、各家庭におけるごみの保管状況への配慮等から、カレンダーに記</p>



のは問題である。また、予算要求資料の作成、予算要求プロセスが形骸化している。

載していない日に臨時収集を行うことがあるため、その周知に係る経費を予算計上しております。

しかしながら、予算要求時において、翌年度の収集体制が定まっていないことから、臨時収集の実施を見込んだ予算措置をしておりますが、ご指摘のとおり、ここ2年間、臨時収集を行う必要がなかったため、作成・配布をしていない状況となっております。

今後におきましては、事業実施の実態等を踏まえ、適正な予算要求に努めてまいりたいと考えております。

環境部  
清掃事業  
課

随時配布の必要性について

「随時配布」は、転入、転居、紛失等により要望のあった世帯に対し、随時、個別にカレンダーを配布するものである。予算要求資料では、次のように説明している。

(2) 随時配布(一斉配布終了後の配布)について  
・ 全世帯への一斉配布終了後に転入、転居、紛失等により要望のあった世帯に対し、随時カレンダーの配布を行う。  
配布方法として、旧函館市管内の来庁した市民については、本庁舎、各支所の窓口での配布要望があることから、本庁舎インフォメーションデスク、各支所窓口カレンダーを設置して配布を行い、環境部へ電話等により申込のあった世帯への配布については、業者委託により配布を行う。  
また、東部4支所管内の市民については、各支所の市民福祉課に設置し配布を行う。なお、環境部においては、旧函館市管内、東部4支所管内の来庁した市民に対し配布を行う。

また、随時配布業務の外部委託の「仕様書」、「ごみ収集日カレンダー随時配布業務要領」には次のように記載している。

仕様書  
(略)  
7 配布条件 (1) 函館市から指示された箇所への戸別配布  
(配布先住所・氏名一覧表を支給)  
(略)

ごみ収集日カレンダー随時配布業務要領  
1 随時配布における基本方針  
(1) 単独配布とし、新聞折込みなど他の挟み込みによる配布は、不可とする。  
(2) 指示のあった日から、4日以内に配布すること。  
(年末年始等連体に係る場合の配布については、市と協議すること。)  
(3) 配布拠点を20箇所以上設置し、地域別の必要カレンダーを備え付けること。  
(略)

カレンダーを紛失した者に対して、外部業者に委託料を支払って戸別に西配達している。平成21年度には1,285件、平成22年度には1,209件の随時配布を実施した。

紛失した者に対しては、市の窓口まで取りに来てもらうようにすれば

147

本市では、居住している地域によりごみの種別ごとの収集日が異なっているため、地域ごとにごみの収集日を掲載したごみ収集日カレンダーを作成し、毎年度、3月に翌年度分を全戸に配布しており、当該一斉配布以降の転入者、市内転居者に対しては、本庁舎総合案内や各支所戸籍窓口において配布することを基本としておりますが、この際に収受し忘れた方やこれ以外の紛失した方から配布要望があった場合には、委託業務により配布し、ごみの適正排出を図っているところであります。

日中不在となる世帯が多いことや高齢等により市庁舎への来庁が困難な方への対応として臨時配布を行っておりますが、今後におきましては、配布対象を検証するなど、より効率的な実施方法について検討してまいりたいと考えております。

済むことであって、「単独配布とし、新聞折込みなど他との挟み込みによる配布は、不可とする」、「指示のあった日から、4日以内に配布する」のは過剰サービスであろう。

紛失者への個別配達は原則廃止して、障害者・高齢者など事情のある場合に限定すべきである。

また、転入者については、転入手続の際に交付すれば、戸別配達する必要はなくなる。A「家庭ごみ分別マニュアル作成・配布」の予算要求資料には、次のように記載されている。

転入世帯に対しては、過去に転入者から転入等の手続きの際の配布要望があったため、本庁、各支所の戸籍住民課（東部4支所は市民福祉課）へ依頼し、戸籍窓口にて「市民のしおり」に折り込んで配布をしている。

ごみ収集日カレンダーについても、同様に転入手続の際に併せて交付すれば、外部業者に委託料を支払って個別に配達する必要はなくなる。

転入者にとっても、却って便利であろう。転入者への戸別配達を原則廃止して、事情のある場合に限定すべきである。

転居したものについても同様である。

環境部  
清掃事業課

随時配布の委託単価について

前述のように「随時配布」は、ごみ収集カレンダーを、「函館市から指示された箇所への戸別配布」するものであり、しかも、「単独配布とし、新聞折込みなど他との挟み込みによる配布は、不可」としている。市から指示があるたびに1軒ずつカレンダーだけを配達することになる。

一方で、前節（1）事業コストの内訳に記載した随時配布のコストを、円単位で再計すれば次の通りである。

（単位：円）

	平成24年度予算		平成24年度決算	
	予算額	積算	決算額	積算
随時配布 外部委託	10,238	07.5×1,300枚×1.05	7,991	07.2×1,057枚×1.05

1件当りの配布単価は7.2円である。一方で、北海道の最低賃金は700円強であるから、1時間当りの配達コストを最低賃金で納めるた

148

ごみ収集日カレンダーの随時配布につきましては、申込みがあるため配布先が明確になっていること、指示後4日以内であればまとめて配布できること、他の配布物に挟み込まなければ同時配布ができることおよび配布拠点数を一定数以上設置していることなどから仕様どおりの履行が可能と考えております。

また、委託単価につきましては、予算積算において当該業務履行可能業者からの見積額を参考にするなど適正な積算に努めており、受託者においても適正に執行されているものと考えております。

今後におきましても、適切な委託料積算に努め、効率的・効果的な事業を実施してまいりたいと考えております。

	<p>めには、1時間に97.2件(700円÷7.2円)配達しなければならない。配達1件当り0.61分である。</p> <p>1件当り0.61分で、「函館市から指示された箇所への戸別配布」を「単独配布」することは不可能であろう。</p> <p>逆にいえば、随時配布について、1枚当りの委託単価を7.2円とした結果、実際の配達作業を考えれば、最低賃金を割る時間単価で外部委託していたことになる。</p>		
<p>環境部 清掃事業 課</p>	<p>随時配布と一斉配布の委託単価について</p> <p>一斉配布の配布1件当りの委託単価は、予算ベースでは7.5円、決算ベースでは8.0円である。随時配布は、上記の通り、予算ベースでは7.5円、決算ベースでは7.2円である。</p> <p>随時配布は、「指示された箇所への戸別」に「単独配布」するものであり、軒並み配布する一斉配布より配達1件当りの時間を要する。</p> <p>したがって、予算ベースで一斉配布と随時配布の単価が等しいこと、また、決算ベースで一斉配布の単価が随時配布の単価より高いことは不合理である。</p> <p>見直しが必要である。</p>	<p>148</p>	
<p>環境部 清掃事業 課</p>	<p>入稿方法と作図ソフトの購入について</p> <p>ごみ収集日カレンダーの作成は外部委託されている。平成25年度版ごみ収集日カレンダー作成にかかる外部委託の「仕様書」によれば、印刷会社からの「入稿方法」は、「原稿はIllustrator(Ver.10)の作成データをCD-R等により入稿」することとされている。Illustrator(Ver.10)はパソコン用のイラストソフトである。また、平成23年度には72,450円でイラストソフトを購入している。</p> <p>作成・印刷を印刷会社に委託しているのであるから、印刷会社がデザインした結果を紙ベースで検証・校</p>	<p>149</p>	<p>ごみ収集日カレンダーにつきましては、デザインが既に定型化しているため、また、毎年度3月に翌年度分を全戸に配布するため2月中旬までに作成しなければならず、ごみ収集量等に応じた翌年度の収集体制の確定が12月末になる場合があることなどから、外部発注のための詳細な仕様作成や発注後の受託業者との打合せ等の所要時間を考慮し、市が原稿データを作成し、印刷のみを外注しております。</p> <p>今後におきましては、より効率的・経済的な作成方法について検討してまいりたいと考えております。</p>

正することにすれば、入稿をデータでさせる必要も、イラストソフトを購入する必要もない。

印刷会社に作成を外部委託しながら、印刷物のデザインという専門性ある作業を市職員が実施するのは費用対効果に乏しい。

市は必要な要件の提示と指示をした上で、事業者の専門性を生かせばよい。

この点は、A「家庭ごみ分別マニュアル作・配布」についても、「家庭ごみ「分別マニュアル」印刷仕様書」において、入稿方法が「修正箇所を文章および画像にて提出」とされており、同様である。

環境部  
環境総務課

環境部ニュースの全戸配布について  
環境部ニュースは、「環境プレス」という名称の4ページほどの環境部の啓発誌である。その発行状況は次の通りである。

平成21年度	76号	77号(全戸配布)	78号	79号
平成22年度	80号	81号(全戸配布)	82号	83号
平成23年度	84号	85号(全戸配布)	86号	
平成24年度	87号	88号		
平成25年度	89号	90号		

平成22年度までは年4回、平成23年度は年3回、平成24年度以降は年2回発行されている。平成23年度までは、年1回全戸配布していた。

平成23年度の全戸配布版である85号は、132,000部の作成を外部委託しており、803,880円の委託料を支払っている。

同号の記載内容は、3ページが清掃工場・埋立処分場の作業内容の紹介であり、1ページが、環境部関連の予定表、はこだてエコフェスタの紹介である。80万円コストを支払ってまで、全戸配布をする必要はなかった。

環境部  
環境総務課

環境部ニュースの作成・配布のコストについて

環境部ニュース「環境プレス」のうち、全戸配布しない号は、市職員が作成し、町会等に郵送している。

決算上は、郵送料が計上されてい

149

廃棄物処理や環境保全に関する各種意識啓発や詳細性・緊急性を要する事案などで、主に「市政はこだて」では対応できない情報等の市民への周知を目的に「環境部ニュース」を発行しており、ごみ収集車両火災防止対策やごみ分別方法、生ごみの排出抑制のほか、地球温暖化防止のための省エネ行動の紹介などの特に周知徹底を要する事案について全戸配布をしていましたが、費用面や発信情報内容などから、発行方法を見直し、平成23年度をもって全戸配布を取りやめております。

今後におきましても、情報の重要性など内容等を精査し、より効率的・効果的な情報周知の方法について検討してまいります。

150

	<p>る程度であるが、冊子の作成・印刷を職員がしており、人件費を要している。</p> <p>内容としては、「環境にやさしい次世代自動車」(90号)、「ハイテクを支える鉱物資源レアメタル」(89号)、「函館のごみ収集の歴史」(84号)など、人件費をかけてまで作成・配布することに疑問のある号もある。</p> <p>費用対効果を測定・評価して、発行を見直すべきである。</p>		
<p>環境部 環境総務課</p>	<p>アウトカム指標の定義、達成目標の設定がされていない</p> <p>アウトカム指標の定義、達成目標の設定がされていない。</p>	<p>150</p>	<p>環境部ニュースは、廃棄物処理や環境保全の全般に関する意識啓発をはじめ、詳細性・緊急性を要する事案などについての総合的な広報媒体として、市民等への情報周知を目的としているものでありますが、今後におきましては、今年度から実施している事業評価制度を踏まえ、各事業の評価等を進めてまいりたいと考えております。</p>

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置  
(特定の事件名 小規模事業の有効性の検証)

1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容																																																																																																						
<p>環境部 環境総務課</p>	<p>車両の稼働率について 車両の稼働率を検証するため、サンプルとして環境保全用の小型貨物車両である函館45せ1415を抽出し、その稼働状況を調査した。 監査人に提出された運転日報をまとめると次の通りである。</p> <p>平成24年9月 &lt;単位：時間，km&gt;</p> <table border="1" data-bbox="292 768 754 1727"> <thead> <tr> <th>月 日</th> <th>稼働時間</th> <th>走行距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>9月1日 土</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9月2日 日</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9月3日 月</td><td>0.50</td><td>4</td></tr> <tr><td>9月4日 火</td><td>3.50</td><td>34</td></tr> <tr><td>9月5日 水</td><td>4.25</td><td>36</td></tr> <tr><td>9月6日 木</td><td>1.50</td><td>12</td></tr> <tr><td>9月7日 金</td><td>1.50</td><td>23</td></tr> <tr><td>9月8日 土</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9月9日 日</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9月10日 月</td><td>1.25</td><td>15</td></tr> <tr><td>9月11日 火</td><td>3.00</td><td>27</td></tr> <tr><td>9月12日 水</td><td>2.25</td><td>19</td></tr> <tr><td>9月13日 木</td><td>0.75</td><td>19</td></tr> <tr><td>9月14日 金</td><td>3.50</td><td>54</td></tr> <tr><td>9月15日 土</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9月16日 日</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9月17日 月</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9月18日 火</td><td>1.00</td><td>13</td></tr> <tr><td>9月19日 水</td><td>1.50</td><td>17</td></tr> <tr><td>9月20日 木</td><td>3.00</td><td>31</td></tr> <tr><td>9月21日 金</td><td>2.00</td><td>27</td></tr> <tr><td>9月22日 土</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9月23日 日</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9月24日 月</td><td>1.00</td><td>15</td></tr> <tr><td>9月25日 火</td><td>3.25</td><td>38</td></tr> <tr><td>9月26日 水</td><td>5.00</td><td>117</td></tr> <tr><td>9月27日 木</td><td>1.00</td><td>10</td></tr> <tr><td>9月28日 金</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9月29日 土</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9月30日 日</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td>39.75</td><td>511</td></tr> <tr><td>稼働日数</td><td>18</td><td>18</td></tr> <tr><td>平均</td><td>2.21</td><td>28.39</td></tr> </tbody> </table> <p>1日当りの稼働時間は平均2.21時間、1日当りの走行距離は平均28.39kmである。小型貨物車両は、他にも環境総務用として、環境総務課に1台、清掃事業課に2台、環境対策課に1台の計4台あることを考慮すれば、車両台数削減の余地がある。 車両管理の効率化、保有台数の削減をすべきである。</p>	月 日	稼働時間	走行距離	9月1日 土			9月2日 日			9月3日 月	0.50	4	9月4日 火	3.50	34	9月5日 水	4.25	36	9月6日 木	1.50	12	9月7日 金	1.50	23	9月8日 土			9月9日 日			9月10日 月	1.25	15	9月11日 火	3.00	27	9月12日 水	2.25	19	9月13日 木	0.75	19	9月14日 金	3.50	54	9月15日 土			9月16日 日			9月17日 月			9月18日 火	1.00	13	9月19日 水	1.50	17	9月20日 木	3.00	31	9月21日 金	2.00	27	9月22日 土			9月23日 日			9月24日 月	1.00	15	9月25日 火	3.25	38	9月26日 水	5.00	117	9月27日 木	1.00	10	9月28日 金			9月29日 土			9月30日 日			計	39.75	511	稼働日数	18	18	平均	2.21	28.39	<p>152</p>	<p>清掃指導等車両につきましては、廃棄物の排出指導、処理や苦情対応等の緊急的・受動的な業務への迅速な対応および使用用途も踏まえ、使用状況等から、保有台数を見直してきており、平成25年度に3台削減したところであります。 今後におきましても、使用状況や使用用途を踏まえながら、保有台数の適正化に努めるとともに車両管理業務の効率化を図ってまいりたいと考えております。</p>
月 日	稼働時間	走行距離																																																																																																							
9月1日 土																																																																																																									
9月2日 日																																																																																																									
9月3日 月	0.50	4																																																																																																							
9月4日 火	3.50	34																																																																																																							
9月5日 水	4.25	36																																																																																																							
9月6日 木	1.50	12																																																																																																							
9月7日 金	1.50	23																																																																																																							
9月8日 土																																																																																																									
9月9日 日																																																																																																									
9月10日 月	1.25	15																																																																																																							
9月11日 火	3.00	27																																																																																																							
9月12日 水	2.25	19																																																																																																							
9月13日 木	0.75	19																																																																																																							
9月14日 金	3.50	54																																																																																																							
9月15日 土																																																																																																									
9月16日 日																																																																																																									
9月17日 月																																																																																																									
9月18日 火	1.00	13																																																																																																							
9月19日 水	1.50	17																																																																																																							
9月20日 木	3.00	31																																																																																																							
9月21日 金	2.00	27																																																																																																							
9月22日 土																																																																																																									
9月23日 日																																																																																																									
9月24日 月	1.00	15																																																																																																							
9月25日 火	3.25	38																																																																																																							
9月26日 水	5.00	117																																																																																																							
9月27日 木	1.00	10																																																																																																							
9月28日 金																																																																																																									
9月29日 土																																																																																																									
9月30日 日																																																																																																									
計	39.75	511																																																																																																							
稼働日数	18	18																																																																																																							
平均	2.21	28.39																																																																																																							

<p>環境部 環境総務課 財務部 調度課</p>	<p>修繕・整備の外部委託先について 平成22年度・平成23年度・平成24年度の仕訳データをみると、この3年間、車検等ほとんどすべての整備・修繕を函館車両整備協同組合に発注している。</p> <p>事業者から提出された「内訳書」（見積書に相当する）には、「整備工場」の欄に、整備を実施した個別の会社名が記載されている。</p> <p>実際に整備を実施しているのが個別の整備会社なのであれば、協同組合を通して発注する必要はない。むしろ、事業者間の競争を阻害する恐れもあり、避けるべきことである。</p> <p>3年間にわたって、協同組合を通して発注し続けるのは、入札を原則とする地方自治法の趣旨に反するものである。</p>	<p>153</p>	<p>市の車検等の発注方法につきましては、従前、ディーラーおよび車両整備業者の中から複数者を指名し、見積合わせによって受注業者および受注金額を決定しておりましたが、業者間において、ダンピングによる受注競争が過剰になり、適正整備の確保が危ぶまれる状態に陥ったため、改善策を検討した結果、</p> <p>①適正価格による受注の確保 ②発注事務の合理化</p> <p>以上の2点を遂行することが可能である、函館車両整備協同組合へ発注することを基本としたものであります。</p> <p>なお、3回目車検に至る前までの法定点検につきましては、保証期間内の保証内容を確保する上で合理的なため、ディーラーと随意契約することとしております。</p> <p>また、緊急的な修繕につきましては、原則として、ディーラーまたは前回車検業者と随意契約することとしております。</p> <p>この随意契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号および函館市契約条例施行規則第30条の2に基づき適法に執行されているものであり、現在の業者選定方法を継続していくものであります。</p>
<p>環境部 環境総務課</p>	<p>費用対効果の測定、達成目標の設定がされていない</p> <p>費用対効果が定義・測定されていない。また、その達成目標が設定されていない。</p> <p>本事業自体は間接業務であり、そのサービスの内容は、車両の維持管理業務である。このような維持管理業務については、いかに効率的に実施できたかが重要である。</p> <p>対内的サービス業務は惰性に流されがちであり、業務の効率を向上させるためには、費用対効果の指標を明確に定義し、達成目標を設定することが必要である。</p> <p>費用対効果としては、例えば、維持1台当りのコスト、達成目標として、対前年比の削減率などが有用である。</p>	<p>153</p>	<p>清掃指導等車両につきましては、これまでも、経済的かつ的確な修繕を行い、耐用年数を大幅に超えて使用するとともに、保有台数の削減および保有台数減少に伴う維持業務に係る職員の削減など、経費の縮減、効率性の向上に努めておりますが、今後におきましても、費用対効果、達成目標の設定を検討し、さらなる効率性の向上に努めてまいりたいと考えております。</p>
<p>環境部 環境総務課</p>	<p>予算要求資料に事業の費用対効果等が記載されていない</p> <p>平成22年度、平成23年度、平</p>	<p>153</p>	

財務部  
財政課

成24年度の予算要求資料は、車両の  
一覧表と業務の流れ図が添付されて  
いるのみであり、事業の成果・費  
用対効果の指標・達成目標が記載さ  
れていない。

自治体実務において、予算査定は、  
事業の成果や費用対効果を検証でき  
る数少ない検証のプロセスである。  
予算要求資料に事業の目的・成果・  
費用対効果の指標・達成目標を記載  
し、事業見直しのきっかけとして活  
用しなければならない。

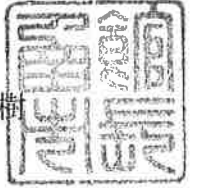




函 経 経  
平成 2 6 年 9 月 2 5 日

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



平成 2 5 年度包括外部監査の結果に基づく措置の通知について

平成 2 6 年 3 月 3 1 日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、  
または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第  
2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置  
(特定の事件名 小規模事業の有効性の検証)

## 1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
経済部 商業 振興課	<p>はこだてスイーツフェスタ開催負担金の目的の明確化について</p> <p>対象と意図する変化が明確でない。「消費拡大」は計測可能な目標であるが、「イメージアップ」は、具体的な目標であるとは言えない。また、「地域活性化」と「駅前・大門地区の賑わいの創出」の複数設定している。目的が曖昧であり、不明確である。目的を明確化する必要がある。</p>	169	<p>今後は、目的をはこだてスイーツのブランド化、スイーツ業界の活性化と明確にし、その中で例えばスイーツフェスタについては入場者数の具体的な数値目標を盛り込むなど、事業の成果が具体的に把握できるよう努めてまいりたいと考えております。</p>
経済部 商業 振興課	<p>はこだてスイーツフェスタ開催負担金の人工削減の必要性について</p> <p>相当額の負担金を支出している上、更に、年1回のフェスタのために1.0人工(日数で250日、金額で7,500千円)も費やしているのは過大である。人件費を含めたベースでのコスト管理をすべきである。</p>	171	<p>本事業については、1回目を開催した平成22年度から回を重ね、市民等に認知・定着してきたことから、平成26年度の5回目の開催を目途に、百貨店の自主催事として、事業を引き継ぐことを予定しており、人工は大幅な削減となる見込みであります。</p>
経済部 商業 振興課	<p>はこだてスイーツフェスタ開催負担金のアンケート結果の分析について</p> <p>このようなアンケートにおいて、その後の事業内容を充実させるためには、肯定的意見よりも否定的意見を分析することが、より重要である。前述のとおり、少数ながら全く事業の成果がないと判断している出店者がいる点、また、次回「出店する」と回答していない割合が68.0%にも及んでいる点等を考慮すると、事業の効用に疑問を有している出店者が多い考えられる。にも関わらず、これらの否定的回答に対する分析結果が開催報告書上、明確にされていないのは適当ではない。とりあえずアンケートを取るのみで、それが有効に役立てられていない。</p> <p>否定的回答の原因を分析した上で、改善策を検討し、明確にしておく必要がある。</p>	172	<p>本アンケートにおいて、次回「出店しない」との回答は1件のみであり、また、16件(64%)が「検討する」と回答したのは、日程や出店料など、次回開催概要が未定の中での設問であったためであると分析しており、必ずしも否定的回答が多かったとは受け止めておりません。</p> <p>なお、本事業の実施がきっかけとなり、平成26年4月には業界団体主導で約150社からなる「函館スイーツ推進協議会」が設立され、今後は同協議会が中心となって函館スイーツのブランド化や販路拡大に取り組むことになっております。</p>

<p>経済部 工業 振興課</p>	<p>函館食品ブランド推進事業費の目的の明確化について</p> <p>「函館食品ブランドの確立」という表現は抽象的であり、曖昧な目的となっている。対象と意図する変化が明確でない。例えば、既存製品の首都圏等への販路開拓など、目的を明確化する必要がある。</p>	<p>175</p>	<p>函館食品ブランド推進事業費は、函館の加工食品の高付加価値化・ブランド化を通じて、地場一次産品を活用した魅力的な新製品開発や地域内外における函館産加工食品の認知度向上・販路拡大を推進しようとするものであり、具体的な事業として、「函館ブランドセミナーの開催」、「スーパーマーケットトレードショーへの出展支援」および「はこだてフードカタログの市ホームページへの掲載」について実施してまいりました。</p> <p>同事業については、平成25年度で終了させ、事業全体の再構築の検討を平成26年度に行うこととしているところであり、ご指摘の点については、その検討の中で考慮してまいりたいと考えております。</p>
<p>経済部 工業 振興課</p>	<p>函館食品ブランド推進事業費のアウトカム指標の見直しについて</p> <p>セミナー事業は、特にその成果を数値で評価することに困難な面がある。そのため、アンケートを通じて、満足度などを数値化することが評価指標として考えられる。</p> <p>しかし、SMTSでは、出展企業に対して成約件数、次回出展希望等についてアンケートを取っている一方で、函館ブランドセミナーについては、参加者からアンケートは取られていない。現状では、事業の成果・費用対効果が不明である。</p> <p>参加者に対して満足度や要望についてのアンケートを実施し、数値指標化することにより業績評価指標とすべきである。</p>	<p>175</p>	<p>「函館ブランドセミナーの開催」および「スーパーマーケットトレードショーへの出展支援」については、平成25年度で終了させ、事業全体の再構築の検討を平成26年度に行うこととしているところであり、ご指摘の点については、その検討の中で考慮してまいりたいと考えております。</p>
<p>経済部 工業 振興課</p>	<p>函館食品ブランド推進事業費の達成目標が設定されていないことについて</p> <p>産業振興・育成は、何が有効であるか測り難い面があり、また、事業の成果を捉え難い場合もある。</p> <p>捉え難いことを理由に、成果の低い事業が漫然と継続される恐れもある。</p> <p>事業の有効性を検証するためにも、達成目標を明確に設定すべきである。</p>	<p>175</p>	<p>「函館ブランドセミナーの開催」および「スーパーマーケットトレードショーへの出展支援」については、平成25年度で終了させ、事業全体の再構築の検討を平成26年度に行うこととしているところであり、ご指摘の点については、その検討の中で考慮してまいりたいと考えております。</p>

<p>経済部 工業 振興課</p>	<p>函館食品ブランド推進事業費の目的の明記について</p> <p>目的を明記しておかないと、決裁権者が決裁を行うに当たっての適切な判断を阻害する恐れがある。特に、民間企業も多数関与しているケースなどでは、公共性等の観点から、その目的に問題が無いかを十分に吟味する必要がある。</p> <p>依頼書に事業目的を明記しておく必要がある。</p>	<p>176</p>	<p>今後、職務専念義務免除に係る同様の事務手続きが発生した場合においては、ご指摘を踏まえ改善したいと考えております。</p>
<p>経済部 工業 振興課</p>	<p>函館食品ブランド推進事業費の従事時間・日数の明記について</p> <p>従事時間・日数が記載されていないことは、上記、「職務に専念する義務の免除に関する規則」に基づいて、単に法律で定められている手続きを形式的に踏んでいるのみであり、経営体としてのコスト管理が欠如していることの顕れである。</p> <p>依頼書に従事時間・日数を明記しておく必要がある。</p>	<p>176</p>	<p>今後、職務専念義務免除に係る同様の事務手続きが発生した場合においては、ご指摘を踏まえ改善したいと考えております。</p>
<p>経済部 経済 企画課</p>	<p>産学連携推進費の事業の目的の明確化について</p> <p>経済部関連事業の目的は、最終的に「地域経済の活性化」であろうが、「新たな事業や産業の創出を効果的に実現」という記載は、具体性に欠け、本事業の直接的な目的が何なのか不明らかでない。</p> <p>目的を明確化する必要がある。</p>	<p>177</p>	<p>本事業は、地域における産学官連携による新たな事業や産業の創出の可能性を探る情報収集のための事務的経費でありますことから、事前に事業の目的を明確化することは難しいものと考えております。</p>
<p>経済部 経済 企画課</p>	<p>産学連携推進費の事業の成果と事業継続の可否の判断について</p> <p>成果である「競争的資金獲得件数」は、平成22年度22件、平成23年度19件、平成24年度14件と減少してきている。一方で、事業費も平成23年度以降、激減している。事業継続の可否を検討すべきであった。</p>	<p>178</p>	<p>競争的資金は、主に国の公募事業等を、産学官が連携し、獲得していかなければならないものであり、単純に前年度からの減少をもって、その可否を判定するものではなく、今後とも継続的に取り組んでいく必要があるものと考えております。</p>

<p>経済部 経済 企画課</p>	<p>産学連携推進費の目的の明記について</p> <p>目的を明記しておかないと、決裁権者が決裁を行うに当たっての適切な判断を阻害する恐れがある。特に、民間企業も多数関与しているケースなどでは、公共性等の観点から、その目的に問題が無いかを十分に吟味する必要がある。</p> <p>依頼書に事業目的を明記しておく必要がある。</p>	<p>180</p>	<p>今後、職務専念義務免除に係る同様の事務手続きが発生した場合には、ご指摘を踏まえ改善したいと考えております。</p>
<p>経済部 経済 企画課</p>	<p>産学連携推進費の事業の従事時間・日数の明記について</p> <p>従事時間・日数が記載されていないことは、上記「職務に専念する義務の免除に関する規則」に基づいて、単に法律で定められている手続きを形式的に踏んでいるのみであり、経営体としてのコスト管理が欠如していることの顕れである。</p> <p>依頼書に従事時間・日数を明記しておく必要がある。</p>	<p>180</p>	<p>今後、職務専念義務免除に係る同様の事務手続きが発生した場合には、ご指摘を踏まえ改善したいと考えております。</p>
<p>経済部 工業 振興課</p>	<p>地域資源ビジネスマッチング事業の事業の目的の明確化について</p> <p>チェックリスト回答前半の「学術機関関係者と共に函館市のPRを行い、首都圏等企業との繋がりを構築し」は具体的だが、後半の「地場産業の振興と経済の活性化を図る」の述語部分が抽象的である。後述するように、この点が業績として何をとらえるか、そのために何をすべきか、という点にも影響を及ぼしている。事業の目的を明確化する必要がある。</p>	<p>183</p>	<p>「地場産業の振興と経済の活性化を図る」という意味は、本事業を通じて、企業等においては、取引拡大や新製品開発、製品の高付加価値化などに繋げてもらうと同時に、市としても、企業誘致に関する情報収集やネットワークづくりに役立て、外から企業を呼び込もうということであります。</p> <p>なお、市としては、このような取り組みは、非常に重要であると考えております。</p>

<p>経済部 工業 振興課</p>	<p>地域資源ビジネスマッチング事業の 予算要求資料における実施成果の明確 化について</p> <p>経済部工業振興課から提示された平 成24年度予算要求時の説明資料によ ると、平成23年度の実施成果として以 下の記載がある。</p> <p>【平成23年 実施成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年函館への視察研修 (計48社)</li> <li>・平成24年函館への視察研修 (約30社)</li> <li>・平成23年函館産業・技術融合推進 事業への講師招聘(3社)</li> <li>・工場新設による工業団地視察および 検討(3社)</li> <li>・ビジネスパートナー成立(2社)</li> <li>・学生の採用・インターン受入れ表明 (5社)</li> <li>・大学等との共同研究依頼(4社)</li> <li>・函館の地域素材提供依頼(3社)</li> <li>・企業情報の提供・企業紹介(数百社)</li> </ul> <p>上記の中には、「大学等との共同研 究依頼」や「函館の地域素材提供依頼」 など、依頼したのみで、その実績が不 明確となっているものもある。</p> <p>依頼したのみでは成果とは言えな い。実績として達成されているものを 成果として記載する必要がある。また、 中には他の事業で成果とされているも のがある。適切な記載に改める必要が ある。</p>	<p>184</p>	<p>「大学等との共同研究依頼」や「函館の地 域素材提供依頼」については、実際の事業化 など、形が見えるようになるまでには年月を 要する場合が多く、予算要求にあたっての内 部資料として、中途段階ではありますが、内 部において状況を把握しておく必要から記載 したものです。</p> <p>また、「他の事業で成果とされているもの」 と指摘されているのは、「平成23年函館産業・ 技術融合推進事業への講師招聘」のことであ りますが、これを記載した意味は、産業・技 術融合推進事業に講師として招聘する企業経 営者を、ビジネスマッチング事業により出会 った首都圏等企業の中から発掘することが出 来たということから記載したものであり、こ の両事業は、当初からお互いリンクさせるこ とを意図して事業を組み立ててきたものであ ります。</p>
<p>経済部 工業 振興課</p>	<p>地域資源ビジネスマッチング事業の 人件費の妥当性について</p> <p>本事業では、結果から言えば、首都 圏の金融機関支店の取引先の会でのプ レゼンテーションを年2回開催し、 それに引き続いて旅行会の誘致を年2 回程度実施しているものである。</p> <p>これに1人工、すなわち250人日 を要している。プレゼンテーションに せよ、旅行会にせよ、行事当り60人 日を費やしていることになり、どうみ ても過大である。</p> <p>人件費を含めたトータルコストでの コスト管理が必要である。</p>	<p>185</p>	<p>人工欄については、年間ではなくその業務 に従事した人員を誤って記載したものです。 本業務に従事した時間数等をあらためて精 査いたしますと、0.13人工に相当するもので した。</p>

<p>経済部 工業 振興課</p>	<p>産業・技術融合推進事業における事業の成果について</p> <p>本事業の成果として、アクセプターテクノ(株) (東京都) が開発した新熱伝導パイプ技術を、(株)菅製作所 (北斗市) の持つ真空技術/ステンレス溶接技術によって商品化した「熱伝導パイプ」が挙げられている。</p> <p>平成21年度事業化検討会で検討された後、上記2社のコラボレーションにより開発され、平成22年11月に発表された。しかし、携わったのは上記の通り北斗市の企業であり、函館市の企業ではない。</p> <p>また、平成23年度事業仕分け調書によると、上記の他、事業成果として以下の記載がある。</p> <p>『また、製品開発以外にも、全国から招聘した研究開発企業と地元企業との取引開始や、地元高等教育機関との共同研究が始まり、中でも、未来大と京セミ(株)が提案した海洋ユビキタスセンシング案件および北大と(株)日本アレフが提案したバイオリギングデバイス案件の2件は、「平成23年度戦略的基盤技術高度化支援事業」に採択され、今後3年間で約9千万円の研究資金を国から獲得した。』</p> <p>以上により、本事業に成果があったとする担当課の評価は不適切である。記載されている京セミ(株)および(株)日本アレフとも函館市の企業ではない。</p>	<p>188</p>	<p>アクセプターテクノと菅製作所とのコラボレーションは、本事業により実現出来たものであり、函館市を含む函館圏域での実績と捉え記載したものです。</p> <p>北大および未来大が取り組んだ企業との共同研究は、地元高等教育機関の研究水準の高度化や実績づくりに資すると共に、函館における「産学官金」連携の強さを対外的にアピールしていくためにも必要であり、また、地域の殻に閉じこもるのではなく、広域的な事業連携を進めていく中で、お互いのメリットを見出だし、事業発展につなげていくことが重要になってきているものと考えております。</p> <p>なお、日本アレフについては、平成22年4月に「函館テクノパーク」に研究所を設置した企業であり、地元高等教育機関との共同研究を活用した事業化を目指しているところであります。</p>
<p>経済部 工業 振興課</p>	<p>産業・技術融合推進事業におけるアウトカム指標と事業の成果の評価について</p> <p>チェックリスト回答によると、アウトカム指標としては「新技術、新製品の開発」及び「企業誘致」が記載されている。</p> <p>この「新技術、新製品の開発」及び「企業誘致」とも、実績としては、平成22年度に1件あったものの、平成21年度と平成23年度以降は0件となっている。</p> <p>ほぼ毎年0件、あつて数年に1件というアウトカム指標では、事業の成果があったか否かが判断できない。</p> <p>一般に、新技術・新製品の開発、企</p>	<p>188</p>	<p>中途段階での指標設定の意義については理解できるところでありますが、具体的に、本事業の交流会を通じて、どの企業がどのようなアプローチをし、どのような経過になっているかということを、市として逐一捕捉していくことは、現実的には困難であります。</p> <p>また、企業誘致活動の進展状況についても、企業訪問後のフォローアップがどれだけ相手企業に評価されているものなのかを客観的な数値で表すことは不可能であり、訪問企業数や訪問回数など一律的な捉え方で計測・評価することは難しい面があります。</p> <p>なお、当事業講演会参加者からは「参考になった」という意見が大多数を占めるなど、これまで高い評価を得ております。</p>

	<p>業誘致を成功させるためには、周到な段取りと時間が必要であり、そう簡単に成果がでるものではない。</p> <p>このような目標を設定する場合には、マイルストーンとなる中途段階のより現実的かつ身近なアウトカム指標を設けることが有益であろう。例えば、当該事業をきっかけとした首都圏企業との企業同士の相互訪問回数、商取引の成立金額や件数、提携交渉の回数、提携の成立数などが考えられる。</p> <p>このような中途段階のアウトカム指標を併用することにより、事業の成果を測定することが可能となる。</p> <p>逆に言えば、これら中途段階での指標でも成果が見られない場合は、事業の有効性を問い直す契機となる。</p>		
経済部 工業 振興課	<p>産業・技術融合推進事業における人工の妥当性について</p> <p>チェックリスト回答では本事業に1.0 人工必要と回答されている。</p> <p>本事業で実施している事業は、結果としては年間 3 回実施される交流会ないし講習会である。1 回当たり 80 人日以上を要していることになる。</p> <p>これに 1 人工、すなわち 240 日を要するのは、いかにしても過大な人件費を投じていることになる。</p> <p>効率的な事業の実施が必要である。</p>	189	<p>人工欄については、年間ではなくその業務に従事した人員を誤って記載したものです。</p> <p>本業務に従事した時間数等をあらためて精査いたしますと、0.14人工に相当するものでした。</p>
経済部 経済 企画課	<p>IT人材育成等事業費における事業廃止の意思決定について</p> <p>本事業は、国の補助を受けている函館雇用創造推進協議会の事業でも同様の効果が得られること、等を理由に部内における見直しの結果、平成 24 年度中に廃止となっている。</p> <p>廃止を決定し、平成24年10月下旬に関係者（公立はこだて未来大学、IT企業、北海道経済産業局等）に見直し（廃止）の通知をしている。この通知についての決裁書はあるものの、廃止自体、事業の成果や実施する必要性自体を検証した結果を決裁する文書はない。</p> <p>事業を廃止するに際しては、事業継続の可否に関する検証と、その決裁を受けている事実を明確に残しておく必要がある。</p>	190	<p>今後、同様の事例が発生した場合においては、ご指摘を踏まえ改善したいと考えております。</p>



平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置  
(特定の事件名 小規模事業の有効性の検証)

## 2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
経済部 商業 振興課	<p>はこだてスイーツフェスタ開催負担金の事業の成果の事後的評価について</p> <p>本事業の目的が、函館地区のスイーツの消費拡大にあるならば、この3日間だけの売上をアウトカム指標とするのは適当ではない。出店者に限定してでも、フェスタ後の売上高の増加率などを測定し、指標とすることも考えられる。</p>	170	<p>事業終了後の各店舗の売上高を指標とすることが望ましいとは考えておりますが、個店の売上げの把握が難しく、今後の課題として認識しております。</p> <p>なお、過去4回の開催により函館スイーツのブランド化や販路拡大への機運が高まり、平成26年4月には業界が運営主体となる「函館スイーツ推進協議会」が設立され、今後は行政主導から民間主導の事業へ移行される見込みであります。</p>
経済部 商業 振興課	<p>はこだてスイーツフェスタ開催負担金の市負担金の見直しについて</p> <p>フェスタ事業そのものが、観光地函館の振興に有益であるとしても、それを実際に運営するのは民間企業である。自身の利益が見込めることに資金を投入して、業績の向上を目指すのが民間企業の原理であり、行政はそれをバックアップする立場と言える。企業側の負担が減少する中で、行政が負担を増加させていることに合理性がない。</p> <p>事業を組織的・制度的・定期的に見直しすることが必要である。</p>	171	<p>スイーツの消費拡大による菓子産業の振興を図るため、本市から「はこだてスイーツフェスタ実行委員会」に対し、平成22年度、平成23年度、および25年度は150万円、平成24年度は200万円の負担金を支出してきたところですが、平成26年度は会場となる百貨店と「函館スイーツ推進協議会」の共催での開催となったことから、市負担金としては、同実行委員会ではなく、同協議会に対し各種の事業開催のため、100万円を支出する予定であります。</p> <p>なお、「函館スイーツ推進協議会」の平成26年度総事業費は300万円であり、このうちスイーツフェスタ開催経費の市負担はPR経費分として50万円を予定しており、それ以外の経費は、百貨店と出店企業の負担で賄われることとなります。</p>
経済部 商業 振興課	<p>はこだてスイーツフェスタ開催負担金の事業の成果と実施方法の再検討について</p> <p>フェスタ3日間の売上額が6百万円であるのに対して、市のコストが人件費も含めれば10百万円である一方で、次回「出店する」と答えていない事業者が7割にもものぼる点を考慮すると、事業の費用対効果が高いとは言えない。</p> <p>事業の見直しが必要である。</p>	173	<p>はこだてスイーツフェスタは、平成26年度から民間主導で実施されるほか、「函館スイーツ推進協議会」では、新たに、首都圏商業施設での函館スイーツ出店事業を予定しております。</p> <p>市としても北海道新幹線開業を間近に控え、函館の魅力の一つであるスイーツを多くの首都圏住民にPRすることは大変重要であり、今後も菓子業界と連携して、函館スイーツのブランド化、販路拡大への取り組みを支援してまいりたいと考えております。</p>

<p>経済部 工業 振興課</p>	<p>函館食品ブランド推進事業費の人工削減余地の検討について</p> <p>アウトカム指標として記載されているSMTS商談成立件数が、平成22年度67件、平成23年度72件、平成24年度37件と推移している状況、並びに、新製品開発実績がゼロの状況で、現状の1.0人工（日数で250日、金額で7,500千円）は過大である可能性がある。</p> <p>削減する余地が無いか再検討することが望まれる。</p> <p>人件費を含めたトータルコストでのコスト管理が必要である。</p>	<p>176</p>	<p>人工欄については、年間ではなくその業務に従事した人員を誤って記載したものです。</p> <p>本業務に従事した時間数等をあらためて精査いたしますと、0.14人工に相当するものでした。</p>
<p>経済部 経済 企画課</p>	<p>産学連携推進費の予算設定額の精緻化と必要性の再検討について</p> <p>予算額1,000千円に対し、実際に執行したのは9%の93千円である。予算化されていた事項であっても、不必要なものについては執行するべきではないし、経費削減を図ることは重要であるが、このように予算と執行額に多額な差異があると、予算自体の必要性に疑問が生ずる。</p> <p>産学連携推進に関する全般的・総合的な位置付けとなっている本事業は、予算を正確に見積るのが困難な面があることは首肯しうるが、予算制度は行政の根幹をなすものであり、過大な予算は不要な支出の原因にもなりかねない。予算要求を精微に行うべきであった。</p>	<p>178</p>	<p>産学官連携の推進においては、国等の公募事業などを常に情報収集する必要がありますが、説明会等への参加頻度については、国の制度設計などに左右され、予算を正確に見積もることは難しいものがあります。</p> <p>そのような中で、平成25年度は見直しを行い、予算額を700千円に引き下げ、決算見込みは349千円となっており、今後も適宜・適切に予算計上額を見直してまいりたいと考えております。</p>
<p>経済部 経済 企画課</p>	<p>産学連携推進費の「クリエイティブネットワーク」の存在意義について</p> <p>産学連携という目的自体は、市経済部の機能とも一致するものであり、このような任意団体をわざわざ設立する趣旨には疑問がある。</p> <p>現状、市負担額も年々減少している状況ではあるが、本団体との関わり自体を見直す余地が無いか検討することが望まれる。</p>	<p>179</p>	<p>本団体は、平成11年11月に市内の民間企業の有志が設立した団体であり、設立自体について市が疑義を挟むものではなく、また、本団体は地域の産学連携を包括的に推進する唯一の団体であることから、市としては、引き続き協力関係を築いていく必要があるものと考えております。</p>

<p>経済部 経済 企画課</p>	<p>産学連携推進費の人工削減余地の検討について</p> <p>アウトカム指標として記載されている競争的資金獲得件数が、平成 22 年度 22 件、平成 23 年度 19 件、平成 24 年度 14 件と減ってきている状況で、現状の 0.4 人工（年 250 日稼働と仮定すると 100 日）は過大である可能性がある。削減する余地が無いか、再検討することが望まれる。人件費を含めたトータルコストでのコスト管理が必要である。</p>	<p>179</p>	<p>競争的資金は、主に国の公募事業により、産学官連携で獲得していくもので、その時々々の国の施策や景気の状態に左右される側面もあることから、前年度からの減少をもって、人工を削減する性質のものではありませんが、ご指摘を踏まえ、本事業に関係する業務に従事した時間数について精査し、削減余地がないか再検討してまいりたいと考えております。</p>
<p>経済部 工業 振興課</p>	<p>地域資源ビジネスマッチング事業のアウトカム指標の見直しについて</p> <p>数値化可能な企業誘致については、ほとんど実績が無い。</p> <p>現状のように、銀行支店の会の旅行会参加者を対象として、企業誘致を業績指標としている限り、成功事例は乏しいままであろう。母数とアウトカム指標が不釣り合いであり、業績を判定する以前の問題である。</p> <p>現実的な業績指標を策定すべきである。</p>	<p>183</p>	<p>指標策定の意義については理解できるところですが、本事業実施の結果、どれだけのビジネスネットワークが構築され、それだけの取り引きや製品開発に繋がり、どれだけ企業誘致の面で有利になったのかななどを、客観的な指標を設定して計測することは、事業内容からして、また、企業秘密の部分が多いといった事情からも、現実的には困難と考えており、そのような中で、強いて記載した指標が誘致企業数であったものです。</p> <p>なお、企業誘致は、それぞれの企業にとってのメリットが函館にあるかどうか、投資のタイミングかどうかなど、様々な要因がその時々々の経済状況や社会情勢などとも絡み合いながら、上手く条件が合えば立地として実現するものであることから、なかなか思うように進まない面もありますが、本事業により得た企業や関係団体等との繋がりや貴重な資産であり、その資産を活かしながら、引き続き企業誘致に鋭意努めていきたいと考えているところです。</p>
<p>経済部 工業 振興課</p>	<p>地域資源ビジネスマッチング事業のアウトプット指標の見直しについて</p> <p>本事業の目的が、学術機関関係者と共に函館市のPRを行い、首都圏等企業との繋がりを構築し、地場産業の振興と経済の活性化を図ることにある。</p> <p>意見交換会や研修受入の回数だけでなく、むしろ参加社数、あるいは参加社の増加数をアウトプット指標とするべきである。</p>	<p>183</p>	<p>事業への参加社数については把握しており、アウトプット指標とすることは可能であることから、今後はそうした数値も参考にしながら事業を進めてまいりたいと考えております。</p>

<p>経済部 工業 振興課</p>	<p>地域資源ビジネスマッチング事業の事業設計の工夫について</p> <p>函館におけるビジネスマッチングにおいて、地元函館企業の出席が少ない。前述のように、企業誘致だけでなく、地元企業との商取引や企業提携、地元の資源や製品の商業化も事業の目的ととらえれば、地元企業の参加の意味が高まる。</p> <p>また、先方が許容できる範囲で来訪企業の情報を事前開示できれば、出席希望企業が現れる可能性がある。さらに、函館企業と深い取引のある首都圏企業、既存の進出企業に体験を披露してもらうなどの工夫を加えれば、来訪企業もより身近な話題として興味を示す可能性が高まる。</p>	<p>184</p>	<p>本市としても、函館からより多くの企業に参加して欲しいと考えており、関係団体等を通じての開催案内配布やマスコミへの報道依頼のほか、担当職員が関係機関などを回って、直接、参加を呼びかけているところです。</p> <p>来訪企業の事前公開については、先方の意向も確認のうえ検討することとし、また、事業内容についても、参加者に興味をより持ってもらうなど、事業効果が上がるような工夫を行ってまいりたいと考えております。</p>
<p>経済部 工業 振興課</p>	<p>地域資源ビジネスマッチング事業のアンケートによる成果測定について</p> <p>本事業は、有効性判定において具体的な数値での指標化が困難な面があることを考慮すると、事業の改善を図るためにはアンケート結果を踏まえ、参加企業のニーズを分析し、次の事業展開に結び付けていくことが重要となる。</p> <p>アンケート結果を事業展開検討書として文書化することが望まれる。</p>	<p>185</p>	<p>参加企業等に対するアンケートの集計結果については、実績報告書に記載をしているところですが、次の事業展開の参考とするのは勿論、その後の企業等との情報交換や企業訪問などへ繋げていくための貴重な情報源として活用しているところです。</p> <p>ただし、事業の実施で得られる情報はアンケートだけではなく、交流会における会話や終了後の電子メールの交換などの中で得られるものも多いことから、こうした部分を総合的に含めて、次年度以降の事業に反映させていきたいと考えております。</p>
<p>経済部 工業 振興課</p>	<p>地域資源ビジネスマッチング事業の提携金融機関の拡大について</p> <p>観光地としての函館の優位性を活用した作戦である。最低でも函館旅行は実現している。</p> <p>函館の良さを最大限利用することが、チャンスを広げることに通ずる。大方の銀行の会は毎年旅行会を実施している。</p> <p>金融機関によって、取引先の業態は異なることが多い。日本政策金融公庫だけでなく、中堅以上の取引先企業が多いメガバンク、遠い北海道と直接関係がうすい首都圏の地方銀行・大手信用金庫などに提携が広がれば、より有意義である。</p>	<p>185</p>	<p>本事業は、政府系金融機関であり、本市をはじめ全国に支店を有する日本政策金融公庫の協力のもと、企業が集積している都内の支店を中心に平成22年度から実施していますが、今後においても、同じ企業集積地である中部地域や、北海道新幹線開業を見据え、東北や北関東地域の支店にも範囲を拡げて実施していきたいと考えているところです。</p> <p>他の民間金融機関とも機会があれば、どのような事業のスキームがよいのかなど、実施の可能性について検討したいと考えております。</p> <p>なお、平成26年度から（一財）首都圏産業活性化協会とも連携し、同協会が持つ全国的なネットワークを活かしたマッチング事業を新たに始めたところであり、広域的な連携のさらなる推進に取り組んでいるところです。</p>

<p>経済部 工業 振興課</p>	<p>産業・技術融合推進事業におけるアンケートの分析結果の文書化について</p> <p>地域資源ビジネスマッチング事業と同様、参加企業に対してはアンケートを実施しており、また、その結果も集計・文書化されている。しかし、そのアンケート結果を分析し、次の具体的な事業展開検討書として文書化までは実施されていない。上述の通り、本事業は、有効性判定において具体的数値での指標化が困難な面があることを考慮すると、事業の改善を図るためにはアンケート結果を踏まえ、参加企業のニーズを分析し、次の事業展開に結び付けていくことが重要となる。</p> <p>No. 34「地域資源ビジネスマッチング事業」と同様アンケート結果を、事業展開検討書として文書化することが望まれる。</p>	<p>189</p>	<p>参加企業等に対するアンケートの集計結果については、実績報告として文書化しており、その後の事業の内容や展開を検討するにあたり、参加企業等のニーズをつかむための貴重な資料として活用しているところです。</p> <p>ただし、事業の実施により得られる情報はアンケートだけではなく、交流会における会話や終了後の電子メールの交換などの中で得られるものも多いことから、こうした部分を総合的に含めて、次年度以降の事業に反映させていきたいと考えております。</p>
<p>経済部 経済 企画課</p>	<p>IT人材育成等事業費におけるアウトカム指標の適正性について</p> <p>参加者を多数集めることも重要であるが、それが本事業の最終目的ではなかったはずである。本事業であれば、参加企業・参加者数ではなく、最終的に就職に至った数とするべきである。本事業については、既に廃止となったが、今後、このような説明会を開催する事業については、単純に参加数を成果判断指標とするのではなく、本来の事業目的に照らした指標とすべきことに留意する必要がある。</p>	<p>191</p>	<p>今後、同様の事業を実施した場合は、事業目的に照らした指標の設定について留意することといたします。</p>

<p>経済部 経済 企画課</p>	<p>IT人材育成等事業費における事業 事業開始時の十分な検討について</p> <p>本事業は、最終的に廃止されること となったが、事業開始時には他の機関 (函館雇用創造推進協議会)でも同様 の事業は実施されていたものであり、 事業開始時にその必要性が十分吟味さ れていたとは言えない。インターネット の普及等による情報化時代におい て、このような説明会形式の事業が必 要であったかについても疑問がある。 本事業は開始後、わずか3年で廃 止されている。事業開始に当っては、 その必要性を十分吟味する必要があっ た。</p>	<p>191</p>	<p>本事業については、北海道経済産業局の支 援を受け、平成21年度～平成23年度の事 業期間中の参加企業数が延べ30社、参加者 数は288名となっており、情報系専攻を持 つ大学・高専を有する当地域において、地域 内企業の理解を深め、就職機会の拡大が図ら れるなど、一定の効果があつたものと考えて おります。</p> <p>また、説明会形式については、平成20年 9月のリーマンショック後、求人倍率が大き く落ち込んだことを受け、当時、国や自治体 主催で全国的に多数開催されたものであり、 インターネットだけでは得られない、生の情 報を得る機会として、その必要性は高かつた ものと考えており、地域のIT企業が同時に 集結して、IT分野に特化した新卒者の人材 確保に向け取り組んだ事業であり、そうした 意味でも有意な取り組みであつたものと考え ております。</p> <p>なお、はこだて雇用創造推進協議会の事業 は、国の公募事業であるため、前年度に採択 の可否を予見することは不可能であり、また、 国の失業者対策であることから、新卒者の確 保が主眼である本事業とは、事業の性格が異 なるものであります。</p>
---------------------------	---	------------	--



函 教 管

平成26年9月30日

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽



平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置の通知について

平成26年3月31日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(教育委員会生涯学習部管理課)

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置  
(特定の事件名 小規模事業の有効性の検証)

## 1 指摘事項

監査対象部 局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
教育委員会 学校教育部 学務課	<p><b>No.53 学校教育審議会報酬</b></p> <p><b>予算額と決算額の差が著しく大きい</b> 決算額が予算額の50%以下であることがほとんどで、毎年、予算額と決算額に大きな差が生じている。 これは、委員会および小委員会の開催回数が、予定より少なかったことが原因である。 審議すべき案件がどの程度の日程を要するか、過去の情報を分析し、計画的に事業を進めるべきである。</p>	239	<p>今後においては、審議会、小委員会の開催実績や今後の審議内容を十分精査した上で、計画する開催数に応じた予算を計上してまいりたい。</p>
	<p><b>審議会、小委員会の開催回数が予定より大幅に少ない</b> 平成16年度に諮問された「函館市における市立小・中学校の再編について」の審議において、審議会、小委員会の開催回数は、予算で計画した回数の半分にも満たず、答申まで約2年半要している。 また、20年度に「函館市立小・中学校の配置についての基本指針(素案)について」の審議を始めてから、23年度に「函館市小・中学校再編計画(素案)について」の審議に至るまで4年を要しているが、この4年間に審議会は5回、小委員会は3回しか開催されておらず、予算上の計画開催件数は、それぞれ13回、38回である。 予算通りに精力的に小委員会、審議会を実施していれば、もっと早く再編を進めることができた可能性がある。</p>	239	<p>平成24年3月に策定した学校再編計画については、21年3月策定の基本指針に基づき、各地域の実態や住民の意向をとらえながら策定作業を進めていたことから、その間の審議会・小委員会は予定開催数より大きく下回っております。 しかしながら、再編計画策定後の平成24年度以降、審議会・小委員会を鋭意開催し、具体的な統廃合や通学区域の変更について精力的な協議を進めているところであります。</p>
	<p><b>達成目標・業績指標が設定されていない</b> 審議回数や諮問事項に関する議論の進捗度を業績指標とし、この指標に対して、達成目標を設定することができる。少なくとも、予算上、回数を計画しているのであれば、これを業績指標、達成目標に定義することはできる。</p>	240	<p>審議会、小委員会の計画開催数・実績数を達成目標や業績指標に設定することについて検討してまいりたい。</p>



監査対象部局等	指摘事項の概要	報告書ページ	措置の内容
教育委員会 学校教育部 学務課	<p><b>No.54 中学生海外派遣事業関係経費</b></p> <p><b>参加者1人当りの事業コストの妥当性について</b></p> <p>年度により1人当り事業費が大きく変動している。平成24年度は、直接サービスを受給する参加者1人当りコストは312千円で、平成23年度の713千円の半分以上の金額である。</p> <p>1人当りコストが年度により大きく上下し、統一性のとれないものとなっていては、本当に必要なコストがいくらなのかを評価することができない。</p> <p>事業計画策定時に投入コストの妥当性を検討すべきである。</p>	241	<p>派遣先を新たな姉妹都市とするなどの変更に伴い、年度により派遣日数や旅費等が増減し、1人当りのコストが変動することはやむを得ないものであり、事業費の妥当性を年度間の比較により検討することは困難であると考えております。</p> <p>(参考) 平成23年度：レイク・マコーリー市 平成24年度：高陽市</p>
	<p><b>事業費が高い</b></p> <p>平成23年度に実施した当事業の直接事業費は5,269千円である。ここに事業の実施に要した人件費を加算すると総事業費は9,269千円になる。</p> <p>23年度と同じ日程(レイク・マコーリー市、7泊8日)で、民間企業がホームステイを行う場合の費用を見積ったところ、3,828千円で実施できるとの回答を得た(学校教育部調べ)。</p> <p>民間企業と比べ、2倍以上のコストを要しており、見直しが必要である。</p>	242	<p>当事業は、教育活動の一環として実施する観点から、訪問先の中学生との交流など、訪問団としての行動や活動も重視しており、直接事業費には生徒の派遣費用のほか、引率教員の旅費や報告書作成費用なども含めているものであります。</p> <p>このため、単純に民間企業がホームステイを行う場合の中学生参加費の額と比較すると高額となっておりますが、今後、外部委託による実施検討を含め、事業費の縮減や作業の効率化に取り組んでまいります。</p>
	<p><b>人件費が過大である</b></p> <p>当事業に要する人工は0.5人としており、6か月間、職員1名が当業務に専従、あるいは1人の職員が年間通して半日は、当業務に従事していることになる。</p> <p>当事業は、8月半ばより具体的に説明会や準備会などの活動が始まり、11月に旅行が実施されるが、事前の準備や事後の報告を含めても工数が過大である。</p> <p>事務作業や手順等を見直し、作業工程を改善する余地がある。</p>	242	<p>人工測定については、改めて精査した結果、0.3人工で事業を実施しており、その内容としては、5月から派遣先との事前協議や日程調整、生徒募集、委託業者選定などの準備作業が始まり、派遣終了後も事業効果をより高めるための報告会開催や報告書作成、さらに翌年度の事業計画作成などがあります。</p> <p>今後、外部委託による実施検討を含め、事務作業等の見直しについて検討してまいります。</p>

監査対象部 局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
教育委員会 学校教育部 教育指導課 学務課	<p><b>No.55 学力向上推進費</b></p> <p><b>目的の定義について</b></p> <p>事業目的について、平成23年度事業仕分け調書では、「学力向上のために」「学習習慣や生活習慣の確立を目指す」と抽象的に記載しているが、チェックリスト回答では、「全市的な学習状況をとらえ」「各学校の学力向上を目指す指導の充実に資する」と意味が不鮮明な記載であり、目的が不一致である。</p> <p>事業費の大半は学力検査（小4，中1対象）のテスト用紙代であり，学力検査の実施が当事業の主たる内容となっていることから，事業の目的を学力向上と明確に定義すべきである。</p>	244	<p>当事業の主な内容は、</p> <p>①標準学力検査（CRT）を実施</p> <p>②学力向上プロジェクト委員会において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学力の現状と課題を分析・把握</li> <li>・学習指導の改善方策を検討・各校に提示</li> </ul> <p>③各校で指導改善に取組み、「確かな学力」の向上を図る</p> <p>ものであり，学力向上を目的とした事業でありますことから，今後，この点を明確にするよう改善を図ります。</p>
	<p><b>有効なアウトカム，アウトプットが設定されていない</b></p> <p>アウトカム指標について，成果が得られたとの趣旨の回答の一方で，その指標が向上しているかの問いに対しては，「向上を明確に図ることは難しい」としている。</p> <p>主たる事業内容が学力テストの実施であるのに対し，アウトプット，アウトカム指標をプロジェクト推進委員会，報告書の作成の観点から設定しようとし，その上で，「向上を図ることは難しい」としている。</p> <p>学力向上，少なくとも，学力の客観的な測定を，本事業の目的のひとつと位置付け，事業目的やアウトカム，アウトプット指標を見直し，適切な指標で事業評価を行うべきである。</p>	245	<p>活動実績を表すアウトプット指標や，事業成果を表すアウトプット指標について，標準学力検査の実施状況や正答率など，より適切な指標の設定を検討してまいりたい。</p>

監査対象部局等	指摘事項の概要	報告書ページ	措置の内容
教育委員会 学校教育部 教職員課	<p><b>No.56 子どもの生活を考える会 連絡協議会補助金</b></p> <p><b>事業の目的が抽象的である</b> 「子供の健全育成に関与する」という目的には、働きかける対象と意図する変化が明示されておらず、抽象的である。達成目標も設定されていない。 目的が抽象的である場合、当該団体の活動成果を測定する指標も定めることが困難であるため、活動を評価することができない。目的を具体化し、達成目標を設定すべきである。</p>	246	<p>子どもの健全育成のため、学校、地域（町会）、保護者（PTA）、関係機関（民生児童委員、警察、市教委等）が一体となって、非行防止や環境浄化による問題行動の未然防止、犯罪から守る取り組みを行うことが具体的な目的である。</p> <p>未設定である達成目標やアウトプット指標については、講演会や会報発行、街頭指導、交通安全教室など予定事業とその活動実績を設定した上で、アウトカム指標に非行防止や防犯等の成果を定義できるか検討してまいりたい。</p>
	<p><b>アウトプット指標、アウトカム指標について</b> 事業の目的が曖昧である。また、アウトプット指標、アウトカム指標が定義されていない。そのため、どの程度有益な活動が行われているか評価の材料がない。事業の成果が不明確である。成果を評価できる指標を設けるべきである。</p>	247	
教育委員会 南北海道教育センター	<p><b>No.57 各種教育調査研究費</b></p> <p><b>事業のくくりが適切でない</b> 研究・研修業務は、主に教員の職務能力の向上をもたらす業務であり、相談業務は、生徒・父兄に対し教育上の問題の解決を支援する業務であることから、事業の目的自体が異なり、達成すべき状況（達成目標）や、成果を測定するための指標も異なる。 このような性質の異なる業務を同一の事業で取り扱うことは、目的や成果を達成できない原因となることから、事業のくくりを見直すべきである。</p>	248	<p>研究と相談の両業務は、事業の目的・内容は異なるものの、教育上の問題解決などの面で密接な関わりを有し、効果的に事業推進が図られることから、予算上一つの事業としているものであります。</p>

監査対象部局等	指摘事項の概要	報告書ページ	措置の内容						
教育委員会 生涯学習部 管理課	<p><b>No.58 生徒用机・椅子整備費</b></p> <p><b>形式重視で、低コストでの調達方法を模索していない</b></p> <p>事業者の選定方法に随意契約と見積合せ、指名入札が混在している。</p> <p>1組当りの平均単価で比較すると、指名入札での調達がより安価である。</p> <p>契約金額等が80万円未満である場合は、随意契約や見積合せでの業者選定が可能であるが、より低コストで調達するために競争入札とすべきである。</p>	250	<p>物品調達にあたっては、予定金額等に応じて随意契約（特命）、見積合せ、競争入札のいずれかにより業者選定しておりますが、平成19年度は同年度に小学校費で執行した指名入札の決定業者に対し、随意契約（特命）により追加発注したものであり、また、平成21・22年度は、予定金額80万円未満の案件を見積合せで業者選定しておりますが、この場合も2者以上から見積書を徴収し、競争性の確保に努めております。</p> <p>なお、80万円未満の少額契約については、入札に付した場合に得られる効果とその事務量を比較した場合の費用対効果から「地方自治法施行令第167条の2第1項第1号」および「函館市契約条例施行規則第30条の2」の規定により随意契約としており、今後も同様の取扱いとする予定です。</p>						
教育委員会 生涯学習部 生涯学習文化課	<p><b>No.59 生涯学習推進費(人材育成事業)</b></p> <p><b>総事業費が過大である</b></p> <p>平成23年度事業費は29千円と少額であるが、事業実施に必要な人件費を含めた総事業費は3,229千円である。</p> <p>6回の講座開催で1回当たり538千円であるが、1回2時間の料理講座及び調理実習に538千円は過大である。</p> <p><b>利用者が少なく、事業の成果が少ない</b></p> <p>平成22年度の「ボランティア・ナビ講座」に参加者が集まらなかったことは、需要がないことであるため、その段階で廃止を検討すべきである。</p> <p>結果として、当事業は2年しか継続しておらず、初年度で適切に廃止の判断ができていれば、1年分の事業費は発生しなかった。</p>	251	<p>本事業は、計画的に小・中学校に新規格の机・椅子を整備する事業であり、達成目標を全校整備としたものであります。</p> <p>購入単価は、発注数や入札結果により決定されることから、業績指標や達成目標への設定は難しいものと考えております。</p> <p>平成22年度に実施した「ボランティア・ナビ」講座（3回）の定員と参加者数の状況は、</p> <table border="0"> <tr> <td>①講演会</td> <td>60人－40人</td> </tr> <tr> <td>②ワークショップ</td> <td>20人－14人</td> </tr> <tr> <td>③ボランティア団体の紹介</td> <td>20人－13人</td> </tr> </table> <p>であり、それ相応の参加があったことから、廃止ではなく、見直しの検討を行いました。</p> <p>その結果、23年度は、社会参加活動に取り組むきっかけづくりを主眼とした男性対象の料理教室を行うこととし、業務内容として、広報等の資料作成や参加者の募集受付、会場や講師との連絡調整、アンケートの集約などにより0.4人工を要したものです。</p> <p>24年度以降については、より効率的・効果的な実施形態について検討を行い、公民館講座の一つとして「ボランティア育成講座」を実施しているところであります。</p>	①講演会	60人－40人	②ワークショップ	20人－14人	③ボランティア団体の紹介	20人－13人
①講演会	60人－40人								
②ワークショップ	20人－14人								
③ボランティア団体の紹介	20人－13人								

監査対象部局等	指摘事項の概要	報告書ページ	措置の内容
教育委員会 生涯学習部 生涯学習文化課	<p><b>実施事業の必要性について検討されていない</b></p> <p>公共機関の役割として、生涯学習の基礎づくりは必要な事業である。</p> <p>しかし、2年目に開催した料理教室は、民間でも開催している事業であるため、公共機関がわざわざ直接事業として行う必要はない。</p>	252	<p>平成23年度に実施した「男の料理教室」は、女性に比べ仕事以外で外に出る機会の少ない男性の「仲間づくり」に貢献することのほか、他都市において男性の料理教室から調理サークルを立ち上げ、単身老人に弁当の宅配をしながら安否確認をする「調理ボランティア」という社会活動にまで発展したケースを参考に、「主体的に活動する人材育成」を目的として実施し、講座終了後のサークルづくりの支援までを捉えた事業であります。</p> <p>当教室は、定員とほぼ同数の参加者があったことから、市民ニーズに合致した事業と考えており、24年度以降においても、より効率的・効果的な実施形態について検討した中で、公民館事業の一つとして「ボランティア育成講座」を開講し、ボランティアに関心をもち、活動を始めようと考えている受講者の今後の活動を期待しているところであります。</p>
	<p><b>事業の目的と必要性の検討が不足。</b></p> <p>高齢化社会の到来、生産年齢人口の減少を考えれば、ボランティアの育成は、行政が取り組むべき課題である。</p> <p>「ボランティア・ナビ講座」の参加者が少なかったことを理由に、これを廃止し、代わりに「男の料理教室」を開催するのでは、行政の果たすべき役割、事業の目的を真剣に捉えているとはいえない。</p>	252	
	<p><b>事業の目的が抽象的である</b></p> <p>当該事業において定められた目的では、対象と意図する変化が明示されていない。目的自体が抽象的であるため、達成目標や業績指標を導出することが困難である。達成目標や業績指標が定められていないため、何をなすべきかが不明確になり、その時々で、内容やテーマが大きく異なった事業を実施する結果となっている。</p> <p>事業目的は、最低限、達成目標や業績指標を導出できる程度に具体的でなければならない。</p>	253	
教育委員会 生涯学習部 生涯学習文化課	<p><b>No.60 放送大学函館学習室視聴施設管理委託経費</b></p> <p><b>目的が抽象的</b></p> <p>目的が抽象的で、働きかける対象と意図する変化ともに未記述である。</p> <p>目的を「本市を含む道南地域の高等教育の充実・生涯学習の推進」としているが、これは施策レベルの目的で、本事業は放送大学の視聴手段の提供であることに鑑みれば、放送大学の視聴を拡大すると明確にすべきである。</p>	254	<p>当該経費は、生涯学習の推進を目的とした予算事項名「生涯学習推進費」の中の委託料の一つであり、放送大学の視聴拡大など、利用を推進することが、本市を含む道南地域の高等教育の充実・生涯学習の推進に繋がると考え実施しているものであり、行政目的として妥当であると考えております。</p>

監査対象部 局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
教育委員会 生涯学習部 生涯学習文 化課	<p><b>アウトプットの測定が不適切である</b>            利用実人数は、施設に出入りする延べ人数を学習室入口で機械的にカウントしているにとどまっており、実利用者数の把握ができていない。            アウトプット指標になりうるものだが、延べ人数の把握では効果測定指標として不十分、不適切である。</p>	255	<p>指摘を踏まえ、受託者等と協議し、実利用者数の把握の方法について検討を進めてまいりたい。</p>
	<p><b>利用者数が減少している</b>            利用者数は平成22年度以降激減しており、24年度では平均1日1人に達しておらず、事業効果が失われている。            目的に業務内容が適合しなくなっているが、達成目標と業績目標が明確に定義されていないことが、利用者数の低下を無視して、事業を継続している結果につながっている。</p>	255	<p>放送大学のパンフレットの配布や講演会を開催するなど各種PRに努めておりますが、利用者の減少に歯止めがかからない状況から、交通アクセスの面など利便性に優れ、学習環境の整った施設への移転も見据えた今後の学習室のあり方について、教育委員会・放送大学・函館大学の3者で協議・検討を進めているところであります。            今後も継続して問題点の整理を行いながら、学習室の見直しを進めてまいります。</p>
	<p><b>事業継続可否の検討について</b>            利用者が激減し、利用1件当りのコストが1,172円から4,457円に急上昇しているにも関わらず、予算要求資料は3年間同一の記載内容で、事業を継続すべきか否かの検討がされていない。</p>	255	
	<p><b>教材利用件数が減少している</b>            教材利用件数は、テレビ・ラジオの視聴件数と、教材の貸出件数により把握されているが、平成22～24年度での1日当たりでは1～2件と著しく低く、事業の有効性が失われている。</p>	256	
	<p><b>本事業委託（大学内学習室）の有益性について</b>            函館大学は、平成17年に放送大学と単位互換制協定を締結しているが、22年度以降、単位互換制度を利用している学生はいない。放送大学受講生が一般市民主体である現在、交通アクセスに難のある外部施設を学習室として維持し続けることの意義は殆どない。            放送大学視聴施設が存在すること自体の有益性の検討と、施設をどこに設置するべきかの検討は別物であり、現状の業務委託に拘ることなく、事業がどうあるべきかを検討すべきである。</p>	256	

監査対象部局等	指摘事項の概要	報告書ページ	措置の内容
教育委員会 生涯学習部 生涯学習文化課	<p><b>No.62 はこだての教育を考える会補助金</b></p> <p><b>目的の定義が不明確であった</b> 目的の定義が明確ではなく、社会の現状認識についての記述、手段等々が入り組んだ表現になっている。働きかける対象と、それに対する意図している変化が明示されていない。</p>	261	<p>既に廃止となった補助金ではありますが、具体的な目的は、市民が子どもの教育の理解と関心を高め、家庭と学校、地域が共同して活動するきっかけをつくるため、「はこだて子どものための集い」等の記念事業を行うこととあります。</p> <p>今後、類似団体から補助金交付要望があった際には、目的の明確化や成果などの測定指標の設定に努めてまいります。</p>
	<p><b>成果の測定が不十分である</b> 事業の目的が明確でないため、どのくらいの効果が挙げられているかの測定も十分に行われていなかった。 実態に基づいた事業の目的に基づいて成果を測定・評価し、その上で補助金支出の可否を検討すべきであった。</p>	261	
	<p><b>予算要求資料の記載について</b> 平成24年度の補助金事業廃止については、受給団体が解散したためということであるが、公益上真に必要なものであれば、代替事業はどうあるべきかの議論があつてしかるべきであった。 逆に、団体消滅を理由に、補助金支給対象事業もなくなったことにより、市民が支障を感じていないとすれば、23年度予算要求資料での「補助金の継続は必要」としていた判断が誤りであったことになる。 事業の継続・見直しについて、慣行によることなく判断すべきである。</p>	261	<p>当団体の解散時に代替事業について検討しましたが、子ども未来部が事務局を担っている「子育て支援ネットワーク会議」が、地域全体で子育て家庭を応援する取り組みを創り出す目的で活動しており、当事業の目的と類似していたことから、廃止の結論に至ったものであります。</p>
教育委員会 中央図書館	<p><b>No.63 市民文芸作品公募経費</b></p> <p><b>目的と手段の混同</b> 目的の記述が「地域文化の向上と創作意欲の喚起」を図ることを目的に、「文芸作品を公募し、(中略)優秀作品を掲載した冊子を刊行する」となっており、目的と手段の混同が見られる。</p>	264	<p>文芸作品を公募し、優秀作品を掲載した作品集を刊行・公開することにより、「地域文化の向上と創作意欲の喚起を図る」という目的と記載すべきでありました。</p>

監査対象部 局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
教育委員会 中央図書館	<p><b>目的の定義について</b>  公募対象を「創作活動を行っている市民」に限定する必要はなく、「創作をしたことのない市民」を対象に裾野を広げることも重要である。 unnecessary 限定を付すのは、幅広い事業の展開の障害となりかねず、改めるべきである。</p>	264	<p>毎年の公募要項では、「応募資格は函館市民であること」のみを明記し、「創作活動を行っている市民」に限定していないことから、そのように記載すべきでありました。</p>
	<p><b>ワープロ作業の内製化と人件費について</b>  当事業に要する日数を年間81日と試算しており、1人の職員が年間の1/3を費やしていることになる。  業務に要する時間の多くは受賞作品のパソコン処理ということであるが、入選作品の原稿をワード化する作業は、自治体行政について専門的な能力を有する市職員、司書資格を有する嘱託職員の本来的な業務とは言い難い。  印刷業者への委託費を100千円程度削減して、職員がこの業務に専念するのは不合理であり、結果的に人件費を含めたフルコストベースでは、実態的にコストが増加し、費用対効果も悪化した。こうしたコスト管理と費用対効果の測定が必要である。</p>	264	<p>印刷業者がデータ入力する場合、誤入力の訂正や校正等、業者との調整にかなりの時間を費やしてきた経緯があります。  一方、職員による入力は、作者の文意や審査員による指摘を反映させながら、同時に、誤字脱字等の文字校正が可能となるなど、効率化が図られている面もあることから、本業務の人工や総事業費は減少しております。</p>
	<p><b>印刷製本内製化と人件費について (平成25年度以降)</b>  平成25年度からは、冊子の印刷製本も内製化しているが、25万円の印刷外注費を削減して、市職員の本来的業務とは言い難い仕事を増加させるのは合理的でなく、また、業務増加量を把握していないのは不適切である。  結果的に、人件費を含めたフルコストベースではコストが増加し、費用対効果も悪化する。こうしたコスト管理と費用対効果の測定が必要である。</p>	265	<p>平成25年度は作品集をホームページで公開することとし、受賞作品や審査員講評のデータ入力は、受賞者や審査員からデータ提供を受けるなど効率化を図りました。  また、印刷製本は、館内での閲覧用など最低限の冊数としたほか、その製本についても、五稜郭支援学校のボランティアによる協力を得られたことから、職員の業務量は軽減されたところであります。</p>



監査対象部局等	指摘事項の概要	報告書ページ	措置の内容
教育委員会 中央図書館	<p><b>図書館職員の配置人数が適正ではない</b> 内部ワープロ化される平成21年度以前は、22年度以降に比して本業務の工数は少なかったはずだが、21年度と22年度の所要工数は一致している。</p> <p>内部ワープロ化により、職員の業務時間が増加したことは間違いないが、数値的な把握は行われていない。</p> <p>業務遂行に適切な人員配置をしているのではなく、人員に合わせて業務量を調整していることがうかがえる。</p> <p>適切な作業時間数の設定、行政の専門職として適正な職員数について検討する必要がある。</p>	265	<p>平成21年度までの印刷業者入力の場合、業者との打ち合わせや校正作業に多くの時間を要していましたが、22年度以降は、職員入力による印刷原稿の作成作業は増えたものの、校正時の手書き原稿を何度も読み直す手間が減ったこと、作者の文意、審査員の指摘の反映や、入力に合わせての誤字脱字の修正が可能となったことから、本業務にかかる作業時間は増加していない状況であります。</p> <p>これまでも、図書館の業務執行にあたり、必要な職員数を配置してきましたが、27年度からは指定管理者制度を導入し、より効率的な図書館運営に取り組んでまいりたい。</p>
	<p><b>成果指標について</b> 応募作品数を成果指標としているが、募集7部門のうち、詩、短歌、俳句、川柳は各5点投稿可能であり、また、部門にまたがっての応募もできるため、投稿者の実人数は応募作品数に比べ、1/3程度と相当少なくなる。</p> <p>同年度で2部門の受賞や、複数年度で受賞するケースも見られ、応募者の裾野が広がっているとはいえない。</p> <p>作品数のみを成果指標とするのは、効果測定に不適切であり、創作意欲の喚起が事業の目的であるから、応募者数の維持・増加も測定すべきである。</p>	266	<p>市民文芸は、純粹に作品内容で審査されるため、作品数を成果指標としており、受賞者が審査員講評のもとに複数作品で応募したり、翌年異なる部門に挑戦する事例も多く、これらは「創作意欲の喚起」によるものと考えております。</p> <p>一方で「創作意欲の喚起」では、応募者数による裾野の広がりを効果測定することも重要な視点であることから、今後検討してまいります。</p>
	<p><b>応募者の低迷</b> 実応募者数は、平成22年度80名、以降、91名、103名と低迷しており、特定の学校からの応募数を除くと、24年度は69名にとどまる。</p> <p>このこと自体が、市民の当事業に対する評価であり、効果の失われた事業を継続しているといえる。</p>	266	<p>応募者数、また、部門重複を除く実応募者数は、近年、全体的には漸減傾向にあります。が、学校を通じての応募をきっかけとして、継続して応募する生徒など10代の応募者が増加していることから、一定の成果をあげているものと考えております。</p>
	<p><b>応募者の偏りと事業のあり方について</b> 10代の応募者は、学校単位、クラス単位での積極的な積極的な関心喚起が行われたことが推察され、学校行事の一環のような使われ方は、本来の目的に合致しているとは言えず、業績測定の方法に問題がある。</p>	267	<p>若年層に応募を募る場合、学校を通じたポスター掲示やチラシ配布は、効果的な方法であります。</p> <p>また、趣旨に賛同する教員が児童生徒に応募を呼びかけることは、文芸作品の創作に関心・意欲をもつ契機となり、「地域文化の向上」に寄与するものであることから、本来目的と一致するものと考えております。</p>

監査対象部 局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
教育委員会 中央図書館	<p><b>No.64 郷土資料整備費</b></p> <p><b>選定発注が非効率である</b> 年間約1,200千円で235点、月平均100千円で20点程度の選定購入業務に対して、年間0.5人、125日要している。月20点選書するのに10日かかるというのは著しく効率性に欠け、費用対効果も低い、その測定がされていない。事業規模に比して人件費コストがどの程度であるべきか等、人件費コストという観点の欠如している。</p>	269	<p>一般図書は、主に取次店等のカタログをもとに選定していますが、郷土資料は、地方出版や自費出版が多く、カタログだけでは何が出版されたか把握しきれず、時期を逸して購入できないことも多くなります。</p> <p>このため、新聞・雑誌の出版情報や多くの選書媒体を精査する必要があり、購入冊数に比較して業務量は多くならざるを得ませんが、今後、効率的な選書方法について検討してまいりたい。</p>
	<p><b>配置人員の把握が不十分である</b> 平成23年度事業仕分けでは1.3人工であったが、今回0.5人工と修正した。図書館職員全体の配置人数が十分把握されていない。配置人数の把握が不適切であり、人ごと、業務ごとの実際作業時間を測定する必要がある。</p>	270	<p>事業仕分けの人工計算では、予算計上している事業に全職員の業務を振り分けすることとしており、予算未計上の業務は反映されていなかったことから、今回、人工数を精査し、郷土資料購入に係る人工を減少させたものがありますが、今後におきましても、適正な職員配置と業務執行に努めます。</p>
教育委員会 生涯学習部 生涯学習文化課	<p><b>No.65 五稜郭ゆかりのまち交流経費</b></p> <p><b>目的の定義が不明確について</b> 対象と意図する変化が記載されていない。目的を「「五稜郭ゆかりのまち協定書」を締結し、交流を続けている」としているが、これは状況説明である。「両市の情報を広く提供し、協定の趣旨である相互理解と友好親善を深めるため」の必要性の記述が目的に相当するものの、概念的・抽象的である。</p>	272	<p>平成10年の旧臼田町との協定締結当初は、本来目的である相互理解と友好親善を深めるべく、絵手紙展以外に、少年野球チームの相互派遣やハーフマラソン大会への選手招待などの交流を実施していました。</p> <p>しかし、17年に佐久市と合併した後は、人的な交流事業は実施しておらず、ここ数年は絵手紙展の開催のみとなっており、目的なども含めて今後の交流のあり方について、あらためて検討してまいりたい。</p>
	<p><b>成果の測定が不十分である</b> 事業の目的に対し、効果が上がっているのかが測定・評価されていない。事業目的は概念的・抽象的であり、明確に定義されているとは言い難い。実際の事業内容が、絵手紙展の開催に限定されているため、実態に即した目的を明確に定義した上で効果を測定すべきである。または、効果が測定できるような目標設定が必要である。一旦開始した事業が、毎年継続することが前提となり、成果の評価が明確に行われていないことが考えられる。</p>	272	

監査対象部局等	指摘事項の概要	報告書ページ	措置の内容
教育委員会 生涯学習部 生涯学習文化課	<p><b>1点当りコストの過大について</b> 人件費を含めた総事業費から計算すると、絵手紙1点当り約5千円を要しており、1件当りコストが過大であり、費用対効果が低い。</p>	273	人工測定については、改めて精査した結果、0.02人工で1点当りのコストは約1千円となりますが、引き続き、作業工程の改善など、コスト削減に努めます。
	<p><b>事業継続可否の判断がなされていない</b> 函館市単独事業ではないため、佐久市の意向も今後の方針に反映されることは相当としても、現状の半ば形骸化した事業を、市職員の手作業的な次元で存続させるのは、有益といえない。 意思決定が文書化されていないため、継続または廃止についての責任ある判断がされないまま事業が継続されていることになる。</p>	273	事業の継続については、再度、佐久市の意向確認のほか、民間レベルでの交流等の可能性を検討し、継続とするか廃止とするかを判断してまいりたい。
教育委員会 生涯学習部 生涯学習文化課	<p><b>No.66 文化振興関係経費</b></p> <p><b>人員コストが高い</b> 事業内容のうち、工数を要しているのは、文化事業への支援(名義後援等)であるというが、平成24年度の名義後援274件、行事対応47件、市庁舎見学会1回に年間0.9人が従事している。 24年度総コストは6,868千円で、その大半が人件費であり、1件当りコストは約20千円である。 人件費コストが過大で費用対効果も低く、業務のスリム化をすべきである。</p>	275	人工測定については、改めて精査した結果、0.6人工で1件当りのコストは約14千円となりますが、引き続き、作業工程の改善などコスト削減に努めます。
	<p><b>過大目標の設定</b> 本事業は、一定数の要望はあるが、件数に比例して市民の福利が向上する性質の事業ではない。 一定の処理数をこなさなければならぬが、その量や質が必ずしも市民の福利と比例する訳ではない事業は、1件当りの処理コストを最低限に抑えることが重要であり、これを達成目標に設定することが考えられる。</p>	275	<p>名義後援や行事対応等にかかる業務については、その件数が多いほど市民・団体の自主的な学習活動、文化芸術活動を促進し、市民の身近に文化芸術にふれる機会が増えるなど、生涯学習の推進や文化芸術の振興を図る上で重要な業務と考えており、教育委員会としましても、必要に応じて企画立案への参画や広報等の協力を行っているところであります。 今後におきましても、業務の効率化に努めながら、市民の自主的な活動に対し支援を行ってまいります。</p>

監査対象部局等	指摘事項の概要	報告書ページ	措置の内容
生涯学習部 生涯学習文化課	<p><b>No.67 函館子ども歌舞伎運営補助金</b></p> <p><b>市の定めた事業の目的について</b></p> <p>目的が「市民の自主的な文化芸術活動の促進を支援する」と抽象的な定義であり、対象が何（誰）か、どのような変化を及ぼすことを意図しているのかが設定されていない。</p> <p>実態に即し、達成目標や業績指標を導出可能なように、明確に目的を定義すべきである。</p>	278	<p>当団体の組織再編もあり、平成26年度については補助金を交付しておりませんが、具体的な目的は、日本の伝統芸能の一つである歌舞伎を次代を担う子どもが習得し、演ずることにより、歌舞伎の継承・発展とともに、子どもたちの芸術・文化に関する理解を深め、豊かな人間性を形成するなど青少年の健全育成に寄与することであります。</p> <p>今後、新団体から補助金交付要望があった際には、目的の明確化や、測定指標の設定に努めてまいります。</p>
	<p><b>成果の測定が不十分である</b></p> <p>事業の目的に対し、どのくらいの効果が上がっているかが測定されていない。事業目的は「市民の自主的な文化芸術活動の促進」と極めて概念的な定義である。実際の事業内容が、子ども歌舞伎に限定されているため、実態に即した目的を明確に定義した上で、効果の測定をすべきである。</p> <p>平成16年度からの補助金累計は10,000千円程度となり、この間、特段の測定指標を設けてこなかったのは不適切である。予算要求資料も22～24年度の3年間、全く同じ記載で成果の記載もない。</p> <p>何らかの指標を設け、事業効果を測定すべきであるが、補助金事業は、毎年継続することが前提となり、成果についての評価が行われていない傾向があり、正すべきである。</p>	278	
	<p><b>補助金の最終的受給者が少ない</b></p> <p>補助金の最終的な受給者は、第一義的には子ども歌舞伎の演者である「子ども」であり、平成24年度の構成員は小中学生19名であるが、函館市の小中学生は約17千人で、子ども歌舞伎構成員は、その1/1000の少数しかいない。</p> <p>24年度の補助事業計画書では、補助事業の実施効果について、受給団体自身が、効用が生じる対象を演技者である子供たちに限定している。</p> <p>受給者が限定され、極めて少数の者を対象に長期間補助を続ける状況は見直す機会を設ける必要がある。</p>	278	

監査対象部 局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
教育委員会 戸井教育事 務所	<p><b>No.68 道南駅伝競走大会負担金 (戸井教育事務所)</b></p> <p><b>戸井教育事務所の設置について</b> 戸井教育事務所では、社会教育施設5施設、社会体育施設2施設などを所管しているが、施設数・規模からみて、本庁の生涯学習部文化課に集約する等、効率的な運用が図られてよい。</p> <p>現在の戸井教育事務所は、予算要求資料の作成・執行・管理、その他庶務の事務など、個別具体的な事業に対応することのない間接業務に大きく時間を充てていることから、職員の時間的余裕が過大である可能性がある。</p> <p>所管する施設数、事業規模、予算額、決算額等に照らし、現状の人員数のまま戸井教育事務所を設置していくこと自体を再検討すべきである。</p>	282	<p>当教育事務所の組織体制や所管業務については、市として4支所のあり方を検討した中で、平成19年度から、学校教育関係は、転入学手続等の窓口を残し、その他の基本的業務については本庁への集約を図り、生涯学習関係では、スポーツ大会・教室、文化・芸術事業の開催や社会教育・社会体育施設の維持管理のほか、管内教育財産の管理機能を有する部門とし、これに伴い、24年度に職員1名を削減して以降、所長以下3名の職員体制としたところであります。</p> <p>このように、地域の教育行政を担う部門として、地域における生涯学習の後退を招くことのないよう配置されたものですが、予算の効率的執行や簡素で効率的な行政運営の観点から、改めて組織体制のあり方について検討してまいりたい。</p>
教育委員会 椴法華教育 事務所	<p><b>No.69 生涯学習関係経費 (椴法華教育事務所)</b></p> <p><b>事業の費用対効果が著しく低い</b> 事業や行事の参加者1人当りのコストは、平成20年度68千円、24年度45千円など著しく高額である。陶芸教室・軽運動教室・英語教室などは、民間の同種教室があり、それと比較してコストがかかりすぎている。</p> <p>総コストの9割が市職員人件費で、コスト増の要因となっている。</p> <p>市民の負担が受益者の受ける効用を大きく上回れば、地域全体としては損失であり、事業廃止、民間委託、民営化など実施方法の抜本的改善が必要である。</p>	285	<p>椴法華地域は市内他地域を上回って少子高齢化が進行し、高齢化率は40%を超えており、サークル・同好会活動もなく、本事業が地域唯一の生涯学習事業となっております。</p> <p>こうした背景から、各事業の参加割合は高いものの、人数規模は小さく、参加者1人当たりのコストは高くなっております。</p> <p>今後におきましては、地域の特殊性に配慮しつつ、事務事業の取組方法の改善や工夫などにより人件費コストの軽減に努めてまいります。</p>

監査対象部 局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
教育委員会 榎法華教育 事務所	<p><b>事業成果・費用対効果が測定されていない</b></p> <p>参加者の絶対数である住民が少ない地域での事業が小規模・少人数となること自体は、一概に否定すべきものではないが、事業の必要性や有効性と、その事業が効率的に遂行されているか否かは別の概念であり、成果や費用対効果は、測定されなければならない。</p> <p>当事業については、達成目標やアウトカム・アウトプットなどの業績指標が明確に定義されておらず、参加者数の集計にとどまっていることから、これらを明確に定義し、事業の成果や費用対効果の測定をすべきである。</p>	285	<p>達成目標や業績指標について、参加者数やその増減、地域住民に占める参加割合、健康づくりの意識向上など、より適切な目標・指標の設定を検討してまいりたい。</p>
	<p><b>民間事業者の活用</b></p> <p>参加者1人当りのコストは45千円、参加者10人程度の講座であれば、500千円のコストであり、十分民間事業者へ委託可能である。</p> <p>本事業としては一旦廃止とし、民営化を含め、実施方法を再検討すべきである。</p>	286	<p>本事業の業務手順としましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①計画・要領の作成</li> <li>②学校・関係団体との連絡調整・協力依頼</li> <li>③学校・地域団体・市広報紙等への開催案内</li> <li>④参加希望者の受付・集約</li> </ul> <p>などのほか、地域子ども交流事業では、「交流先である風間浦村との連絡調整」や「保護者説明会、参加児童の引率」が伴うため、これら業務を一括して民間事業者へ委託することは、業務内容や住民理解の面からも難しいものと考えております。</p>

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置  
(特定の事件名 小規模事業の有効性の検証)

## 2 意見

監査対象部 局等	意見の概要	報告書 ページ	意見の内容
教育委員会 学校教育部 学務課	<p><b>No.53 学校教育審議会報酬</b></p> <p><b>固定的な作業の見直し</b></p> <p>事業費は審議会委員に対する報酬そのものであるため、事業費自体は審議会・委員会の開催回数に応じて上下するが、事業に要する人件費は、審議会等の開催回数に連動していない。平成23年度では審議会1回しか開催されておらず、これに0.5人工要している。</p> <p>総事業コストの観点を導入し、事業の効率性を評価すべきである。</p>	240	<p>人工については、委員委嘱に関するもののほか、審議会の開催準備、再編計画策定にかかる関係者間の調整などの従事時間・業務量から人工積算したものであります。</p> <p>本事業の効率性の評価は困難であります。事務作業の効率化については、今後検討してまいりたい。</p>
教育委員会 学校教育部 学務課	<p><b>No.54 中学生海外派遣事業関係経費</b></p> <p><b>アンケート様式の変更について</b></p> <p>参加者に対するアンケート調査の項目は、説明会や準備会の回数、滞在期間と、参加者の期待や要望の程度を問うものとなっている。</p> <p>本事業のように、事業の対象者が一方的に受益する事業では、受益者の満足度だけでなく、その費用対効果を検証することが重要であり、現在のアンケートの形式では、費用対効果の目標とはなり得ない。</p> <p>参加者1人当りのコストを明示した上で、コストに見合う成果が得られたかについて意見を問うなど、その費用対効果を測定、評価することに資するアンケートに改めるべきである。</p>	242	<p>現在のアンケートは、事業内容等の改善を目的に実施しており、費用対効果の検証となるような形式にはしておりません。</p> <p>参加者1人当たりのコストは、派遣先の変更などに伴い、年度によって変動するものであります。今後、費用対効果の測定・評価が可能な質問項目を追加することの妥当性や、追加する場合のアンケート対象者の設定など検討してまいりたい。</p>
教育委員会 学校教育部 学務課 教育指導課	<p><b>No.55 学力向上推進費</b></p> <p><b>人工過大の可能性がある</b></p> <p>年間通して0.5人従事しているが、学力テスト実施事業の学力テスト自体は、各学校で実施することを勘案すると、職員の工数が多すぎる事が考えられる。</p>	245	<p>本事業は、標準学力検査の実施のほかに、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学力向上プロジェクト推進委員会の開催</li> <li>・学習状況調査報告書の作成・発行</li> <li>・研究校の選定・指定・支援</li> </ul> <p>といった、指導主事が担当・支援する業務があり、これらの従事時間・業務量から、人工を0.5人と積算したものです。</p>

監査対象部 局等	意見の概要	報告書 ページ	意見の内容
教育委員会 生涯学習部 管理課	<p><b>No.58 生徒用机・椅子整備費(中学校)</b></p> <p><b>事業仕分けにおける人工の算定</b> 平成23年度事業仕分け調書では、必要人工を1.0人としていたが、今回、実績数値を確認したところ、0.01人工と修正があった。 人工を勘案するに当たっては、明確な計算根拠を設けるべきである。</p>	250	人工の算出については、平成26年度から実施している「事業評価制度」において、共通の算出基準を設定していることから、今後においては、この基準を活用することとしたい。
教育委員会 生涯学習部 生涯学習文化課	<p><b>No.65 五稜郭ゆかりのまち交流経費</b></p> <p><b>人員投入の測定方法について</b> 本事業は0.1人工で、月平均2日以上、この業務に人手を要していることになるが、測定方法に誤りがあるか、測定方法が正しいならば、時間のかけ過ぎではないか等、検討が必要である。 市職員の時間コストがかかっていることを軽視しており、予算額の小さいことが事業の継続判断を安易にしていることから、見直すべきである。</p>	273	人工測定については、改めて精査した結果、0.02人工でありましたが、引き続き、作業工程の改善などコスト縮減に努めます。
教育委員会 生涯学習部 生涯学習文化課	<p><b>No.67 函館子ども歌舞伎運営補助金</b></p> <p><b>成果指標の例示</b> 芸能の性質上、構成員の入れ替わりは大きくはないと思われるが、例えば、子ども歌舞伎に関心を持ち、自らも参加したいと思う子どもの数やその変化、変化率、函館市小中学生約17千人の子ども歌舞伎に対する関心度の変化や変化率など、測定可能な指標を検討すべきである。</p>	278	当団体の組織再編もあり、平成26年度については補助金を交付しておりませんが、今後、新団体から補助金交付要望があった際には、成果などの測定指標の設定に努めてまいります。



監査対象部 局等	意見の概要	報告書 ページ	意見の内容
教育委員会 戸井教育事 務所	<p><b>No.68 道南駅伝競走大会負担金 (戸井教育事務所)</b></p> <p><b>参加者数について</b> 人件費を含む参加者1人当りに要するコストは約6千円となり、年間の事業費としては大きな規模ではないが、費用対効果が高い事業であるか疑問である。</p> <p><b>参加者の傾向と事業のあり方について</b> 戸井地区からの参加者は圧倒的に小中学生が多い。戸井地区の小中学生の参加率が22.5%に対し、旧市内の小中学生では0.56%と極めて少数である。 合併以前からの事業という経緯もあるが、合併後10年を経過しており、今後も地区参加者の多い事業として継続するのか、継続する場合には、地区の小中学校単位の事業に縮小すべきではないかなど、現状維持に拘泥することなく検討する必要がある。</p>	281	<p>本駅伝大会は、平成15年の開催当初から、町興しを兼ねた地域の一大イベントとして、地域住民や多くのボランティアに支えられて実施され、道内の数少ない駅伝大会の一つとして位置づけされている大会であります。</p> <p>また、参加記念品や入賞者への副賞などは、地域の水産加工品を贈呈し、駅伝コースを津軽海峡を望むコースとするなど、特産品や観光のPRの場にもなっております。</p> <p>その効果は一概に数値で示すことができませんが、地域住民の健康増進や青少年の健全育成、地域の活性化等に貢献している事業であることから、今後も、作業の効率化を図り事業費の抑制に努めてまいります。</p>
教育委員会 楸法華教育 事務所	<p><b>No.69 生涯学習関係経費 (楸法華教育事務所)</b></p> <p><b>事業費と人件費コストについて</b> 楸法華教育事務所全体で、3,750千円の事業を実施するのに、22,500千円の人件費を要しており、事業規模に比べて人件費コストが高い。 本事業のように職員人件費が総コストの9割を占めるなど、費用対効果が低い事業もあり、地区教育事務所の統合・存廃等について、人件費コストの観点から、業務に実際に必要な時間を再測定し、配置人員数を見直すべきである。また、部門の統廃合も検討すべきである。</p>	286	<p>当教育事務所の組織体制や所管業務については、市として4支所のあり方を検討した中で、平成19年度から、学校教育関係は、転入学手続等の窓口を残し、その他の基本的業務については本庁への集約を図り、生涯学習関係では、スポーツ大会・教室、文化・芸術事業の開催や社会教育施設の維持管理のほか、管内教育財産の管理機能を有する部門とし、所長以下3名の職員体制としたところであります。</p> <p>今後、予算の効率的執行や簡素で効率的な行政運営の観点から、改めて組織体制のあり方について検討してまいります。</p>